

之は相続人は被相続人の納税上の地位を繼承するといふ根本觀念から出たものであつて、被相続人の一身に専屬する権利及其の受けたる俸給其の他の諸給與、或は勞務に對する收入の如きは、前年の實蹟に課税するものたる、前年の收入を以て本年の收入とする所謂豫算主義に屬するものたるを問はず、相続人の所得とは見られないが、其の他のものは總て、相続人の所得と看做し、相続人の引續き有したる資産若は營業と認め、其の所得として計算するのを原則とす。

死亡以外の原因に依る家督相続の場合に、被相続人が相続人と世帯を共にする場合は、兩者の所得を合算するのであるから問題とはならぬが、被相続人が別に一戸を構ふるか又は獨立の生計を營む場合は、其の被相続人に對し所得を計算するのは通例である。資産若は營業に付ても、留保したものは勿論、現に被相続人の収益せる資産又は營業は相続人の資産又は營業と認むべきでない。死亡に因る相続の場合に、被相続人の一身に専屬するもの及職業所得以外は、相続人の所得として計算すべきことの當然なるは説明を要しない。

(十) 宗中財産及門中財産

宗中又は門中財産に付其の利益を享受する者は、其の利益を享受する限度に於て其の財産を有する者と看做し、所得額を計算するのである。

宗中及門中財産は財團又は社團に準すべきものであるが、個人が此等の利益を受ける場合之を所得に計算すべきは理の當然である。併し之は配當若は給與と見るべきものでなく、所謂第六號の資産所得として其の利益を受ける限度の所得を計算すべきものとしたのである。

京畿道、全羅北道、忠清南道、平安北道の各道は其の道税賦課規則に此の規定を缺いて居るが、京畿道では此の如きもの

には課税するに及ばぬといふ趣旨である。

第五目 資力に計算せざる所得

戸別税納税義務者の資力算定の標準たる所得額に算入しないものがある。

道税賦課規則準則

第二十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ戸別税納税義務者ノ資力算定ノ標準タル所得額ニ之ヲ算入セズ

- 一 軍人從軍中ノ俸給及手當
- 二 扶助料及傷痍疾病者ノ恩給又ハ退隱料
- 三 旅費、學資金、法定扶養料及救助金
- 四 營利ノ事業ニ屬セザル一時ノ所得
- 五 日本ノ國籍ヲ有セザル者ノ外國ニ於ケル資産、營業又ハ職業ヨリ生ズル所得

左に各種目に付て説明する。

一 軍人從軍中の俸給及手當

軍人に限るのであつて、軍屬其他軍人以外の者が從軍しても、本號の適用はない。軍人とは恩給法に所謂軍人並に準軍人と稱するものであると解すべきである。

恩給法第二十二條 軍人トハ左ニ掲グル者ヲ謂フ

- 一 陸軍又ハ海軍ノ現役、豫備役、後備役又ハ補充兵役ニ在ル者
- 二 國民兵役ニ在ル者ニシテ召集セラレタルモノ及志願ニ依リ國民軍ニ編入セラレタルモノ

第十一章 賦課各論 第二款 道税特別税及其の附加税 第一項 戸別税及同附加税

第十一章 賦課各論 第二款 道税特別税及其の附加税 第一項 戸別税及同附加税

一七四

一 陸軍ノ見習士官及海軍ノ候補生

二 勅令ヲ以テ指定スル陸軍又ハ海軍ノ學生生徒

(恩給法施行令ニ於テ陸軍士官學校、陸軍幼年學校、陸軍戸山學校、陸軍工科學校、海軍兵學校、海軍機關學校及海軍經理學校ノ生徒、陸軍士官候補生、海軍豫備立ニ海軍豫備練習生ニシテ軍人ニアラザル者ヲ指定セラル)

從軍ノ意義に付ては別に之を明かにしたものを見ないが、従來は陸軍戰時給與規則第六條、第十六條及海軍戰時給與規則第二條、第六條及第十二條に依り増俸増給の支給を受ける期間を以て從軍中と解して居た。

陸軍戰時給與規則

第六條 戰地ニ出發ノ者ハ其ノ出發ノ日ヨリ歸著ノ日又ハ給與停止ノ前日マテ準士官以上軍屬ニハ俸給五分ノ二、下士以下ニハ給料四分ノ二ヲ増給ス但シ内地途中ニ在ル者ニ在リテハ其ノ増ヲ半減スルコトヲ得

戰地ニ在ル者ハ戰地トナリタル日ヨリ給與停止ノ前日迄前項ニ依ル

出戰又ハ戰備ノ姿勢ヲ完成シタル部隊ニ屬スル者、要塞ノ警急配備ニ就キタル者及對敵ノ目的ヲ以テ派遣セラレタル者ハ其ノ完成ノ日配備ニ就キタル日又ハ派遣ノ日ヨリ戰地ニ出發ノ前日、戰地トナリタル日ノ前日、配備ヲ解キタル日、歸著ノ日又ハ給與停止ノ前日迄第一項ノ區分ニ依リ俸給ハ五分ノ一、給料ハ四分ノ一ヲ増給ス

臨戰合圍地境ニ出發ノ者ハ其ノ出發ノ日ヨリ歸著ノ日又ハ給與停止ノ前日マテ、臨戰合圍地境ニ在ル者ハ戒嚴布告者ハ宣告ノ日ヨリ戰地トナリタル日ノ前日又ハ戒嚴停止ノ日マテ前項ニヨル

在勤加俸ノ支給ヲ受クル者前四項ノ増給ヲ受クベキ場合ニ於テ在勤加俸ノ額其ノ増給ノ額ヨリ多キトキハ平時ノ駐屯地ヲ離ルル日ノ前日マテ在勤加俸ニ相當スル額ヲ給ス

敵ノ俘虜トナリ又ハ生死不明トナリタル者ハ其ノ同本條ノ増給ヲ停止ス

第十六條 戰時若ハ事變ノ爲繁劇ノ事務ニ從事スル部隊ニ在ル者ハ其ノ期間準士官以上文官ハ俸給五分ノ一、下士以下ハ給料四分ノ一ヲ増給ス其ノ部隊ハ陸軍大臣之ヲ定ム

海軍戰時給與規則

第二條 軍人軍屬ニシテ戰地ニ在ル者又ハ派遣セラレタル者竝ニ戰地ニ在ラザルモ特別ノ命令ニ依リ對敵行動ヲ執ル者ニハ左ノ區別ニ從ヒ増俸ヲ給ス

一 準士官以上候補生ニハ俸給ノ五分ノ二

二 下士官ニハ俸給ノ四分ノ二

三 文官ニハ俸給ノ五分ノ二

四 雇員傭人ニハ給料ノ四分ノ一

軍人軍屬ニシテ臨戰合圍地境ニ在ル者又ハ派遣セラレタル者ニハ前項増俸ノ半額ヲ給ス

第六條 戰備完成ノ各部、各隊及艦船艇ノ軍人軍屬ニハ戰地若ハ臨戰合圍地境ニ發航ノ前日又ハ戒嚴布告者ハ宣告又ハ戰地トナリタル日ノ前日マテ第二條第一項増俸ノ半額ヲ給ス

第二十條 戰時若ハ事變ニ際シ繁劇ノ職務ニ從事スル各部各隊及艦船艇ノ軍人軍屬ニハ其ノ期間第二條第一項ノ増俸ノ半額ヲ給ス其ノ各部、各隊及艦船艇ハ海軍大臣之ヲ定ム

陸軍戰時給與規則及海軍戰時給與規則に依れば、獨り戰地又は臨戰合圍地境に臨みたる場合のみならず、部隊又は艦船艇に在る者が、戰時又は事變に際し繁劇の事務に従事する場合に於ても、戰時増俸増給を支給せられる、此の陸軍戰時給與規則又は海軍戰時給與規則に依つて、戰時増俸増給の支給を受ける期間を以て、從軍中と見るといふことは、極めて適當のことであつて、既に内地に於ても從前から認められて居る所ではあるが、朝鮮に在つては既に平時に加俸の支給がある。而

第十一章 賦課各論 第二款 道税特別税及其の附加税 第一項 戸別税及同附加税

一七五

かも其の加俸は戦時増俸支給額よりも多い場合が少くない。殊に陸軍戦時給與規則第十六條及海軍戦時給與規則第二十條の規定は、朝鮮に於ては殆ど其の適用がない。其の場合でも事實上戦時増俸支給の支給を受けない場合があるから、總て恩給法の規定に依て恩給年限の計算上従軍加算を受けるものは、之を従軍と見るのが相當である。

恩給法

第三十二條 公務員其ノ職務ヲ以テ従軍シタルトキハ左記各號ノ規定ニ依リ加算ス

一 戦地ニ在リテ職務ニ服シタルトキハ従軍期間ノ一月ニ付三月

二 戦地以外ニ在リテ職務ニ服シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付一月半

前項ノ規定ハ公務員其ノ職務ヲ以テ戦争ニ準ズベキ事變ニ際シ職務ニ服シタル場合ニ之ヲ準用ス

戦争ノ期間及地域、戦争ノ範圍竝ニ戦争ニ準ズベキ事變ハ勅裁ヲ以テ之ヲ定ム

第三十三條 公務員外國ノ交戦又ハ擾亂ノ地域内ニ於テ危険ヲ顧ミズ其ノ職務ヲ以テ勤務シタルトキハ在勤期間ノ一月ニ付二月ヲ加算ス

前項ノ外國ノ交戦又ハ擾亂ノ地域及期間ハ勅裁ヲ以テ之ヲ定ム

従軍の始期及終期に付ても亦恩給法に於ける従軍加算年の計算に依ふことが適當である。恩給法施行令の定むる所は次の通である。(恩給法施行令第十二條)

(一) 勤員(之に準ずるものを含む)部隊に編入せられたる者は編入の月、勤員(之に準ずるものを含む)下令前から其の部隊に居た者は其の下令の月。

(二) 戦争開始後戦地に到りたる者若は職務に服すべき地に到りたる者は、其の事由の生じたる當時所在する地の屬する地域を離れたる月。

(三) 戦争中戦地から歸還した者は、其の歸還すべき地の屬する地域に到着した月迄。

恩給は月を以て計算するが、所得額は日割を以て計算し、其の従軍期間の俸給及手当を除外すべきである。而して中に所謂地域を離れたとき若は地域に到着したときは、朝鮮を指すのであつて、其の衛戍地を出發し若は衛戍地に歸着した日に依るのではない。

資力算定の標準たる所得額の計算から除外するのは俸給及手当であるが、之を廣く解し下士以下の給料は勿論賞與の如きも之を含むものと解すべきである。尤も勳章年金の如きは之に包含しないのは勿論である。

尙ほ此處に注意すべきは、軍隊に配屬せられた軍人の住所は、其の軍隊の衛戍地に在るものと認むべきものであるから、朝鮮に在る部隊から朝鮮外の特設部隊に所屬替となつ場合は朝鮮に於ける住所を失ひ、戸別税納稅義務の消滅となるのである。

二 扶助料及傷痍疾病者の恩給又は退隱料

扶助料とは恩給法に依り公務員の遺族に給せらるゝものである。國以外の地方團體に於ても同様の給與例があるのが普通である。何れも此處に謂ふ扶助料に相當する。

恩給法第七十三條第一項

公務員又ハ之ニ準ズベキ者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ遺族ニハ妻、未成年者ノ子、夫、父、母、成年ノ子、祖父、祖母ノ順位

ニ依リ之ニ扶助料ヲ給ス

一 在職中死亡シ其ノ死亡ヲ退職ト看做ストキハ之ニ普通恩給ヲ給スベキトキ

第十一章 賦課各論 第二款 道税特別税及其の附加税 第一項 戸別税及同附加税

二 普通恩給ヲ給セララルモノ死亡シタルトキ

傷痍疾病者の恩給とは、公務員が公務の爲傷痍を受け又は疾病に罹り不具廢疾者となり、失格原因なくして退職した場合に支給せらる、普通恩給及増加恩給、不具廢疾者とならざるも爲に給せらる、普通恩給並に傷痍年金を謂ふのである。特定の地域に勤務中流行病に罹り若は戦地又は公務旅行中流行病に罹りたる場合には公務に因る疾病と看做されるから、共に依て受くる普通恩給及増加恩給も亦此處に謂ふ傷痍疾病者の恩給中に包含せられる。

此處に注意すべきは傷痍疾病者の恩給と謂ふのであるから、公務に因る傷痍疾病に基くものでなければならぬ。公務に因らざる普通の負傷又は病氣で職に堪へずして退職した者の支給を受ける普通恩給を含まないのは言ふまでもない。尙又本號の適用は増加恩給若は傷痍年金に限らない、苟も公務に因る傷痍疾病者の受くるものは、普通恩給たる増加恩給若は傷痍年金たるを問はず、總て之を計算外とすべきものである。

以上は恩給法の定むる所に付て述べたのであるが、國以外の地方團體に於ても同様の給與例があるのが普通で、退職料と稱するものである。組合又は會社に於て支給するものでも、其の内容が恩給法と同一性質を有するものであるならば、此亦所得額に計算せざるを穩當と信ずる。

恩給法

第四十六條(抄) 公務員公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ不具廢疾トナリ失格原因ナクシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給及増加恩給ヲ給ス

公務員公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ失格原因ナクシテ退職シタル後五年内ニ之ガ爲不具廢疾者ト爲リ又ハ其ノ程度増進シタル場合ニ於テ其ノ期間内ニ請求シタルトキハ新ニ普通恩給及増加恩給ヲ給シ又ハ現ニ受ケル増加恩給ヲ不具廢疾ノ程度ニ相應スル増加恩給

ニ改定ス

前項ノ期間ヲ經過シタルトキト雖裁定官應ニ於テ恩給審査會ノ議ニ付スルヲ相當ト認メ且恩給審査會ニ於テ不具廢疾ガ公務ニ基因シタルコト顯著ナリト議決シタルトキハ議決シタル月ノ翌月ヨリ之ニ相當ノ恩給ヲ給シ又ハ之ヲ改定ス

第四十六條ノ二(抄) 公務員公務ノ爲永續性ヲ有スル傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ不具廢疾ノ程度ニ至ラザルモ勅令ノ定ムル程度ニ達シ失格原因ナクシテ之ガ爲其ノ職ニ堪エズシテ一年内ニ退職シタルトキ又ハ其ノ公務員ガ下士官以下ノ軍人ニシテ退職後一年内ニ之ガ爲一種以上ノ兵役ヲ免セラレタルトキハ之ニ傷痍年金ヲ給ス

前條第二項及第三項ノ規定ハ前項ニ規定スル條件(傷痍ノ程度ヲ除ク)ヲ具備スル者ニシテ退職當時ノ傷痍ノ程度ガ前項ノ勅令ノ定ムル程度ニ達セザリシモノノ傷痍年金ニ付之ヲ準用ス

傷痍年金ハ之ヲ普通恩給又ハ一時恩給ト併給スルヲ妨グズ

第四十八條(抄) 公務員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタルモノト看做ス

一 勅令ヲ以テ指定スル地域ニ在動中其ノ地ニ於テ流行病ニ罹リタルトキ

二 戦地ニ於テ又ハ公務旅行中流行病ニ罹リタルトキ

三 公務員タル特別ノ事情ニ關聯シテ生ジタル不慮ノ災厄ニ因リ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ恩給審査會ニ於テ公務ニ起因シタルト同視

スベキモノト議決セラレタルトキ

前項ノ流行病ノ種類ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(恩給法施行令第二十一條第二十二條參照)

三 旅費、學資金、法定扶養料及救助金

旅費とは、旅行に要する費用である。其の性質が實費の辨償であるから、之を所得額の計算に入れないのは當然である。

此の旅費の中には日當、宿泊料及移轉料を含む。學資金とは學術技藝の研究上必要な經費であるが、必ずしも學生に支給せらるゝものとは限らない。個人又は獎學財團の如きものから年々研究費として支給せらるゝものも總て包含する。其の實態が學術技藝の研究を爲す者の生活費に充てらるゝ場合でも、尙且つ本號の適用を受けるものと解さなければならぬ。

法定扶養料とは民法上の扶養義務者から支給せらるゝ、扶養料（民法第九六一條参照）の如きものを謂ふのである。

救助金とは如何なるものなりや明瞭を缺ぐが、公費に依る救助金は勿論、個人の救助金も含むものと解せられるが、其の救助金は生計維持の爲繼續的に支給せらるゝものたることを要す。天災地變等の場合一時的に救助又は扶助せらるゝもの、如きは固より所得と謂ひ難い。朝鮮貴族が昌德會から受ける扶助金は、此處に謂ふ救助金と認める例になつておる。

#### 四 營利の事業に屬せざる一時の所得

營利の事業に屬せざる一時の所得といふも、此の種のものとは元來所得の性質を有しないのである。一種の資本其のもの、獲得である。併し所得の意義は時として廣義に解せられ、誤解を生ずる虞があるから、之を所得額の計算外とする旨を明示したものであらう。

營利の事業に屬するものは、假令一時的に取得するものでも所得である。例へば山林立木代採の所得、土地賣買業者が目的地を賣却して得た所得、常業として定期賣買を行ふ者が偶々利益を擧げた場合の如き皆所得額の計算に算入せらるべきである。茲に營利の事業と謂ふのは營業と謂ふよりも更に廣く、所得を得る目的で行ふ事業を指すのである。同時に營業は營利事業の一ではあるが、其の營業を賣却して巨額の利益を得たとしてもそれは營利の事業ではないから、所得額に計算する譯には行かぬ。（舊來之に反する取扱例はあつたやうである）

營利の事業に屬せざるも一時の所得にあらざるものは、當然所得額の計算に算入せられる。彼の年金、恩給又は退隱料の如きは何れも營利の事業に依る所得ではない。而して一時の所得とは、必ずしも之を一時に收得するものとは限らぬ。數年又は數回に之を分割して收入するものもある。例へば茲に或る一定額の贈與を受けたとすれば、其の贈與の實行が一回に行はれないとしても、矢張り一時の所得に外ならぬ。之に反して一定の年數又は永久に年々幾許を贈與するといふが如きは一時の所得ではない。繼續的の收入であるから所得額の計算に算入せられるのである。

#### 五 日本の國籍を有せざる者の外國に於ける資産、營業又は職業より生ずる所得

外國に於て支拂を受ける非營業貸金公債社債若は預金の利子、株式配當金等も外國に於ける資産より生ずる所得と見るのが穩當であらう。此の規定に依ると外國政府から給せられる恩給の如きものがあるとすれば、資産、營業又は職業から生ずる所得以外の所得であるから、所得額に計算せられるのであるが、此の如き所得は生活の本據たる住所地で生ずるものとし、鮮内に一時的に滞在する外國人に對し、其の滞在地に於ける所得として加算するのは穩當を缺ぐ場合も少くないであらう。債權の利子株式配當金等も亦同様である。

右の外從來非課税所得の認定に關する取扱例となつておるものを掲げると次の通である。

一 文官が陸海軍に召集せられ、文官俸給から補給を受ける場合の補給額は、之を軍人從軍中の俸給には計算しない例である。

二 定期取引の結果引取つた現物を處分し、之に依つて利益を收めたとき、其の所得者が、當該物品の販賣を營業とする者なる場合の外、營利の事業に屬せざる一時の所得と認むべきものとす。

第十一章 賦課各論 第二款 道税特別税及其の附加税 第一項 戸別税及同附加税

一八二

- 三 金鵝勳章年金令第三條に依つて、遺族が支給を受ける勳章年金は、營利の事業に屬せざる一時の所得とす。
- 四 大藏省證券又は國庫證券の割引料は、有價證券の賣買割引を營業とする者が收得する場合の外は、營利の事業に屬せざる一時の所得とすべきものとす。

(行政判例)

三等郵便局長が支給セラルル渡切經費ノ殘餘ハ一時的ノ收入ニアラズシテ繼續的ノモノナレバ營利ノ事業ニ屬セザル一時ノ所得トシテ課税外トスベキモノニアラズ(明治四三、六、第三部)

所謂一時ノ所得トハ臨時又ハ偶然ノ收入ヲ指稱スルモノトス(明治四二、六、第三部)

米穀販賣ガ營業トシテ爲サルルニ非ラズシテ定期取引ノ結果取引タル現物ヲ處分スルニ在ルトキハ之ニ依リ偶々繼續的ニ所得ヲ得タル事實アリトスルモ所得税法第五條第五號(營利ノ事業ニ屬セザル一時ノ所得)ニ該當スルモノトス(明治四四、四、第三部)

(一) 投機事業ニ因ル收入年額ト雖諸般既知ノ事實ニ依リ之ヲ豫算シ得ザルモノニ非ラズ(二) 數年來反覆繼續シテ行ヒタル定期米賣買ナル商行爲ニ因ル所得ハ營利ノ事業ニ屬スル所得ニシテ所得税法第十八條第五號(營利ノ事業ニ屬セザル一時ノ所得)ニ該當セズ(大正一一、七、第一部)

破産管財人ノ職務ニ對スル報酬ハ所得税法第十八條第五號ニ所謂營利ノ事業ニ屬セザル一時ノ所得ニ非ラズ(昭和二、一、第一部)

(一) 株式會社ノ使用人ガ其ノ職務又ハ勤続年數ヲ標準トシテ算定シタル特別慰勞金ヲ給與セラレタルトキハ其ノ給與ハ會社ノ使用人トシテ爲シタル勤務ニ對シ所得税法第十四條第一項第五號ノ給與以外ニ受ケタルモノニシテ同條第一項第三號ノ賞與ノ性質ヲ有スル給與ニ相當ス(二) 前項ノ給與ハ給與者ガ之ヲ爲スニ至リタル事由ガ特定事故ノ記念ナルガ爲ナル場合ニ於テモ所得税法第十八條第五號ノ營利ノ事業ニ屬セザル一時ノ所得ニ非ラズ(昭和六、一〇、第二部)

平安南道に於て宿舍料を非課税所得とせるは既述せし所である。

第六目 勤勞所得の控除

以上に於て所得の計算方法及資力に計算せざる所得に付て述べたが、右に依つて計算した所得額が一定額以下なるときは、其の中の俸給、給料、歳費、年金、恩給、退職料及賞與並に此等の性質を有する給與に付て、其の所得額に對する一定割合の金額を控除するのである。

道税賦課規則準則

第十九條 第十六條乃至前條ノ規定ニ依リ算出シタル金額一萬二千圓以下ナルトキハ其ノ所得中勤勞所得(第十六條第一項第三號及第五號

ノ所得)ニ付左ノ金額ヲ控除ス

- 一 所得總額六千圓以下ナルトキハ勤勞所得ノ十分ノ二
- 二 所得總額中勤勞所得以外ノ所得六千圓以上ナルトキハ勤勞所得ノ十分ノ一
- 三 總所得六千圓ヲ超エ勤勞所得以外ノ所得六千圓未滿ナルトキハ勤勞所得以外ノ所得ト合算シテ六千圓ニ達スル迄ノ金額ハ十分ノ二、其ノ他ノ金額ハ十分ノ一

此の勤勞控除の計算を行ふには、勤勞所得を一應其の儘計算し、他の所得との合計即ち總所得額を算出し、左記三號の中の何れに該當するかを檢討すべきである。

- 一 所得總額六千圓以下なるときは、其の勤勞所得の十分の二を控除する。
- 二 所得總額中勤勞所得以外の所得六千圓以上なるときは、其の勤勞所得の十分の一を控除する。
- 三 總所得六千圓を超へ、勤勞所得六千圓未滿なるときは、其の勤勞所得中勤勞所得以外の所得と合算して六千圓に達する迄の金額に付ては十分の二、其の他の金額に付ては十分の一を控除する。

四 勤勞所得のみが六千圓以上一萬二千圓以下なるときは、其の勤勞所得中六千圓の十分の二と、六千圓を超える金額の十分の一を控除する

之を例を擧げて表示すると次の通である

第一例 (總所得六千圓以下なるとき)

總所得	内		控除額	控除後ノ所得金額		備考
	勤勞以外ノ所得	勤勞所得		勤勞以外ノ所得	勤勞所得	
五、〇〇〇円	三、〇〇〇円	二、〇〇〇円	四〇〇円	三、〇〇〇円	一、六〇〇円	準則第十九條第一號該當
六、〇〇〇円	一、二〇〇円	四、八〇〇円	九六〇円	一、二〇〇円	三、八四〇円	
合計					四、六〇〇円	
					五、〇二〇円	

(説明) 何れも勤勞所得全額、即ち前者は二千圓、後者は四千八百圓の二割を控除す

第二例

(總所得六千圓以上一萬二千圓以下で勤勞所得以外の所得六千圓以上あるとき)

總所得	内		控除額	控除後ノ所得金額		備考
	勤勞以外ノ所得	勤勞所得		勤勞以外ノ所得	勤勞所得	
八、〇〇〇円	七、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一〇〇円	七、〇〇〇円	九九〇円	準則第十九條第二號該當
一三、〇〇〇円	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円	六〇〇円	六、〇〇〇円	五、四〇〇円	
合計					七、九九〇円	
					一一、四〇〇円	

(説明) 何れも勤勞所得全額即ち前者は千圓、後者は六千圓の一割を控除す

第三例

(總所得六千圓以上一萬二千圓以下で勤勞所得六千圓未満なるとき)

總所得	内		控除額	控除後ノ所得金額		備考
	勤勞以外ノ所得	勤勞所得		勤勞以外ノ所得	勤勞所得	
八、〇〇〇円	三、〇〇〇円	五、〇〇〇円	八〇〇円	三、〇〇〇円	四、二〇〇円	準則第十九條第三號該當
七、〇〇〇円	四、〇〇〇円	三、〇〇〇円	五〇〇円	四、〇〇〇円	二、五〇〇円	
合計					七、三〇〇円	
					六、五〇〇円	

(説明) 勤勞所得中勤勞以外の所得と合して六千圓に達する部分、即ち前者は三千圓、後者は二千圓の二割と、其の残り前者は二千圓後者は一千圓の一割とを控除す。

第三例 (勤勞所得のみ六千圓以上一萬二千圓以下なるとき)

總所得	内		控除額	控除後ノ所得金額		備考
	勤勞以外ノ所得	勤勞所得		勤勞以外ノ所得	勤勞所得	
六、五〇〇円	一円	六、五〇〇円	一、二五〇円	一円	五、二五〇円	準則第十九條第三號該當
					五、二五〇円	
合計					五、二五〇円	

(説明) 六千圓の二割と五百圓の一割とを控除す

實際の取扱は勤勞所得の八割又は九割を算出し、圓位未満の端数を切捨てる方が便利である。

此處に勤勞所得といふのは賞與、俸給、給料、歳費、年金、恩給、退職料及此等の性質を有する給與を指すのである。此の控除の理由は要するに其の擔稅力を顧慮したものである。即ち此等の所得は勞務の報酬であつて、恩給の如きも多年勞務を繼

續した報酬に外ならぬ。此の如き勤勞に因つて生ずる所得は他の不勞所得に比し擔税力が薄弱である。殊に俸給料等は老齡若は病氣等の事由で何時其の收入の途が絶へるかも知らぬ。又雇主側の都合で餘議なく退職せしめられることもあり不確實のもので、資産若は營業の所得の如く、其の所得の基本を子孫にまで傳へるが如き永續性を有しないものであるから、所謂所得の種類に依る斟酌の一方として斯る制度を設けたものと謂ふことも出来る。而して此の控除の制度を俸給其の他の諸給與に止め、自由職業乃至純勞役の所得にも及ぼすのが適當であるとの説もあるが、第三種所得税及内地に於ける戸數割の制度に倣ふて、其の勤勞所得の範圍を以上列記の種目に限つたものであらう。

以上は道税賦課規則の準則に示す所に付て説明したのであるが、朝鮮の現状、殊に其の課税範圍を低められて居る戸別税としては、上下の權衡が保たれない感がないでもない。之を以て實際の賦課規則には其の控除の程度を異にしておる例がある。即ち

一 平安南道では、總所得千五百圓以下なるときは勤勞所得の十分の四、其の三千圓以下なるときは勤勞所得の十分の三。(他は準則に同じ)

二 慶尙南道、平安北道では、所得總額三千圓以下なるときに限り其の勤勞所得の十分の三。とせるが如し。筆者の望む所は控除の程度を低め、成るべく全鮮を統一したいと思ふ。

### 第七目 老幼扶養費の控除

老幼扶養費控除と云ふも家族扶養控除と云ふも、共に適當ではないが、兎に角前述せし所に依り、勤勞控除を控除して算出した額が、一定の額以下である場合は、納税者及之と生計を共にする同居者の中の老人、幼者及不具癱疾者一人毎に一定の金額を其の所得額から控除するのである。

### 道税賦課規則準則

第二十條 第十六條乃至前條ノ規定ニ依リ算出シタル金額三千圓以下ナル場合ニ於テ納税義務者及之ト生計ヲ共ニスル同居者中年度開始ノ日ニ於テ年齢十四歳未満者ハ六十歳以上ノ者又ハ不具癱疾者アルトキハ納税義務者ノ申請ニ依リ其ノ所得ヨリ左ノ各號ノ規定ニ依ル金額ヲ控除ス

- 一 所得千五百圓以下ナルトキ  
年齢十四歳未満者ハ六十歳以上ノ者又ハ不具癱疾者一人ニ付六十圓
- 二 所得千五百圓ヲ超ユルトキ  
同 一人ニ付三十圓

前項ノ不具癱疾者トハ心神喪失ノ狀況ニ在ル者、聾者、啞者、盲者其ノ他重大ナル傷疾ヲ受ケ又ハ不治ノ疾病ニ罹リ常ニ介護ヲ要スル者ヲ謂フ

第一項ノ規定ニ依リ控除ヲ受ケントスル者ハ毎年度開始後七日内ニ府尹又ハ邑面長ニ申請スベシ  
此の控除を受けるには

- 一 所得額(勤勞控除を行ひたるもの)三千圓以下なること
  - 二 納税義務者若は納税義務者と生計を共にする同居者の中で
    - (1) 其の年四月一日現在に於て十四歳未満又は六十歳以上の者
    - (2) 不具癱疾者
- あること。



三 年度開始の日より七日内、即ち四月七日迄に納税義務者から府尹、邑面長に申請すること  
 の三條件を必要とす。此の條件を具備したときは、其の戸別税を住所に於て賦課せらるゝ場合たると、滞在地に於て賦課せらるゝ場合たるとを問はず左の通り控除せられる。

- 一 所得額千五百圓以下のときは此等の者一人に付六十圓
- 二 所得額三千圓以下のときは此等の者一人に付三十圓

右は準則の示す所であるが、實際各道の道税賦課規則に規定する所を見ると區々に涉つて居る。即ち

- 一 忠清南道 所得千五百圓以下一人當三十圓、同三千圓以下一人當二十圓
- 二 平安北道 所得千五百圓以下一人當四十圓、同三千圓以下一人當二十圓
- 三 黃海道 所得千五百圓以下一人當三十圓、同三千圓以下一人當十五圓
- 四 江原道 所得千圓以下一人當三十圓、同二千圓以下一人當十五圓
- 五 慶尙北道 所得千五百圓以下一人當十五圓、同三千圓以下一人當十圓
- 六 全羅北道 所得八百圓以下一人當三十圓、同三千圓以下一人當十五圓
- 七 全羅南道 所得八百圓以下一人當三十圓、同二千圓以下一人當十五圓
- 八 平安南道 所得二千五百圓以下一律に一人當四十圓

等で、其の他は準則の通である。準則の示す所は、第三種所得税に於ける控除額に準じたものであるが、第三種所得税に於ては控除すべき幼者の年齢が十八歳未満となつて居る。朝鮮の現況、殊に地方税としては、或は其の控除の程度が多きに失する

やに感ぜられる。私見としては之も成るべく全鮮を統一したいものと思ふ。

此の控除に付て納税義務者の申請を要とした点に付ても多少異論のある所であるが、實際上府又は邑面に於て其の共同生計者の状態を調査する義務を負ふことは忍び得ぬであらうから、納税義務者の申請を俟つこと、したのも止むを得ぬこと、考へられる。賦課期日現在の納税義務者の申請に付ては規定してあるが、賦課期日經過後納税義務の發生したものに付ては、全羅北道以外には何等規定したものを見ないが、之は全羅北道に於けるが如き規定を設ける必要があると思ふ。

(全羅北道道税賦課規則第十九條賦課期日後納税義務發生ノ場合ハ七日以内ニ申請スベシ)

此の申請に付ても極めて嚴重に取扱ふのはどうかと思ふ。殊に賦課期日經過後納税義務發生の場合等には、相當の期間を與へて注意する等の方法を探ることは、地方税の性質上相當の措置であらう。又申請の内容の如きも、徒らに形式に重きを置く必要はないと思ふ。其の申請書に盡さざる所は府尹又は邑面長に於て調査する等の方法に依るを穩當と信ずる。

尙此處に注意すべきは、第三種所得税に於ける要件たる所謂同居家族との相違である。同居家族とは、現に同居する戸籍上の家族であるが、戸別税に於ては納税義務者と生計を共にする同居者と規定して居る。従つて必ずしも戸籍上の家族たるを要しない。其の者に所得がある場合、之を納税義務者の所得と看做して合算せらるゝ範圍の者であれば足る。例へば内縁の夫婦の如きも、之を控除の目標とすることを得るのである。

此の制度を認めた理由は、畢竟納税義務者の擔税能力を考慮した結果に外ならぬ。或は之を以て道制施行規則第四十六條の二に所謂生計の程度に依る斟酌であると解する者もある。勿論さう解されないこともないが、此の制度のみを以て所謂生計程度に依る斟酌の全部とするのは誤りである。生計の程度に依り斟酌するとの規定がなくとも、納税義務者の擔税能力に

應じ、其の課税標準たる所得を取捨加減し得る規定を設くるに何等不都合はない筈である。現に第三種所得税に於て然り、又内地に於ける戸數割に於ても、斯る規定がないに拘らず、老幼控除の制度を認めて居る。道制施行規則に納税義務者の資力は其の所得額に、所得の種類、資産及生計の程度に依り斟酌を加へたるものに依るとせる法意は、各納税義務者の個々の事情に應じ、必要なる斟酌を加へ、以て眞の擔税能力に適する賦課を行はんとするにあるものと解すべきである。其の生計程度に依る斟酌に付ては後に詳説することとする。

第八目 重複計算の防止

數道にて賦課する場合

數道にて賦課する場合、同一人が數道に一戸を構へ又は一戸を構へざるも獨立の生計を營むとき、言ひ換へると道の内外に涉り住所及三月以上の滞在地在某道にある場合には、數道に於て戸別税を賦課する場合が生ずる。此の場合に、關係各道に於て其の納税義務者の資力の標準たる所得額を計算するに當つて、其の全所得を綜合すると、一部又は全部の所得が二重に課税標準に計算せらるることとなり、其の結果實力に伴はざる過重の負擔を被る。故に此の重複計算を避ける爲、關係各道に於ける所得計算の範圍を定められて居る。(昭和一一、一、府令第五號第六條)即ち左の如し。

- 一 各道内の所得を以て其の道に於ける資力算定の標準とする。但し分別し難き所得は各道に平分す。
- 二 關係道以外の道に於ける所得は、其の納税義務者の住所地(朝鮮内に住所なき者に付ては主たる滞在地)に於ける所得と看做す。

之を例を擧げて示すと

或る者が甲道内に住所を有し一戸を構へ、乙道にも一戸を構へて三月以上滞在すると假定したならば、甲乙兩道で戸別税を賦課する。而して其の所得は甲道には四、〇〇〇圓、乙道に三、〇〇〇圓、丙道に二、〇〇〇圓、何れの道に屬するか不明なるもの一、〇〇〇圓、合計一〇、〇〇〇圓とすれば

甲道は	
甲道内の所得	四、〇〇〇圓
丙道内の所得	二、〇〇〇圓
所屬道不明の分半額	五〇〇圓
合  計	六、五〇〇圓
乙道は	
乙道内の所得	三、〇〇〇圓
所屬道不明の分半額	五〇〇圓
合  計	三、五〇〇圓

即ち甲道は六、五〇〇圓、乙道は三、五〇〇圓を以て其の道の資力算定の標準とするのである。

而して之を分割するには關係道知事間で協議をする必要がある。勿論戸別税を賦課する府又は邑面に於て意見が纏まれば其の必要はない。關係道知事間で意見が異るときは朝鮮總督の決定に依るのである。

普通の場合には、資産所得は資産の所在地、營業所得は營業所所在地、公私の職務より生ずる所得は其の職務の地に於ける

所得であつて、其の資産及營業所が道の内外に涉り、而かも其の收入経費が相共通する場合でも、多くは之を分別することが出来る。若し分別することが出来ないときは所謂所屬道不明の所得として、各道に平分すれば可い。公債又は社債の利子、法人の利益配當、恩給年金等は通常住所地に於ける所得と認められ、債權の利子等は債權者の居住地に於ける所得と認められるであらうが、此等の所得に付ても何れの道に屬するか判然しない場合は、矢張り關係各道に平分するのである。只二箇所以上の滞在地に付何れを主なる滞在地と見るかは、豫め具體的の標準を定め難い。其の滞在の状況並に所得の多寡其の他の實情に依つて定める外はないが、是も意見が纏まらぬときは、朝鮮總督の決定に待つの外はない。

元來綜合課税を特長とする人税、殊に累進課率を適用する戸別税等に於て、其の課税標準を分割するといふが如きは、理論上極めて不適當であつて、戸別税の性質を根本的に破壊するものである。併しながら住所又は滞在を要件として賦課するの主義を採る以上、重複計算を避ける必要から、斯る規定を設けたのであらう。何れの理由を以てするも結果姑息の非難は免れ難いものと思ふ。

道内數府邑面で賦課する場合

道内數府邑面に住所及三月以上の滞在地を併存する場合に於ても、其の戸を構へ若は一戸を構へずして獨立の生計を営む者に對しては、其の各府邑面で戸別税を賦課することになる。此の場合に於ても、其の各府邑面に於ける所得額計算の範圍を認める必要がある。

道税賦課規則準則

第二十五條 同一人ニ對シ道内數府邑面ニ於テ戸別税ヲ賦課スル場合ニ於テハ各其ノ府邑面ニ於ケル所得ヲ以テ其ノ者ノ資力算定ノ標準タ

ル所得トス其ノ所得ニシテ分別シ難キモノアルトキハ關係府邑面ニ平分ス

戸別税ヲ納ムル府邑面以外ノ地ニ於ケル所得ハ納税義務者ノ資力算定ニ付住所地府邑面ニ於ケル所得ト看做ス但シ道内ニ住所ヲ有セザル者ニ付テハ道内ニ於ケル主タル滞在地ヲ以テ住所地ト看做ス

前二項ニ規定スル所得ノ計算ニ付關係府邑面異議アルトキハ道知事之ヲ定ム但シ關係邑面同一郡島内ナルトキハ所轄郡守又ハ島司之ヲ定

即ち

- 一 各府邑面内の所得を以て其の府邑面に於ける資力算定の標準とする。但し分別し難き所得は各府邑面に平分する。
- 二 關係府邑面以外の地に於ける所得は、其の納税義務者の住所地（道内に住所なき者に付ては主たる滞在地）に於ける所得と看做す。

此の所得の分別に付關係府邑に於て異議あるときは、一郡島内に係るものは所轄郡守又は島司、二府郡島以上に涉るものは道知事が決定する。

のであつて、數道で賦課する場合の取扱と全然同一である。

元來戸別税は道税であるから、道内二府邑面以上に涉り住所及三月以上の滞在地が併存しても、住所又は主たる滞在地に於て、其の納税義務者の全所得を綜合して、其の資力を算定することの至當なるは、既に數道に於て戸別税を賦課する場合に付て述べた所と同じである。否少くとも道内に於てはさうすべき筈のものである。併しさうなると、道税戸別税に對する府邑面附加税の賦課に當り、其の本税を分別しなければならぬ。（府邑面は府邑面内に在る資産又は營業所の收入に對し府邑面税を

賦課し得る。現行第一種所得税附加税の如し。而も府邑面は従来獨立の生計者に對して、獨立の戸別税を賦課し來つたのであるのみならず、實際の道税戸別税賦課事務は府邑面が行ふのであるから、初めから各關係府邑面に於て其の分割した所得を資力算定の標準とし、各別に戸別税を賦課すること、したものである。(昭和十一年一月府令第五號第一條に戸別税附加税を省いたのも之が爲である)併し前に述べたやうに、累進課税を採用する戸別税であるから、道の内外に涉る場合は兎も角として道税を道内二以上の府邑面で、其の課税標準を分割して、賦課することは理由を爲さぬと私考する。實際上の問題としては斯る例は極めて稀であるから、府邑面税たる戸別税附加税の賦課に付て考慮を拂ふ必要がないではないかとも思はれる。或は内地に於ける戸數割の例を採つたものと思はれるが、内地の戸數割は累進課税でないものであるから、二以上の市町村で課税標準を分割して賦課するとしても、差したる不都合は認められないのである。

(行政判例)

所謂資産中ニハ債權ノ如キ無形財産ヲモ包含スルモノト解スルヲ相當トス、而シテ債權ノ所在ハ債務履行地ノ何レナルヲ問ハズ債權者ノ住居スル場所ニアルモノト解スベキモノトス(大正六、七、第二部)

#### 第九目 所得額の斟酌

戸別税の課税標準たる資力とは、所得額に斟酌を加へたものであつて、其の斟酌の目標は、所得の種類、資産の程度及生計の程度の三つである。

#### 一 所得の種類に依る斟酌

所得は其の種類に依り擔税能力を異にする。通常資産所得は資産勞務共働の所得より、資産勞務共働の所得は純勞務の所

得より優力である。更に資産、營業及職業所得の中でも、其の實體に依り給付能力に強弱の差があるものである。例を挙げると同額の所得であつても、自作に依る田番の所得と小作に依る田番の所得との間に、資本の力に倚つて經營する營業と東奔西走身を粉にして働く營業との間に、講家や音楽家と大工や左官との間に、其の所得の有する租税給付能力の上に著しき優劣の差のあることは何人も首肯し得る所である。而して此の擔税力の強弱は所得の種類に依つて岐れるのであつて、其の所得者に依つて分れるものではない。故に一般的に其の所得の種類に依つて負擔を緩和するの途を講ずべきものである。其の方法としては、所得額の計算を爲すに當り區別を設けるか、或は内地に於ける現行戸數割の如き別個の方法を探るかである。内地に於ける戸數割は、其の課税標準たる資力を、所得の方面から計算すると同時に他面に於て資産の状況からも之を測定する。即ち所得と資産との兩方面から、之を算定することになつて居る。資産の状況に依る資力と言ふも、其の給付能力は結局資産から生ずる所得である。従つて其の目的は畢竟資産所得の重課に落着くのである。朝鮮に於ける現行戸別税は後に説明するが如く、資産の程度に依り所得額に斟酌を加へることはあるが、之は一般的に資産に對し重課する意味ではない。一般的の規定としては只所得の種類に依つて、資力の算定標準たる所得額に差等を設けて計算するまで、ある。即ち俸給、給料、歳費、年金、恩給、退職料及賞與に付て、其の一割乃至二割を控除する規定があるのみである。取扱上の斟酌も別に認められて居らぬ。

理想としては、今少し不勞所得に重課し、純勞役に依る所得に對しては、現在認められて居る勤勞所得よりも一層其の負擔を輕からしめることが、眞の擔税能力に適應することになり、社會政策上の見地から見ても適當であると思はれる。

#### 二 資産の程度に依る斟酌

道税賦課規則準則

第二十四條 戸別税納税義務者ノ資力算定ニ付其ノ所得額ニ資産ノ程度ヲ斟酌シ得ルハ所得額ノ十分ノ二以内トス

資産の程度に依る斟酌の限度を其の所得額の十分の二以内に制限せられて居る。此の規定を、内地に於ける戸數割に於ける制限と同一趣旨であるやうに解して居る者があるが、それは誤謬である。内地の戸數割に於ては、其の課税標準たる資力を納税義務者の所得額と、其の資産の状態との二方面から各別に算定すること、し、戸數割賦課總額の十分の八を所得額に依つて算定した資力に配賦し、他の十分の二を資産の状況に依つて算定した資力に配賦するものである。(特別の事情があれば資産の状況に依つて算定した資力に對する配賦額を、戸數割賦課總額の十分の四まで擴張することが許される)即ち資産そのものと資産所得と二段に賦課せらるゝ譯である。元來所得なるものは、其の永續性や確實性に依り給付能力を異にするものである。従つて、人の全般的給付能力を測定するに、單に表現せられた所得額のみを依ることは當を得ないから、一般的に所得額に依つて算定した資力を標準とすると同時に、他面所得の根源即ち所得を生ぜしめる基本の中で、其の給付能力の強い資産に對して累加的に賦課する趣旨である。故に常に戸數割賦課總額の十分の二以内の金額は、必ず資産の状況に依つて算定した資力に配賦しなければならぬ。資産の種類に依つて所得額に依る賦課箇數を増減し、若は資産所得の大小に依つて累进的に賦課箇數を加重するに止むるといふやうなことは許されぬのである。

(參照)

地方税ニ關スル法律(大正一五、三、法第二四號)

第二十四條 戸數割ハ納税義務者ノ資力ヲ標準トシテ之ヲ賦課ス

第二十五條 戸數割ノ課税標準タル資力ハ納税義務者ノ所得額及資産ノ状況ニ依リ之ヲ算定ス

地方税ニ關スル法律施行ノ件(大正一五、一一、勅令第三三九號)

第二十一條 戸數割總額中納税義務者ノ資産ノ状況ニ依リ資力ヲ算定シテ賦課スベキ額ハ戸數割總額ノ十分ノ二ヲ超ユルコトヲ得ズ

然るに朝鮮に於ける戸別税の課税標準たる資力はあくまで所得額であつて、必要あるときに限り資産の程度に依つて其の所得額に斟酌を加へるのである。其の斟酌を加へる必要がある場合は、爰に抽象的に決定することは出来ないが、例へば、現に所得は生じないにしても相當樹齡に達した廣面積の森林を所有して居るとか、多額の資本を投下して住宅地を經營して居るとか、廣漠たる市街地の郊外を買占めて其の値上りを待つとか、萬金を費して宏壯な邸宅を構築するとか、或は高貴な骨董類を多數蒐集して貯藏するとか、何れも其の資産が所得を生ずるか否かに關係なく、斯る資産を所有することそれ自体に依つて、相當の給付能力あることを表現するものであるから、之を戸別税負擔の標準に加味する爲、現實の所得額を斟酌する趣旨である。又現實の所得はあつても他面から見ると多額の負債を有し、其の償還は勿論支拂利息に追はれつゝ、あるが如きものは、其の表面上の所得額だけの擔税能力がないのであるから、眞の給付能力に適應せしむる爲、其の所得額を斟酌するといふのであつて、一般的に資産所得に重課するといふ意味ではない。

所謂資産の程度とは極めて概括的のものであつて、其の資産が現に所得を生ずるものなると否と、又所得を生ずる場合でも其の所得が當年分の資力計算に算入せられたるものなると否とを問はず、將又其の資産が積極的資産たると消極的資産(負債の如き)たるとに關せず、各個の納税義務者に就き計算した所得額が、當該納税義務者の眞の擔税能力に相當しない場合に、其の原因が資産の状況に基くものである場合は、總て此の規定を適用して、其の所得額を斟酌増減して差支はないのである。

併しながら無制限に此の斟酌を許すときは、現實の所得額を資力算定の標準の根本とする趣旨を没却し、人税たる本質を失ふに至るから、稍々機械的ではあるが、資産の程度に依り斟酌し得る限度を、所得額の十分の二以内と制限したものである。而して其の十分の二なる制限に付ては別に算數的根據のある譯ではない。

筆者の私見としては斯る制限は賛成しかねる。何となれば、納税義務者の所得額を基準とする結果、同じ程度の資産でも其の所有者に依つて斟酌すべき額に著しき不同が出来る。例へば、或る資産を所得一萬圓の者が所有すれば二千圓を斟酌し得るが所得千圓の者が所有すれば二百圓を斟酌し得るに過ぎぬ、更に又全然所得なき者が所有すれば全然戸別税を賦課することが出来ぬ。而も其の資産が十萬圓のものでも百萬圓のものでも同じ取扱を受けると云ふことは、不合理であると言はねばならぬ。

### 三 生計程度に依る斟酌

生計程度といふことも亦極めて概括的の意義であつて、納税義務者の實際の生活状態に現はる、所の一切の事象を指すると解しられる。共同生計者中の老幼若は不具癡疾者の如きは其の一例に過ぎぬ。同額の所得を有する者の中でも、扶養家族の小數なるものと多數の子弟を抱へ、其の義務教育の費用にさへ追はれ勝ちのものとの間に、又家族一統壯健なる働き盛りの揃ふて居る者と、病弱で常に醫藥に昵む者との間に、其の給付能力の相違あることは何人も否定し得ないであらう。又爰に宏壯なる家宅を借受け表現せる所得を以ては到底凌ぎ得ざる程度の矯奢な生活を營む者、或は表現所得では到底生計を維持し難きも元本を蠶食し、又は借金に依つて相當の生活を持続する者があつたとすれば、此等にも亦若干の擔税力があるとななければならぬ。此の如き實生活の現況若は消費方面の情狀に依り、其の所得額に斟酌を加へ以て資力の算定を補はんとす

るのが此の制度を認めた理由である。元來戸別税は、個人共同の福祉を増進する爲に組織せる地方團體の、維持經營に必要な費用を醸出する目的で、各人の分に應じて犠牲を提供せしむるといふのが、其の本領であるから、彼の第三種所得税等とは其の趣を異にし、總ゆる人的事情を縦横に且つ表裏から觀察して、眞の能力に適合する負擔を算定すべきものである。従つて先づ各納税義務者に付其の表現せる所得額を計算し、其の所得額に依つて算定した資力が生計の狀況に照し眞の給付能力に相當せずと認めらるゝときは、適當の斟酌を加へて差支はないのである。而して此の如き斟酌は一般的に行はるるもの以外は、各個の狀況に依るべきものであるから豫め其の斟酌の限度を定める譯には行かぬ。併しながら無限に此の斟酌を行ふときは、戸別税は遂に全く見立割となり、所得を根本の資力算定標準とする趣旨は没却せらるゝに至るから、之を斟酌するにあらざれば他との負擔の權衡を保ち難しと認めらる場合に限り、而も成る可く一部特殊の事情ある者に對してのみ適用することが、實際問題としては最も穩當な取扱であると謂はねばならぬ。

### 第六節 課税最低限

地方團體の組織員は、悉く分に應じて其の地方團體の公費の一部を分擔すべきものではあるが、資力が或る程度以下に在る者にまで強いて之を負擔せしむることは當を得ぬ。殊に配賦税である戸別税に於ては特に其の必要がある。獨り社會政策上の見地から不適當であるのみならず、徴收する地方團體に於ても、あまり下級の者に賦課することは、徒らに徴税費を要するばかりで、經濟上其の實益が伴はないものは、初めから之を賦課しない方が得策である。故に彼の第三種所得税に於ける最低活資に對する免除とは別な理論に基き、課税最低限度を設くる必要がある。之が爲道税賦課規則第二十一條に、戸別税は一定額以下の資力の者には之を賦課しないことになつて居る。尤も此の課税最低限は、住所地に於て戸別税を賦課する場合に限

るのである。滞在地に於て賦課する戸別税に付ては斯る免税點を設ける必要はない。滞在地に於ては其の滞在地に於て生ずる所得のみを標準として資力を算定するのであつて、其の納税義務者の擔税能力の全般を測定して賦課するものではない。従つて之が課税最低限度を定める理由はないのであるが、實際上滞在地に於て賦課する場合に住所を有する者と區別し、一般の課税最低限以下の者に賦課するが如き取扱をしておる地方はあるまいと思はれる。而してどの程度以下の者を免除するかは、各地方地方の經濟狀態に順應すべきものであると同時に、各地方團體の財政上の都合にも依るべきものであるから、各道に於て夫々適當なる標準を定め、其の賦課規則に於て規定すべきである。其の振合を見ると次のやうなものである。

京畿道 府三百圓、邑二百圓、面百圓  
慶尙北道 府百五十圓、邑面五十圓  
全羅南道 府百圓、邑面五十圓  
忠清南道 府邑百圓、面五十圓  
平安北道 府二百五十圓、邑面七十圓  
其の他の道 府邑面を通じ五十圓

### 第七節 資料の通報

戸別税が配賦税であり、且つ各納税義務者の所得を綜合して其の課税標準たる資力を計算するものである爲、各府邑面間に於て、互に戸別税に關する資料を相通報する必要がある。其の一は賦課額の配當資料で、其の二は所得調査資料である。

#### 一 賦課額配當資料の通報

戸別税は毎年度道に於て賦課豫定總額を定め、其の一半を前年四月一日現在の戸別税納税義務者數に依り、他の一半を前々年度中に戸別税納税義務者（戸別税納税義務者と生計を共にする者を含む）の朝鮮内に於て納めた地稅、第三種所得稅、營業稅、鑛稅、林野稅及家屋稅の納額を標準として、各府邑面に配當するものであることは既に述べた通りである。而して此の配當標準は道に於ては之を知ることが出来ぬから、各府邑面の報告に待たねばならぬ。各府邑面は、其の府邑面内で戸別税を納むる者が、其の府邑面内で納めた前記各稅の納額は勿論、其の府邑面内で戸別税を納むる者が、他の府邑面内で納めた前記各稅の納額をも取纏めて、之を道知事に戸別税賦課額の配當標準の調査材料として報告しなければならぬ。（邑面は郡又は島で取纏める）従つて各府邑面は他の府邑面内で戸別税を賦課せられたる者が、其の府邑面内で納めた地稅、營業稅、鑛稅、林野稅及家屋稅の納額を、其の戸別税納税地の府邑面に通報しなければならぬ。第三種所得稅は納税義務者の住所及居所以外の地で納付することはないから、其の通報を要する場合は實際上生じないのである。尙前にも述べたやうに、道知事は必要と認むる場合には、戸別税賦課額配當標準を斟酌することがあるから、右の通報をした後に顯著なる納額の異動を生じた場合に於ては之を追報しなければならぬことになつておる。

地方税ノ賦課ニ關スル件（昭和一一、一、府令第五號）

第十三條 府尹及邑面長ハ其ノ府邑面ノ住民ニ非ザル者（法人ヲ除ク）ノ當該府邑面ニ於テ納メタル毎年度ノ左ノ租税ノ税額ヲ翌年四月三十日迄ニ住所地ノ所轄府尹邑面長ニ通報スベシ

地 税

營業 税

鑛 税

林野税

家屋税

第十四條 前二條ノ規定ニ依リ通報ヲ爲シタル後其ノ通報事項ニ顯著ナル異動ヲ生ジタルトキハ其ノ都度之ヲ通報スベシ

尙實際上の取扱としては、府令第五號第十三條に所謂「其の府邑面の住民に非ざる者」とは、其の府邑面に住所を有せず且つ三月以上滞在することなき者と解すべきであり、又「住所地所轄府尹邑面長に」とあるは、其の資産又は營業所其他の事項に對する所得を標準として、戸別税を賦課せらるべき地の所轄府尹邑面長に通報すべきものと解すべきである。

## 二 所得調査資料の通報

府又は邑面に於て戸別税を賦課するには、各納税義務者の資力算定標準たる所得額を調査しなければならぬことは勿論である。而して其の所得は、住所地に於て戸別税を賦課する場合たと、三月以上滞在する地に於て戸別税を賦課する場合たとを問はず、其の納税義務者の全所得を一通り調査する必要がある。此の場合に其の納税義務者の當該府邑面内で生ずる資産又は營業其他の事項に對する所得は直ちに調査し得るも、他府邑面に在る資産又は營業其他の所得事項は、之を其の府邑面の通報に待たねばならぬことは言ふ迄もない。故に各府尹邑面長は、他府邑面に於ける戸別税賦課に必要な所得資料を互に相通報することになつて居る。此の所得資料の通報を受けた府邑面は、之に依つて當該納税義務者の資力を算定するのであるから、通報後其の所得事項に異動を生じた場合に於ては其の都度之を追報する必要がある。

以上の通報義務に付ては、昭和十一年一月府令第五號を以て、毎年四月一日現在に依り同月三十日迄に通報すべき旨を定めてある。従前の規定即ち昭和六年三月府令第二十二號では、毎年九月一日現在を同月三十日迄に通報すべき旨を定められ

て居たのを、新規定に於て前述の通改められたのである。成るべく新しい資料に依るといふ趣旨は然るべきことであるが、五月を第一期の納期とする戸別税に於て（此等の關係で六月を第一期の納期とした道もあるにはあるが）四月三十日迄に資料を蒐集したのでは、其の年の戸別税に之を使用することが出来ない。京城府の如きは戸別税納税者數約七萬、蒐集資料約二十四萬に達し、四月に受理した資料通報は結局翌年度の戸別税に利用する外はないといふ現情である。故に異動事項の追報を勵行することとし、一般の通報は少くとも一月末迄に通報することに改める必要があるではないかとの私見を有して居る。

地方税ノ賦課ニ關スル件（昭和一一、一、府令第五號）

第十二條 府尹邑面長ハ其ノ府邑面ノ住民ニ非ザル者（法人ヲ除ク）ノ當該府邑面内ニ於テ生ズル其ノ年分所得及其ノ所得ノ基本タル事實

ヲ毎年四月一日ノ現在ニ依リ其ノ月末日迄ニ其ノ住所地ノ所轄府尹邑面長ニ通報スベシ

前項ノ場合ニ於テ其ノ府邑面ニ於テ戸別税ノ賦課ヲ受クル者ナルトキハ其ノ旨ヲ併セ通報スベシ

第十四條 前二條ノ規定ニ依リ通報ヲ爲シタル後其ノ通報事項ニ顯著ナル異動ヲ生ジタルトキハ其ノ都度之ヲ通報スベシ

實際上の取扱として、府令第五號第十二條に所謂「住所地の所轄府尹邑面長に通報すべし」とあるは、其の所得を標準として戸別税を賦課すべき地の所轄府尹邑面長に通報すべき義と解すべきである。それでない例へば、平壤に住所を有し、京城に三月以上滞在し、兩地で戸別税を納付する者が、仁川に土地を所有すると假定すれば、仁川の資料は之を平壤へ通報せられるやうなことになる。而して此の所得資料の通報に付ては、總ゆる策を講じて、其の所得を有する者の戸別税納税地を調査し其の地へ送付しなければならぬ。土地の如きは必ずしも地税金寄帳の肩書地を住所と認め又は戸別税納税地と認める譯にゆかね。各種の利害關係で殊更住所若は居所以外の地を住所として登記する例もあり、又登記の當時はそれが住所であつても、其の後變更しながら變更登記をしない者も多數ある。以上の注意を缺ぎ其の結果が負擔の公平を失するが如きは、國民租税道義



心に悪影響を及ぼすものであることを思はなければならぬ。

### 第八節 納期及納額

戸別税は年額を二分し、第一期を五月一日より五月三十一日限、第二期を十月一日より十月三十一日限、之を徴收するの原則とするが、其の年額が一定額以下なるときは、第一期に於て一時に之を徴收することになつて居る。(道税賦課規則準則第二十六條)

併し前にも述べたやうに、四月一日現在に依る各納税義務者の資力を完全に調査し、府會邑會の決議又は面協議會の諮問を経て其の等級を五月一日までに確定することは實際上困難であるから、其の第一期分納期を、六月一日より六月三十日と規定した地方がある。全羅北道、全羅南道、江原道、忠清南道、慶尙北道等皆さうである。此等地方の情況に依り徴收の便宜にも依ることではあるが後に説明するが如く、道の内外に涉り住所又は滞在地の異動があつた場合、新に戸別税を賦課すべき場合に既に他の道で賦課した部分に對しては、之を賦課することが出来ぬのであるから(昭和一一、一、府令第五號第七條)其の取扱の便宜からするも、戸別税の納期は全鮮を統一するを可とするにあらすやと私考せらる。

京城府の如き約七萬内外の納税義務者を抱擁し、等級査定後其の賦課額の算出にも相當の日時を要し、納期の半ばを過ぐるにあらざれば第一期分の納税告知書を發送し難き状況にある。斯る地方を有する道に在りては一層其の第一期分納期を繰下げる必要があると思はれる。

小額納税者に對する一期徴收の特例は徴收團體と納税者双方の手数を省く趣旨であるが、之は地方地方の經濟事情にも關する事柄であるから、各道に於て適當に定めることになつてをるが、黃海道は二圓以下、平安南道及全羅北道は一圓以下、忠清南道及江原道は三十錢以下其の他の道は五十錢以下を一時徴收として居る。是亦前述の納期の關係と同様の理由で、成るべく

なれば全鮮の統一が望ましい。

戸別税が賦課期日即ち四月一日現在に依り賦課せられ、其の納税義務が、當該年度中繼續する場合は、以上の各納期に之を徴收するのであるが、賦課期日經過後即ち四月二日以後に、道内に一戸を構へ若は一戸を構へざるも獨立の生計を營むに至り、其の道の戸別税に付納税義務を生ずるに至りたる時、又は賦課期日の現在に於ては納税義務を有したる者が、賦課期日經過後即ち四月二日以後道内に一戸を構へざるに至り、又は獨立の生計を營まざるに至りたる時、若は死亡し納税主體なきに至りたる時は、其の戸別税の徴收はどうなるかと言ふに

#### 賦課期日經過後納税義務發生の場合

- (一) 納税義務の發生が、第一期納期開始前なるときは當該年度分の戸別税年額を徴收する。
- (二) 納税義務の發生が、第一期納期開始後第二期納期開始前なるときは、當該年度第二期分納額を徴收する。
- (三) 納税義務の發生が、第二期納期開始後なるときは、當該年度分の戸別税は之を徴收せず。

#### 賦課期日經過後納税義務消滅の場合

- (一) 納税義務の消滅が、第一期納期開始前なるときは、當該年度分の戸別税は之を徴收せず。
  - (二) 納税義務の消滅が、第一期納期開始後第二期納期開始前なるときは、當該年度第二期分納額は徴收せず。
  - (三) 納税義務の消滅が、第二期納期開始後なるときは、當該年度分の戸別税は還付せず。
- 而して、道内に三月以上滞在する者に對する戸別税は、其の滞在した期間内に、開始した納期分に限り、之を徴收するのである。

第二十七條 戸別税ノ賦課期日經過後第一期分納期開始前ニ於テ納税義務ノ消滅スベキ事實發生シタルトキハ當該年度ノ戸別税ヲ徵收セズ  
戸別税ノ賦課期日經過後新ニ納税義務發生シタルトキハ第一期納期開始前ニ在リテハ年額ヲ、第一期納期開始後第二期納期開始前ニ在リ  
テハ第二期分納額ヲ徵收シ第二期納期開始後ニ在リテハ之ヲ徵收セズ

前二項ノ規定ハ道内府邑面間ニ於テ納税義務者ノ住所又ハ所在地ニ異動アリタル場合ニ付之ヲ準用ス

第二十八條 道内ニ三月以上滞在スル者ニ對シ戸別税ヲ賦課スル場合ニ於テハ其ノ滞在期間中ニ屬スル納期ノ分納額ニ限り之ヲ徵收ス

此處に問題となるのは、第一期納期に於て、其の戸別税の年額を一時に徵收した者が、第一期納期經過後、第二期納期開始前に其の納税義務消滅の事實が発生した場合である。朝鮮内他道に其の住又所は滞在地を移轉したものであれば、其の轉出先では、轉入前に賦課せられた部分に對しては、之を重ねて賦課しないのであるから別に疑問は生じないが、朝鮮外に其の住所又は滞在地を移した場合は死亡其の他の繼承税主體を失つた場合に、其の第一期納期に於て徵收した戸別税年額中、第二期納額に相當する部分は、之を其の納税者若は相續人に還付すべきや否や、私見としては之を還付するのが適當であると考へるが、實際の取扱は之を還付しないやうである。

### 住所又は滞在地移轉の場合の重課防止

納税義務者の住所又は滞在地移轉の場合に、其の新舊兩地に於ける戸別税の納期又は分納額に相違がある爲、時に重複賦課に陥ることがないとも限らぬ。此が爲新に道内に住所を移し若は三月以上滞在し、其の道の戸別税に付納税義務が新に發生した者に對し、之を賦課する場合に、其の納税義務者が、既に他道で當年度分戸別税の賦課を受けた部分に對しては、之を重ねて賦課することが出来ない。又其の納税義務者が、朝鮮外に於て朝鮮の道に相當する團體の、朝鮮の戸別税に相當する當年度

分の地方税の賦課を受けたものなるときは、其の賦課を受けた部分に相當する戸別税は之を賦課することが出来ないのである。

### 地方税ノ賦課ニ關スル件

第七條 道又ハ府邑面ノ内外ニ涉リ住所又ハ滞在地ニ異動アリタル爲新ニ戸別税又ハ戸別税附加税ノ納税義務ノ發生シタル者ニ對シテハ既ニ他ノ道又ハ府邑面ニ於テ戸別税又ハ戸別税附加税ヲ賦課シタル部分ニ付テハ之ヲ賦課スルコトヲ得ズ

第九條 朝鮮外ヨリ朝鮮内ニ住所ヲ移シ又ハ朝鮮外ニ住所ヲ有シ朝鮮内ニ三月以上滞在シタル爲戸別税ノ納税義務ノ發生シタル者ニシテ其ノ年度ノ道府縣其ノ他之ニ準ズベキモノノ第三種所得税附加税又ハ之ニ該當スベキ地方税ノ賦課ヲ受ケタル事實明ナルモノニ對シテハ其ノ既ニ賦課ヲ受ケタル部分ニ付テハ之ヲ賦課スルコトヲ得ズ

第十條 前條ノ規定ハ府邑面戸別税附加税、學校費戸別税附加金又ハ學校組合費ノ賦課ト市町村其ノ他之ニ準ズベキモノノ戸數割又ハ之ニ該當スベキ地方税ノ賦課トノ間ニ之ヲ準用ス

第十一條 前二條ノ規定ハ道戸別税、府邑面戸別税附加税、學校費戸別税附加金又ハ學校組合費ノ各納期開始前ニ於テ納税義務者ヨリ住所又ハ滞在地ノ屬スル府邑面又ハ學校組合ニ對シ事實ヲ證明シタルモノニ限り之ヲ適用ス

之を例へると、甲道に居住し戸別税第一期分を納付した後、乙道に轉住した場合、乙道は其の戸別税の第一期分納期が甲道と同一であると否とに拘らず、其の第一期分の戸別税を賦課することは出来ぬ。而して甲道に於て第二期分納額をも一時に第一期納期で徵收したものなるときは、乙道の第二期分納額も之を賦課することが出来ぬのである。又内地から朝鮮に轉住した者が、内地に於て其の年度の府縣稅たる第三種所得稅附加稅（朝鮮の道稅戸別稅に該當する）を賦課せられたものなるときは、朝鮮では、其の内地に於て納付した第三種所得稅附加稅の納期分に相當する戸別稅は之を賦課しないのである。尤も此の

場合は、戸別税の當該納期開始前に所轄府尹邑面長に其の事實を證明して出なければならぬ。

以上は道外から道内に住所又は滞在地を移轉した場合に關する取扱であつて、道内に於て納税義務者の住所又は滞在地に異動があつても、戸別税は道税であるから、新住所又は滞在地所屬の府邑面では、更めて其の賦課額を決定することなく、其の前住所又は滞在地に於て決定した賦課額に依つて、徴收未了の分納額を徴收するものであることは、既に説明した通である。(道税賦課規則第十五條第二項參照)

### 第九節 減損更訂

戸別税の課税標準たる資力の算定の基礎となる所得額には、實績課税主義に依るものと、豫算課税主義に依るものがあることは既に屢々述べて置いた所である。營業に非ざる貸金の利子並に公債、社債及預金の利子、山林の所得、賞與、法人より受くる利益若は利息の配當又は剩餘金の分配は、何れも實績課税主義であつて、一年遅れに其の前年の實額を以て、其の年の資力とするものであるが、俸給、給料、歳費、年金、恩給及退職料、其の他の資産又は營業若は職業より生ずる所得は、所謂豫算課税主義であつて、其の年の所得を見積るものである。年額の前年實績があるときは、之を以て其の年の見込額とするに過ぎぬ、故に其の年の所得額が、此の見込額に比し、著しく減少した場合は、實力に適應せざる資力に對し戸別税を賦課することになつて其の當を得ないから、其の實際の適正なる資力を改算して、其の賦課額を修正する必要がある、此の修正することを此處に減損更訂と謂ふのである。

道税賦課規則準則

第二十三條 戸別税納税義務者ハ第十六條第一項第五號及第六號ノ所得額二分ノ一以上ヲ減損シタルトキハ年度開始ノ日ノ屬スル年ノ翌年

一月三十一日迄ニ限リ戸別税ノ賦課額ノ更訂ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ハ府ニ在リテハ戸別税ノ賦課ヲ受ケタル府尹、邑面ニ在リテハ戸別税ノ賦課ヲ受ケタル邑面ヲ經由シ其ノ邑面ノ所轄郡守又ハ島司ニ之ヲ爲スベシ

府尹、郡守又ハ島司第一項ノ請求ヲ正當ナリト認ムルトキハ其ノ者ノ當該所得額ヲ更訂シ之ヲ標準トシテ更ニ其ノ者ノ資力ヲ算定シ戸別税ノ賦課額ヲ更訂スルコトヲ得

即ち減損更訂は

(一) 俸給、給料、歳費、年金、恩給又は退職料、其の他の資産又は營業若は職業の所得が、當初決定額より半額以下に減少したること

(二) 翌年一月三十一日迄に納税義務者の申請あること

の二要件を具ふるときは、其の資力を改算し、賦課額を更訂するのである。此の所得減損の程度を當初決定額の二分の一以上とした理由は、元來此等の所得は豫算を立て、本年分の資力を計算するものと爲す以上、其の實額が之と一致することなきは始めから判つたことである。故に若干の相違を生じて止むを得ないが、其の減差額が二分の一以上にも達した場合は、其の實際の資力と賦課額とは著しく不相應のものとなり、納税上の苦痛も甚しく中には税金の調達も出來ぬ場合を生ずるから、斯る顯著な場合に限り其の賦課額を改算するに止めたものである。又此の減損更訂を徵税團體が自ら進んで行ふといふことは、到底實行し得ざる所であるのみならず、斯の如きは、四月一日現在を以て豫算主義に依り賦課するといふ根本方針を破壊するものであるから、減損更訂の請求を納税義務者の権利とし、其の申請のあつた場合に限り調査すること、したものである。

所得減少の事由は之を問はないのが原則である。營業廢止、退職又は田畠の賣却等の如き所得の基本の喪失に係るとき、或

は所得の基本は失はざるも凶作に因る田畝の收穫の減少、營業不振に因る収入の減退等何れも減損更訂の事由たり得る。又納税義務者の所得と看做された所得を有する共同生計者が、同居の事實を失ひたるときも亦減損更訂の申請を爲し得る。彼の第三種所得税に於て減損更訂の事由と認めない贈與又は營業繼續も、戸別税に於ては除外してない（合法的負擔軽減の手段に利用せらるゝから、第三種所得税に於けるが如く、之を減損更訂の事由と認めないのが適當であるとの説もある）只例外として相續を理由として減損更訂を爲さざる場合がある。死亡者の一身に専屬する俸給其の他の諸給與は減損の事由となるが、相續の原因如何に拘らず、被相續人の有せし資産又は營業は、相續人が引續き有したるものと看做さるゝものであるから、相續に依り被相續人の納税義務を承繼した相續人は、相續を事由として減損更訂を求むることは出来ない。

所得額が二分の一以上減損したりや否やは、準則第十六條第一項の第五號及第六號の所得全額に於て計算するのである。故に例へば俸給所得と貸家の所得とを併有する者が、貸家所得に於ては減少したが俸給所得を計算して其の合計に於て二分の一以下に減少しなかつた場合、又は俸給は退職の爲二分の一以下に減少したが、其の貸家所得を加へると、合計に於ては二分の一以下の減少とならざる場合の如きは、何れも減損更訂を求め得ないのである。而して此處に謂ふ所得とは勤勞控除又は老幼控除を行はざる金額を指すものであることは勿論のことである。

當初計算した資力算定の標準たる所得額が、前年中の實額に依つたものであると、其の年の豫算年額に依つたものであるとを問はず、其の年の所得額（即ち減損した所得額である。通常減損更訂は翌年になつて之を處分するものであるから、其の處分の時から見れば前年中の所得額に相當する）の計算は、其の年一月一日から十二月三十一日に至る期間の實蹟を計算するのであつて、其の計算の方法は、一般の規定に従ひ、俸給其の他の諸給與に於ては其の収入金額、其の他の資産、營業及職業の

所得は、其の總収入金額から必要の經費を控除した金額に依り、準則第十六條第一項第五號及第六號の全般に涉り、減損事由の有無を考慮することなく、各種目の全般に於て之を計算するのである。

府尹、郡守又は島司は、納税義務者の申請があつたときは、先づ準則第十六條第五號及第六號の所得を通じて其の實額を査覈し此に二分の一以上の減損あることを認めたらば、其の者が準則第十六條第一項第一號乃至第四號の所得を有するものなるときは之を加へた合計所得額を基礎とし、其の資力を改算するのである。此の場合勤勞所得に對する控除に於ては疑問は生じないが、老幼控除に於ては聊か疑問を生ずる。此の老幼控除は曩に説明したやうに、納税義務者の申請を必要とするのであるが、所得の減損に依り三千圓以下になつた場合、其の減損更訂の申請と同時に、其の老幼控除の申請を爲し得る規定（朝鮮所得税令施行規則第六十三條の如き）がないが、其の申請の有無に拘らず、其の四月一日現在に於て、納税義務者の同居者にして生計を共にする者に、十四歳未満若しくは六十歳以上の者又は不具癱疾者あるときは、規定の金額を控除することが穩當であると考へられる。

減損更訂の際に於ける資力の計算に於ても、資産又は生計の程度に依る斟酌を加ふる必要があれば、勿論之を斟酌すべきである。而して當初の資力算定に當り此等の斟酌を加へたものなるとき、其の斟酌を加へざる前の算出所得額に對し二分の一以上の減損を生じたるものに於ては、固より減損更訂を爲し得るのである。其の當初の資力算定に當り斟酌を加へざる以前の所得額其のものに減損の事實のあると同時に、其の斟酌すべき事情の變化を來した結果、資力が著しく減少した場合、例へば賦課期日後其の斟酌の原因となつた資産を失ふとか、又は反對に賦課期日經過後多額の負債を生ずるに至り、其の算出所得額のみには二分の一以上の減損とならないが、斟酌の程度を改訂すれば、其の資力に於て二分の一以上の減損となる場合には

其の減損更訂の制度を認められた根本の趣旨に稽へ、納税義務者の有利に取扱ふことが穩當であると思はれる。

尙又此處に一二の疑問がある。其の一は、納税義務消滅の場合に於ける減損更訂である。納税義務の消滅と云ふても、死亡の場合には、相続人が其の義務を繼承するのであるから問題とはならぬが、問題となるのは、納税義務者が朝鮮外に其の住所又は滞在地を移轉した場合である。勿論此の場合は、其の事實發生後開始する納期に於ては其の戸別税を徴收しないのであるから、其の納税義務消滅の事實其のものを以て直に所得減損の事由とは爲し難いが、同時に他に所得減損の事由ある場合の取扱である。例へば、朝鮮に於て或る職を奉じ月百圓の給料を取り、其の給料を基礎として戸別税を賦課せられた者が、四月限り失職し、他に職を求めたが得ずして、其の年九月末滿洲に引上げたと假定すると、其の賦課額を更訂し得るや否やである。此の場合其の納税者は資力九百六十圓に對する第一期分を徴收せられて居るが、若し其の者が引續き朝鮮内に居住して居たならば、其の資力は三百二十圓に更訂せられ、其の納付した第一期賦課額に比し、遙かに低額の年額を納付すれば足るのである。既に第二期納期以前に其の納税義務が完了したのであるから、此の場合には減損更訂の必要がないとの見解を爲す者もあるが、矢張り其の年一月一日から朝鮮を退去する迄の所得額即ち四百圓を基礎として、其の資力を改算し、過徴額となつた部分はそのを還付することが穩當ではあるまいか。疑問の第二は、所得減損と共に朝鮮内他道に其の住所又は滞在地を移轉した場合の取扱である。例へば甲道に於て營業を爲し、其の前年の實績に依る所得一萬圓を標準として戸別税を賦課せられたる者が、其の年に入りて營業に失敗し無所得となり六月乙道に轉居して月百圓の給料を以て會社に奉職したと假定すると、甲道では資力壹萬圓に對する第一期分を賦課せられ、乙道に於ては資力五百六十圓（給料豫算年額七百圓の二割控除）に對する第二期分を賦課せられるが、其の甲道に於ける賦課額の更訂を翌年一月に至り請求することを得ざるや。此の場合甲道に於ける納税義務は

完了してをるから、之を更訂すべきにあらずとの見解を有する者もあるやうであるが、矢張り前例と同様、甲道内在任期間の所得實額（設例の場合は無所得）を調査し、之を更訂して其の過徴金は還付することが正當ではあるまいか。共に讀者の研究を仰いで置く。

#### 第十節 賦課手續

戸別税も一般道税と同じく、其の賦課事務は府尹、郡守又は島司之を管掌し、其の徴收は府邑面をして之に當らしむるのである。而して其の賦課事務も、二以上の府邑面で戸別税を賦課する場合の所得額計算の範圍の協定不調の場合の決定、減損更訂及異議申立に對する處理並に測定事務に付ては、府尹、郡守又は島司に於て掌握するも、賦課の細目に涉る事項は道制施行規則第五十一條の規定に依つて之を府邑面に委任せられて居る。

従つて戸別税の賦課事務の實際は、府邑面の事務であるが、其の取扱手續の設定及指導監督に涉る事項は、道知事（又は府尹郡守若は島司）に於て之を規定すべきである。其の要綱は

- 一 各納税義務者の所得實額調査の方法
- 二 實額調査不能の場合に適用すべき一般所得標準率の作成
- 三 各種所得の基本並に其の蒐集順序及資料箋の作成並に處理方法
- 四 資力調査簿の整理
- 五 府會邑會並に面協議會の議案の作成
- 六 賦課狀況の報告

七 賦課後の轉出入其他納税義務者異動の處理

八 減損更訂、異議申立等の進達手續及誤謬訂正

等であるが、府邑面は從來府邑面税戸別税の慣例もあり、又地方地方の特殊の事情に適應する措置を講ずる必要のある場合もある。又戸別税の配賦税たる本質をも考慮しあまり細に互り微に互り干涉することを避け、當該府邑面内に於ける賦課の公平を圖ることを主眼とするに止めるのが相當である。

### 第十一節 府邑面税附加税

府又は邑面は、道税戸別税に對し附加税を賦課するのである。此の附加税は戸別税と全然同一の性質のものである。從來府又は邑面は獨立した戸別税を賦課して來たが、昭和十一年道税戸別税の創設に伴ひ之を廢し、同時に此の戸別税附加税を認められたものである。

戸別税附加税には其の賦課總額に付次の制限を設けられて居る。(府制施行規則第四六條、邑面制施行規則第五一條) 府に在りては

一般經濟に屬する當該年度府税總豫算額の百分の四十五以内(特別經濟に付ては制限なし)

邑に在りては

現住戸數平均一戸に付四圓以内

面に在りては

現住戸數平均一戸に付一圓八十錢以内

何れも特別の必要あるときは、朝鮮總督の許可を受けて制限外賦課を行ふことが出来る。

各府邑面は、右の制限内に於て毎年度の豫算を以て、戸別税附加税賦課總額を決定するのであるが、課率は其の戸別税附加税賦課總額を、當該年度の道税戸別税配當額を以て除して得たる率に依ることになつて居る。(府に於ける第一部又は第二特別經濟に屬する附加税の課率は、各其の賦課總額を、當該年度の道税戸別税配當額中内地人又は朝鮮人に賦課すべき賦課額を以て除して得たものに依る。)

府又は邑面は、其の府又は邑面内に在る資産若は營業所を設けて爲す營業の收入に對しては、之に府邑面税を賦課することが出来るのが原則であるが、此等の收入に對する本税を分別して納めざるものに對し附加税を賦課する場合及住所滞在が府邑面の内外に渉る者の收入であつて、土地、家屋、物件又は營業所を設けて爲す營業から生ずる收入以外のものに、府邑面税を賦課する場合には朝鮮總督之を定めることになつて居る。(府制及邑面制第四三條) 而して地方税の賦課に關する件(昭和一一、一、府令第五號) 第一條には、第一種所得税附加税に付ては規定を設けられて居るが、戸別税附加税に付ては別段の規定がない。而して納税義務者轉住の場合、轉入府邑面に於ては、他府邑面で戸別税附加税を賦課した部分に付ては、之を賦課することを得ずとの同府令第七條の規定の趣旨等を參酌して考へると、府邑面の戸別税附加税は、住所に於て賦課する戸別税たると、滞在地に於て賦課する戸別税たるとに拘らず、又其の戸別税の課税標準たる資力算定の基礎となる所得が、何れの地に於て生じたるものなるかを問ふことなく、其の本税を賦課する府邑面に於て、其の本税額を標準として戸別税附加税を賦課する趣旨であると解すべく、在來の沿革並に府邑面財政の按配から見ても適當であり、又現在の取扱もさうである。

府邑面税戸別税附加税は、本税たる道税戸別税の賦課せらる、毎に之を賦課し、道税戸別税の納期毎に之を徴收すべきもの

であるが、本税たる道税戸別税の賦課徴収は府邑面之に當るのであるから、實際上の取扱としては、本税も附加税（府の第一部又は第二部特別經濟共）も、同時に賦課徴収するのが通例である。従つて道及府邑面の内外に涉り住所若は滞在地の異動ありたる場合でも、本税のみ又は附加税のみを賦課することは、事實上あり得ないが、朝鮮外から轉入して來た者に對し、新に戸別税又は戸別税附加税を賦課すべき場合には、其の本税のみ又は附加税のみを賦課する場合がある。即ち其の轉入前に、朝鮮の道税戸別税に相當する其の地の地方税と、朝鮮の府邑面税戸別税附加税に相當する地方税との中の、一方のみを賦課せられたものなるべきが之である。（昭和一一、一、府令第五號第九條、第十條參照）

右の外本税たる道税戸別税が、異議の申立に對する裁決、減損更訂等に依り、其の賦課額の變更があつたときは、之に對する附加税も當然變更すべきもので、其の追徴還付も本税たる道税戸別税と同様に處理すべきものであることは言ふ迄もない。

### 第二項 家屋税及同附加税

#### 第一節 家屋税の本質

家屋税は、家屋を課税の客體とし、家屋の収益を税源として、家屋の収益者に賦課する収益税であつて、道税中の特別税に屬するものである。其の家屋を對象とする点に於て物税の部類に入るべきもので、恰も土地に對する地税と相匹敵する租税であると謂はねばならぬ。

現行家屋税は地方税制整理の結果、昭和十一年度から始めて施行せられたものであるが、家屋税といふ税目が從來もあつたとはあつた。併しそれは如上の本質を備へた家屋税ではなく、人税たる戸税の代税として、道内一部の地域に限つて施行せられた變態的地方税であつた。即ち府又は邑に對し、戸税と同様の基準たる現住戸數一戸當平均賦課額を配當し、之を其の現在家屋に割當て、賦課したもので、純然たる物税ではなかつたのである。

#### 第二節 家屋の意義

##### 道税賦課規則準則

第二十九條 家屋税ハ道内ニ所在スル家屋ニ對シ其ノ坪數ヲ標準トシテ之ヲ賦課ス

本章ニ於テ家屋ト稱スルハ住家、倉庫、工場其ノ他各種ノ建物ヲ謂フ

道税賦課規則には家屋の定義を掲げて、住家、倉庫、工場其の他各種の建物を謂ふとして居るが、住家、倉庫、工場と云ふも結局建物の例示に過ぎないから、畢竟家屋とは建物といふことになる。而かも建物とは何であるかは依然明瞭を缺いて居る。或は構造に依り之を定めんとし、屋蓋を有し柱材で支持せらるゝものとする者もあるが、屋蓋を有するもの必ずしも建物でなく又柱材を用ひない建物もある。或は又其の使用目的に依つて定めんとし、人の起居出入又は物品の貯藏に供するものと爲す者もあるが、人の起居若は物品貯藏の目的以外に使用する建物も有り得る。結局普通の觀念に従ふ外はない。只、一般に建築物、築造物又は工作物と稱せらるゝものよりは、狭い意味であることは疑のない處であつて、火の見櫓、見張用ボックス、記念塔、配水塔、瓦斯タンクの如きは此處に謂ふ家屋の中に含まれぬものと解すべきである。

##### （行政判例）

國有高架鐵道ガードヲ利用シテ土地ニ定著シタル設備ニシテ其ノ構造ニ於テ造作ノ程度ヲ超エ其ノ效用ニ於テ一般ノ建物ト異ル所ナキガ故

ニ假令ガード内ニ孕在シ根幹タル柱、壁及屋根ヲ特有セズト雖建物ニ認ムルヲ相當トス（昭和七、一二、第一部）

第十一章 賦課各論 第二款 道税特別税及其の附加税 第二項 家屋税及同附加税

### 第三節 納税義務者

家屋税の納税義務者は家屋の収益者である。収益者とは普通の場合には家屋の所有者であるが、質権者又は質の性質を有する典當權者は、其の使用収益の状態が所有權に似て居る。故に一般家屋に對する家屋税は所有者を以て納税義務者とするが、質權又は質の性質を有する典當權の目的たる家屋に對する家屋税は、其の質權者又は典當權者を以て納税義務者とする。而して此の納税義務者たる所有者、質權者又は典當權者とは、納期開始當日に於て、家屋臺帳に所有者、質權者又は典當權者として登録せられし者を謂ふのである。

#### 道税賦課規則準則

第三十三條 家屋税ハ納期開始ノ日ニ於テ家屋臺帳ニ登録セラレタル所有者ヨリ之ヲ徵收ス

質權又ハ質ノ性質ヲ有スル典當權ノ目的タル家屋ニ付テハ質權者又ハ典當權者ヲ前項ノ規定ニ依ル所有者ト看做ス

### 第四節 賦課の範圍

地方制度其の他の法令又は慣例上一般的に地方税を賦課せず、又は之を免除すべき場合のあることは、既に第七章第二款に於て解説せし所であるが、家屋税に於て特に之を賦課せず、又は免除する家屋を道税賦課規則に於て定められて居る。次の如し。

#### 一 家屋税を賦課せざる家屋

##### 道税賦課規則準則

第三十條 別段ノ規定アルモノノ外左ノ家屋ニハ家屋税ヲ賦課セズ

- 一 公共團體ノ所有スルモノ
  - 二 堆肥舎、家畜舎、家禽舎、戸締ナキ肥料小屋及建物外ニ獨立セル井戸屋形、便所、假小屋ノ類
  - 三 一構ノ建坪（一定ノ坪數）未滿ノモノ但シ第三十六條ノ規定ニ依リ第一類ニ屬スルモノ（事務所、營業所、病院及別荘用）ヲ除ク
  - 四 臨時ノ用ニ供スルモノ
- (一) 公共團體の所有するもの

此處に謂ふ公共團體とは、地方團體の外、公共組合たる水利組合、水産組合、重要物産同業組合、漁業組合、農會、水産會及商工會議所等をも包含するのである。此等の公共團體は、營利の目的を有しないのであるから、其の所有する家屋は、假令之を収益の用に供する場合と雖、之に家屋税を賦課しないこと、したものである。舊家屋税に於ては、公共團體が公共の用途に供するものに限り課税外としてをつたのであるが、新設家屋税に於ては、公共團體の所有するものは其の使用の目的如何に拘らず之を課税外とした。

#### (二) 堆肥舎、家畜家禽舎、戸締なき肥料小屋及建物外に獨立せる井戸屋形、便所、假小屋の類

此等の家屋は、農業又は農家の副業に必要なもの或は概して小規模のものであるから、之を家屋税賦課の目的物として探るに足らざるものと認めたものであらう。

京畿道に於ては家畜家禽舎の中でも、家畜家禽又は其の生産物の販賣を業とする者が、其の營業の用に供する建物は、之を課税外の建物から除外してをる。牛乳搾取業者又は養鶏業者等の所有するもので、相當大規模のものが多から、此等にも賦課することを適當と認めたものであらう。



(三) 事務所、營業所、病院又は別荘用以外の建物で一構の建坪が一定の坪數以下の家屋

之も亦小規模の家屋に對し、家屋税を賦課するのは苛酷に失するとの見地から、之を認められたものである。但し事務所、營業所、病院又は別荘用の建物は其の建坪が狭少であるからとて、直に之を以て擔税能力の薄弱なものとは認められないから、之を課税外の建物から除外したものである。一構とは通常共通使用せらるゝ一區劃内の建物を總括して謂ふものと解せらる。此の課税外とすべき坪數の限度は、各道の場合に應じ其の賦課規則に於て規定すべきことになつて居るが、之を舉げると  
黄海道は十坪未滿  
全羅北道及慶尙北道は五坪未滿

其の他の道は六坪未滿、但し平安南道は同一戸籍内に在る者の所有するものは之を合算したものに付て計算す（一構の建物にして其の所有者を異にするが如き例はあまりないやうではあるが）  
の如きである

(四) 臨時の用に供するもの

或る目的で一時的に使用する爲建造したもので、其の構造も耐久力なく、目的とする使用が終了すれば、其の儘之を他の目的で使用し得ざる程度のもを指すのであつて、工事請負業者が其の工事施行の監督其の他の目的にて建設する假小屋の類である。家屋税の性質上賦課の目的に適しないものとしたのは當然である。

## 二 申請に依り賦課を免除する家屋

道税賦課規則準則

第三十一條 左ノ家屋ニ付テハ所有者ノ申請ニ依リ家屋税ヲ賦課セザルコトヲ得

- 一 祭祀、宗教、慈善、學術、技藝其ノ他公益ヲ目的トスル者ノ所有スルモノ、但シ收益ノ用ニ供スルモノヲ除ク
  - 二 公益法人又ハ之ニ準ズベキ者ガ有料ニテ國又ハ公共團體ニ貸與セルモノノ中道知事ニ於テ其ノ貸貸料ガ實費ノ辨償ニ止マルモノト認定シタルモノ
  - 三 私設鐵道會社ノ驛舎及其ノ附屬倉庫工場ノ用ニ供スルモノ鐵道構内ニ常住ヲ要スル鐵道係員ノ舎宅及運輸保線ノ職務ニ從事スル鐵道係員ノ駐在所ノ用ニ供スルモノニシテ鐵道用地内ニ在ルモノ
  - 四 前各號ニ該當スルモノノ外營利ヲ目的トセザル稗會又ハ組合等ノ其ノ事業ノ用ニ供スルモノニシテ道知事ノ認定シタルモノ
- 前項ノ規定ニ依リ家屋税ノ賦課ノ免除ヲ受ケントスル者ハ事由ヲ詳具シ家屋所在地ノ所轄府尹、郡守又ハ島司ヲ經由シ道知事ニ申請スベシ但シ邑面所在ノ家屋ニ付テハ所轄邑面長ヲモ經由スベシ

(一) 祭祀、宗教、慈善、學術、技藝其の他公益を目的とする者の所有する家屋、但し收益の用に供するものを除く

民法第三十四條の法人たると否とを問はず、此等の公益事業を目的とする者が所有する家屋は、收益の用に供するもの以外は、申請に依り其の家屋税を免除する。此の免税するのは公益上の必要から出たものであるが、其の事業が果して公益なりや否やは調査の上でないと決定し兼ねるから申請を待ち、道知事に於て其の當否を定めることとしたのである。殊に其の使用目的が収益の用であるか否かに付ても亦個々の情況に依り判定するの外はない。

京畿道に在りては祭祀、宗教、慈善、學術、技藝其の他公益を目的とする者の事業の用に供する家屋は、其の賃借に係るもの以外は、申請に依り免除することになつて居る。之は準則の定むる所とは餘程其の内容を異にしてをる。即ち此等の事業を營む者が直接間接に其の事業の用に供するものは、収益の爲にする場合でも、有料で他から借受けた家屋以外は總て之

を免除するのである。私見としては、無料で借受けた家屋を免除することは固より相當であるが、其の事業の用に供する家屋中其の収益の爲にするものは、自己所有たると賃借家屋たるとを問はず、課税することが至當ではないかと思ふ。

金融組合の所有家屋は免除する例と聞いて居るが、他の政策上の必要から出たものとすればそれは格別であるが、金融組合を公益法人とし、而かも其の事務に使用する家屋を収益の爲にするものにあらずと解することは適當でないとの意見がある。少くとも賦課規則に明示し、公共團體の所有家屋と同様に、之を賦課の範圍外とするのが至當ではあるまいか。敢て私見として附記して置く。

(二) 公益法人又は之に準すべき者が有料で國又は公共團體に貸與するもの、中道知事に於て、其の賃貸料が、實費の辨償に止まるものと認定したもの

公益法人は勿論其の他の任意團體であつても、其の所有家屋を國又は公共團體に貸與せるもので、其の賃貸料が公課、維持修繕費若は家屋の消却費を支辨するに過ぎざる程度のものなるときは、之を収益の目的に利用して居るものとは認め難いのであるから、申請があれば之に對しては家屋税を免除するのである。申請を要すること、したのは、其の賃貸料が果して實費辨償程度のものであるか否かを、實際の狀況に依り判定する必要があるから之を申請せしめ、道知事に於て調査した上公平な認定を下さんとするのである。而して賃貸料が實費に過ぎないものを免除するといふ趣旨であるから全く無料であるときは、是亦當然此の規定の適用を受くべきものと解すべきである。

(三) 私設鐵道會社の驛舎及其の附屬倉庫工場の用に供する家屋、鐵道構内に常住を要する鐵道係員の舎宅及運輸保線の職務に従事する鐵道係員の駐在所の用に供するもので鐵道用地内に在るもの

鐵道運輸は私設會社の經營に係る場合でも、其の事業は公益の目的を多分に包含するものであるから、此の業務に直接必要なるものを免除せんとする趣旨であつて、必ずしも其の鐵道業者の所有たることを必要としないのである。又私設鐵道會社といふのであるから、朝鮮私設鐵道令及朝鮮輕便鐵道令に依るものは、其の使用動力が蒸氣であらうと電氣であらうと問ふ所ではない。而して其の業務に直接必要なるものであるか否かは、之を調査する必要があるから、申請を待つて道知事に於て許可すること、したのである。

(四) 前號に該當するもの、外、營利を目的とせざる稷、會又は組合等が、其の事業の用に供するものであつて、道知事の認定したもの

稷、會又は組合が公益の事業を目的とするものなるときは、第一號の規定に依つて家屋税の免除を受けることが出来るのであるが、其の目的が公益事業であるか否か判明しない場合もあるべく、公益事業でないとしても、事實収益の目的にあらざるものに付ては、道知事の認定に依り之を免除するのである。而して此等の稷、會、組合等は人格を有しない場合が多かるべく、従つて其の所有者が個人名義となつて居るものが普通である。總代其他關係者の名義の家屋は勿論個人が其の所有家屋を無料で稷、會又は組合等に貸付けた家屋に付ても、道知事の認定があれば、家屋税の免除を受けられるのである。

以上に依り家屋税の免除を受けんとする者は、其の事由を詳記した免除申請書を家屋所在地の所轄邑面長、府尹、郡守又は島司を経由して道知事に提出しなければならぬ。邑面長、府尹、郡守又は島司は、此の家屋税免除申請書を経由する場合には、事實を調査して意見を副申するのである。道知事は之を調査し其の免否を決定し、府尹、郡守又は島司及邑面長を経由し、申

第五節 課税標準

家屋税は収益税であるから、其の課税標準は賃貸價格に依ることが最も理想的ではあるが、異動の伴ふ家屋の賃貸價格を正確に調査することの困難であることは、内地に於ける現行家屋税の實施狀況に付ても明かである。況や朝鮮に於ける現在の家屋は、之を朝鮮全般から見てもまだ餘程低級であつて、多額の負擔を課することは不可能であるのみならず、賃貸の實例等も至つて少いから、差當り他の外形標準に依ること、したのである。其の外形標準としては家屋の建坪に依るのが最も適當である。併し一律に坪數にのみ依るのでなくして、家屋の所在、種類、構造及用途に依つて、其の課率を異にしてゐるから、結果は各種の狀況に依り其の擔稅力を測定すること、なる譯である。

家屋の坪數は、方一間を以て一坪とする。其の坪數は支柱の有無を問はず、總て外法を以て計算すべきものである。尤とも鐵道のガード内部の如きは内法に依る外はない。而して添屋根、尾垂又は庇等でも外圍のある部分は總て坪數の中に算入すべきである。之を測量するには間尺を用ひ、間の十分の一を分とし、分の十分の一を厘とし、五厘以上は切上げて一分とし、五厘未満は之を切捨て、分に止め、三斜法其他に依つて坪數を算出するのが通例である。而して坪數に合位以下の端數を生じた場合は、家屋の種類、用途別に其の一構毎に之を切捨て坪位に止める。

地下及二階以上の階層を有する家屋に付ては、其の地下及二階以上の坪數は、其の二坪を以て一坪に計算するのである。此處に二階といふのは、普通に中二階と稱せらるゝものも含む。又地下とは一階の下に設けた床、土間又は之に類する設備ある部分を云ふ。今其の計算例を示すと次の如きものである。

一階	實坪數	二十坪五合五勺	實坪	二十坪五合五勺
二階	同	十坪二合五勺	此の二分一	五坪一合二勺五才
地下	同	五坪	同	二坪五合
合計	同	三十五坪八合	課税坪數	二十八坪

道知事の指定する地域に在る朝鮮建家屋に付ては、當分の間其の家屋の間數を以て坪數と看做し、其の一間を一坪として計算することになつて居る。其の間數の計算方法は各地方に於ける慣習に依るのである。即ち七尺四方を一間とするもの、又は八尺四方を一間とするもの等總て其の一間を一坪とする。尙此處に朝鮮建家屋とは、朝鮮在來の方式に據つて建築したものを指すのであつて、單に外觀が朝鮮式であつても、其の構造の實體が和風又は洋風のもの、正式の坪數を計算すべきこと勿論である。

道税賦課規則準則

第三十七條 家屋ノ坪數ノ計算ニ付テハ地下又ハ二階以上ノ坪數ハ其ノ二坪ヲ以テ一坪ニ計算ス

左ノ府邑ニ所在スルモノヲ除クノ外朝鮮建家屋ニ在リテハ當分ノ間建物ノ間數ヲ以テ坪數ト看做シ其ノ一間ヲ以テ一坪ニ計算ス

府、邑（各道知事に於て指定す、京畿道は各府邑を除くことになつてゐる）

前項ノ場合ニ於テ間數ノ計算方法ハ慣習ニ依ル

第六節 課率

家屋税の課率は、課税標準たる坪數に對し一律の定率を適用するのでなく、家屋敷地の等級、家屋の構造、種類及家屋の用途に依つて之を區分するのであつて、其の一坪當賦課額は、各道の賦課規則に規定せらるゝのであるが、之には一定の制限を

設けられて居る。(道制施行規則第四十七條)左の如し。

課税家屋坪数平均一坪に付

黄海道、平安南道、平安北道、咸鏡南道、咸鏡北道は 九錢

其の他の道は 十錢

即ち各道は、此の制限の範圍内で家屋敷地の等級、家屋の構造、種類及家屋の用途別に、其の一坪當賦課額を定めるのであるが、其の例として京畿道に於ける家屋税の等級及一坪當賦課額を示すと次の通である。

家屋税ノ等級及一坪當賦課額 京畿道

等級区分	甲			乙			丙		
	第一類	第二類	第三類	第一類	第二類	第三類	第一類	第二類	第三類
一 等	一、二六〇	一、〇八〇	九〇〇	一、〇五〇	九〇〇	七五〇	八四〇	七三〇	六〇〇
二 等	一、〇九〇	九三〇	七八〇	九一〇	七八〇	六五〇	七三八〇	六三〇	五三〇
三 等	九三〇	七八〇	六六〇	七七〇	六六〇	五五〇	六二六〇	五二〇	四四〇
四 等	七五〇	六四〇	五四〇	六三〇	五四〇	四三〇	五〇四〇	四三〇	三六〇
五 等	六三〇	五四〇	四三〇	五三〇	四三〇	三七〇	四三〇	三七〇	三〇〇
六 等	五四〇	四六〇	三九〇	四五〇	三九〇	三七〇	三六〇	三二〇	二六〇
七 等	四六〇	三九〇	三三〇	三八〇	三三〇	二七〇	三〇八〇	二六〇	二二〇
八 等	三七〇	三三〇	二七〇	三一〇	二七〇	二二〇	二五二〇	二一〇	一八〇

附表 家屋敷地ノ等級

家屋敷地ノ等級	一 等		二 等		三 等		四 等	
	七〇圓以上	二 等	六〇圓以上	三 等	五〇圓以上	四 等	四〇圓以上	
九 等	三、六〇	二、八〇	二、八〇	二、四〇	三、〇〇	三、四〇	一、九〇	一、六〇
一〇 等	二、九〇	二、五〇	二、〇〇	二、〇〇	一、七〇	一、九〇	一、六〇	一、四〇
一 一 等	二、五〇	二、一〇	一、八〇	一、八〇	一、五〇	一、六〇	一、四〇	一、二〇
一 二 等	二、一〇	一、七〇	一、五〇	一、五〇	一、三〇	一、四〇	一、二〇	一、〇〇
一 三 等	一、八〇	一、四〇	一、三〇	一、三〇	一、一〇	一、二〇	一、〇〇	八〇
一 四 等	一、六〇	一、二〇	一、一〇	一、一〇	一、〇〇	一、一〇	九〇	八〇
一 五 等	一、五〇	一、一〇	一、〇〇	一、〇〇	九〇	一、〇〇	八〇	七〇
一 六 等	一、三〇	一、〇〇	九〇	九〇	八〇	九〇	七〇	六〇
一 七 等	一、二〇	〇、八〇	八〇	八〇	七〇	八〇	七〇	六〇
一 八 等	一、一〇	〇、七〇	七〇	七〇	六〇	七〇	六〇	五〇
一 九 等	一、〇〇	〇、六〇	七〇	七〇	六〇	六〇	五〇	四〇
二〇 等	一、〇〇	〇、六〇	七〇	七〇	六〇	六〇	五〇	四〇
二 一 等	九〇	〇、五〇	六〇	六〇	五〇	五〇	四〇	三〇
二 二 等	八〇	〇、四〇	六〇	六〇	五〇	五〇	四〇	三〇

九等	一二圓五〇錢以上	十四等	三圓以上	十九等	六〇錢以上
八等	一五圓以上	十三等	四圓以上	十八等	八〇錢以上
七等	二〇圓以上	十二等	六圓以上	十七等	一圓以上
六等	二五圓以上	十一等	八圓以上	十六等	一圓五〇錢以上
五等	三〇圓以上	十等	一〇圓以上	十五等	二圓以上
					二十等
					二十一等
					二十二等
					四〇錢以上
					二〇錢以上
					二〇錢未満

家屋敷地の等級

家屋敷地の等級は、一般の場合に於ては土地臺帳に登録せられたる地の地價に依り府尹、郡守又は島司に於て之を決定するのである。但し忠清南道及京畿道に在つては、道税賦課規則に別表を以て定められてをる。(前掲京畿道の例の如し)土地臺帳に登録してない家屋敷地、即ち田畝等の地目の土地又は林野臺帳に登録せられた土地等に付ては、近傍の地に比準し其の地價を推定して、府尹、郡守又は島司が決定する。又土地臺帳に登録せられた家屋敷地でも、其の地價に依るを相當ならずと認めらる、特別の事由あるもの、例へば家屋が地價の著しく相違せる二筆以上の土地に跨る場合、又は道路開設等の事故の爲其の現地價が著しく現況に副はざる場合の如きものに付ては、適當の地價を見積り其の等級を府尹、郡守又は島司に於て認定することになつて居る。尤も京畿道に於ては此の認定に付道知事の認可を要する規定となつてゐる。

道税賦課規則準則

第三十四條 家屋ノ敷地等級ハ土地臺帳ニ登録セラレタル地價ニ依リ府尹、郡守又ハ島司之ヲ定ム

土地臺帳ニ登録ナキ家屋敷地又ハ土地臺帳ニ登録セラレタル地價ニ依リ雜キ特別ノ事由アル家屋ノ敷地等級ハ府尹、郡守又ハ島司之

ヲ認定ス

家屋の構造種別

家屋の構造種別は左の區分に依る。(道税賦課規則準則第三五條)

甲種

石造、煉瓦造、鐵骨造、鐵筋鐵骨又は鐵網コンクリート造及之に類するもの。

乙種

木造瓦葺、同スレート葺、同石棉板葺、同銅板葺、同檜皮葺及之に類するもの。  
(平安北道には天然スレート葺がある。之は甲種としてをる)

丙種

甲種及乙種に屬せざるもの。

前各種の種別判然たらざるときは府尹、郡守又は島司之を認定す。又一棟の家屋にして數種に渉るものは、主なる部分の種別に依る。

實際上の取扱として、甲乙丙何れの種別に屬するものか判明しないものが多い。殊に市街地に於ては近代様式の建築が採用せられ、其の判定に迷ふやうな場合が頗る多いが、其の堪久力並に價額等の点に注目し適當と認むる種別を定むべきである。中にもスタック塗の如きも木骨であれば乙種とすべく、亜鉛板葺でも俗にいふ瓦葺の如きも乙種として課税するのが相當であると思ふ。

### 家屋の用途区分

家屋の用途は左の区分に依る。(道税賦課規則第三六條)

#### 第一類

事務所、營業所、病院及別荘の用に供する家屋及其の附屬建物並に之に類するもの。

#### 第二類

住宅の用に供する家屋及其の附屬建物。

#### 第三類

第一類及第二類に屬せざる家屋。

以上の用途判然たらずるときは府尹、郡守又は島司之を認定する。又一棟の家屋にして其の用途二類以上に渉るものは主たる用途に依る。

用途に依つて家屋の給付能力を測定せんとする趣旨であるが、第一類に屬するものは第二類に屬するものよりも、多額の建築費を投じ特殊の構造を有するものであり、第三類に屬するものよりも、建築費も低廉で其の構造も粗悪であると推定したものが、又は事務所若しは營業所等に利用するときには、住宅として利用するときには、比し、収益が多いものとした爲であるかは明らかでない。従つて之を實際に施行するに當つては幾多の疑問が生ずる。恐らく現行道税中で此の家屋の用途区分ほど當務者が迷はざる、ものはあるまい。疑問の第一は所謂事務所及營業所の意義である。坊間で事務所と稱せらるるもの、中に、法人事務所、何々會事務所、何組合事務所、辯護士事務所、司法書士事務所、何會設立事務所等々殆んど枚舉に

違がない。又營業所と稱するもの、中にも百貨店あり、製造場あり、料理屋あり、下宿屋あり、金銭貸付業ありて其の設備の狀況は千種萬態である。疑問の第二は、種別の分別標準を何れに探るか。即ち家屋の現狀に依るか、現在の利用狀態に依るかである。家屋の現狀に依るとすれば、銀行會社又は特別の様式構造に依る店舗専用の家屋に付ては別に疑問は起らぬけれども、事務所又は營業所用ともなるが、何等の入手を爲さず又は若干の設備を廢置すれば住宅用となる家屋は極めて多い。又現在の利用狀態に依るとすれば、今日の住宅は明日營業所用となり、貸家の如きは家主の収益に變化なきに拘らず、借家人に依つて常に其の負擔が異動する。甚しきに至つては、堂々たる建築でも賦課期日に空家となつたときは、忽ち第三類として賦課を受けるといふやうな奇怪な結果となる。疑問の第三は、事務所又は營業所向の家屋中最多數である所の住宅兼用の家屋に對する區別である。此の場合には其の主たる用途に依り區分すると云ふのであるが、利用價值に依るか、表通り裏通りに依り區分するか、其の使用面積に依るか、之が區分標準の採擇に迷ふのである。

以上何れの主義に依るとしても、其の區分標準は常時異動變化あるのが通常であつて、之を正確にすることの煩雜は一通ではない。納税義務者に申告の義務を負はしてあるとは言へ、結局は其の調査の義務を徵税團體に於て負擔するといふことになり、臺帳課税主義を採る家屋税に於て特に不適當であると考へられる。

家屋用途の認定に關する實際上の取扱としては、家屋の所在が商業地域であるか工業地域であるか、又は住宅地域であるかを判定し、其の商業地域若しは工業地域に在る家屋は、始めから住宅専用として設計建築せられ、且つ現に住宅として利用せらるるもの以外は、其の利用狀態如何を問はず之を第一類とし、住宅地域に在る家屋は、始めから事務所又は營業所専用の目的で設計建築せられ且つ現に事務所又は營業所として利用せらるるもの以外は、其の現在の利用狀態如何に拘らず之を第二類と

する。又商工業地域にもあらず住宅地域にもあらずと認めらる、地域に在る家屋は、家屋本来の建築が事務所又は營業所として利用し得るも、住宅としては使用の出来ないもの限り第一類とし、其の他は現在の利用状態如何に拘らず總て之を第二類とするといふ程度で區別してどうかと考へられる。兎に角此等の取扱方に付ては均衡を失はざるやう、各道の取扱手續等に於て之を規定し、其の準規を示すべきものであらう。

### 第七節 申告義務

道税賦課規則準則

第四十條

左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ納稅義務者ハ家屋ノ所在、構造種別、用途、坪數及其ノ事由ヲ記載シ事實發生ノ日ヨリ七日内ニ

家屋所在地ノ所轄府尹、郡守又ハ島司ニ申告スベシ

一 家屋ヲ新築若ハ移築シ又ハ家屋滅失シタルトキ

二 家屋税ヲ賦課セザル家屋ヲ家屋税ヲ賦課スル家屋ト爲シタルトキ

三 家屋税ヲ賦課スル家屋ヲ家屋税ヲ賦課セザル家屋ト爲シタルトキ

四 家屋ノ構造種別若ハ用途ヲ變更シ又ハ坪數ヲ増減シタルトキ

五 家屋ヲ讓受ケタルトキ又ハ所有者ノ住所氏名若ハ稱號ヲ變更シタルトキ

家屋ニ付賃權又ハ質ノ性質ヲ有スル典當權ヲ取得シ、變更シ、讓渡シ又ハ解消シタルトキハ前項ノ規定ヲ準用ス

前二項ノ規定ニ依ル申告ハ邑面所在ノ家屋ニ付テハ當該邑面長ヲ經由スベシ

家屋税の賦課に關係ある事項及其の異動があつたときは、納稅義務者は家屋の所在、構造種別、用途、坪數及其の事由を事實發生の日から七日内に、家屋所在地所轄府尹、郡守又は島司に（邑面に在る家屋に付ては、所轄邑面長を經由し）申告しな

ければならぬ。其の申告を要する事項は次の通である。

一 家屋を新築し若は移築し又は家屋滅失したとき

家屋の新築とは家屋が其の用法に従ひ使用し得る状態に至つたものを謂ふ。單に柱を建て、屋根を葺き、壁を塗つたのみでは未だ新築とは見られぬ。何時でも之を使用し得る程度に落成した時に於て之を新築したものと見るべきである。移築とは其の家屋の位置を變更することである。家屋の滅失とは家屋たる形態なきに至つたものは勿論、天災其の他不可抗力に因り家屋として使用し能はざる状態に至つたときは、其の残骸の一部が残存して居ても、之を滅失と見て差支はあるまい。而して此の場合の申告中家屋の新築に付ては、單に甲種、第一類、何坪と申告するだけではない。例へば、本家木造瓦葺二階建、事務所用、建坪一階二十坪五合、二階十坪五合と云ふが如く、詳細の事實を申告すべきである。

二 家屋税を賦課せざる家屋を家屋税を賦課する家屋としたとき

賦課規則は勿論特別の法令に依り、家屋税を賦課せざる家屋が其の非課税とすべき条件を失ふた場合は勿論、申請に依り免除を受けた家屋が、其の免除の事由の止みたるときも總て申告を要するのである。

三 家屋税を賦課する家屋が家屋税を賦課せざる家屋となつたとき

之は前號の反對であるが、申請に依つて家屋税賦課の免除を受くるのは、納稅義務者の權利であつて、之を申請すると否とは其の自由である。

四 家屋の構造種別若は用途を變更し又は坪數を増減したとき

家屋の構造種別及坪數の變更は増築又は改築である。用途の變更とは家屋の利用状態を變更した場合である。就中家屋の構

造種別の變更とは甲種、乙種、丙種間の異動を云ふのではない。同じ種別の中でもスレート葺を瓦葺に改造した場合も申告を要す。又坪数の増減とは、其の課税坪数に増減なきも、各階層の實坪数に變化があつたときも申告を要するのである。

五 家屋を譲受けたとき又は所有者の住所氏名又は名稱に變更があつたとき

家屋の所有権移轉は當事者双方をして連署せしむるのが通例である。尤も登記権利證其の他所有権移轉を證するに足る書類を呈示せしめ、相手方の連署に代へるも差支はない。蓋し家屋臺帳の登録事項は、各種の權利行使の根據として利用せらるゝことが多いのであるから、其の所有権に關する事項は特に慎重に取扱ふ必要がある爲である。

六 質權又は典當權の設定、解消若は異動

之も前號と同様の理由で當事者双方をして連署せしむるか、登記書類を呈示せしむるを可とす。咸鏡北道では、以上の申告は邑面長に提出せしめることにしてある。

### 第八節 納期及納額

家屋税は年額を二分し、第一期分を五月一日から五月三十一日限、第二期分を十月一日から十月三十一日限り徴收するのを原則とするが、一府邑面に於ける一人の家屋税年額が一定額以下なる場合には、第一期に於て其の年額を一時に徴收する。(道税賦課規則準則第三十八條)

準則には第一期を五月としてあるが、江原道は之を四月とし、全羅南道及慶尙北道は之を六月と規定してある。

一期徴收を爲す所謂小額家屋税の範圍は、各道に於て其の地方の情況に依つて定めることになつてをるが、其の規定する所を見ると忠清南道は三十錢以下、江原道は七十錢以下、平安北道は一圓以下、黃海道は二圓以下、其の他の道は概ね五十錢以

下となつてをる。獨り平安南道には此の一時徴收の規定がないやうである。

家屋税は既述の如く、納期開始當日現在の家屋所有者(質權者又は典當權者)から徴收するのであるから、其の課税の對象たる家屋も、納期開始當日の現在に依るべきものである。従つて第一期納期開始後第二期納期開始前に家屋を新築し、又は家屋税を賦課すべき家屋となつたときは、第二期納期分から之を徴收し、第二期納期開始後家屋を新築し、又は家屋税を賦課すべき家屋となつたときは、其の年度分家屋税は之を徴收しない。又第一期納期開始後第二期納期開始前に、家屋が滅失し又は家屋税を賦課せざる家屋となつたときは、其の第二期分は之を徴收しないが、第二期納期開始後家屋が滅失し又は家屋税を賦課せざる家屋となつた場合でも其の年度分家屋税は之を還付しないのである。

右の如く家屋税賦課の對象たる家屋は各納期開始當日の現在に依ると云ふのは、必ずしも家屋臺帳に登録せられた家屋といふ意味ではない。納期開始當日家屋臺帳に登録せらるゝに至らざりしものでも、其の納期開始前家屋の新築其の他の異動に依り、賦課洩となつた家屋に對しては、隨時之を追徴し得べきは勿論であり、其の納期開始前に家屋の滅失其の他の異動に依り過徴となつた家屋に對しては、其の過納額を還付するのが正當である。

家屋所有権の移轉又は質權若は典當權の設定抹消があつた場合其の賦課の分界は、納税義務者の申告を受理したとき、又は職權に依り家屋臺帳の登録を更正した時に依るを原則とするが、不動産登記令に依り登記を経たものに付ては、其の登記した時に依り其の後に開始する納期分から、新しい納税義務者に賦課すべきものである。併し實際の取扱に於ては、各納期に於て家屋税を賦課した後於ても、所有権移轉等の事實を確認し得る場合には、遡つて其の賦課を更正し、仍つて其の徴收を完了せしむる等の手段を執ることは差支あるまい。



第一期に於て家屋税の年額を一時に徴収した家屋に付、第一期納期経過第二期開始前に、其の家屋を取得し又は質権者は典當權を設定した者に對し、其の第二期分家屋税を賦課すると、重複となるから此の場合には之を徴収しないのである。

道税賦課規則準則

第三十九條 前條第二項ノ規定ニ依リ家屋税ノ年額徴收後第二期納期開始前ニ於テ其ノ課税ノ目的タル家屋ヲ取得シタルモノニ付テ其ノ第二期分家屋税ハ之ヲ徴收セズ

此處に疑問を生ずるのは、第一期に其の家屋税の年額を一時に徴收せらるべき程度の小家屋を、第一期納期開始後第二期納期開始前に新築し、又は第一期に於て家屋税年額を既に徴収した家屋が、第二期納期開始前に増築又は改築に依り其の賦課額に増加を來した場合に於て、其の家屋税年額若は増加額の二分の一を第二期納期に於て徴收すべきや否や、又之と反對に、第一期に於て家屋税の年額を徴した家屋が、第二期納期開始前に滅失し、又は改築等に依り其の賦課額に減少を來した場合に於て、其の家屋税年額若は減少額の二分の一を還付すべきや否やである。思ふに、家屋税は二期徴收とし各納期開始當日の現在に依り賦課するを原則とし、其の年額の僅少なものは、徴税者と納税者との双方の便宜上之を繰上げて、其の第二期納期に於て徴收すべき分も、之を第一期納期に徴收する趣旨であるから、前者の場合に其の第二期分相當額は之を徴收し、後者の場合は其の賦課額の中第二期分相當額は之を減額し過納額として還付するのが穩當ではあるまいか。各道の賦課規則に於て之を明かにした例を見ないが、前者は徴收するも後者は之を還付せすとの説を爲す者もあるやうである。若し然りとすれば次のやうな不合理を生ずる。例へば、家屋税年額五十錢以下を一時徴收とする場合に於て、大小を異にする家屋各一棟を所有する甲乙があるとし、甲の家屋税は年額六十錢、乙の家屋税は年額五十錢で、共に九月中に滅失したとしたならば、其の年度分家屋

税は、大なる家屋を所有せし甲から三十錢を徴收し、小なる家屋の所有者乙からは五十錢を徴收したことになる。此の如きは之を正當な取扱として首肯することは出来ないやうに考へられる。第一期に於て家屋税年額を一時に徴收した家屋を、他に譲渡した場合は、準則第三十九條の示す如く、其の取得者から第二期分家屋税を徴收しないのであるから、其の舊所有者に對し、其の第二期分相當額を還付すべき理由のないとは固より言ふ迄もないことである。

家屋税の納額は、家屋の構造種別、用途別に一構毎に其の坪數に定額を乗じて算出するものである。而して其の算出額に一錢未滿の端數が生じたときは、之を切捨て錢位に止めるのである。各家屋の敷地等級、構造種別、用途の種類、坪數、一坪當賦課額及家屋税額は其の納税義務者の住所氏名又は名稱と共に之を家屋臺帳に登録するのであるが、毎納期の納額は、其の府邑面に於て納税義務者の所有する家屋に對する税額を合計し、之を二分するのである。此の場合に於て錢位未滿の端數が生じたときは第一期に之を繰上げて徴收する。年税額が一定額以下の場合には第一期に於て一時に徴收するから之を分割する必要のないことは既述の通である。

道税賦課規則準則

第三十二條 府尹、郡守又ハ島司ハ家屋臺帳ヲ備ヘ家屋税ニ關スル事項ヲ登錄スベシ

咸鏡北道では府邑面に家屋臺帳を備付けてある。

第九節 賦課手續

家屋税も道税であつて、其の徴收は府邑面をして之に當らしめるが、賦課事務は府尹、郡守又は島司の管掌する所である。而して其の取扱手續は各道に於て定められるのであるが、其の要綱を挙げると次の如きものである。

- 一 府郡島には家屋臺帳の外共有家屋連名簿を設け、尙家屋税に關する状況は家屋税臺帳集計簿に登載整理すること。
- 二 府郡島は毎年適當なる時季に家屋の所在、種別構造、坪數、用途、敷地の等級及所有者の異動を戸押的に實地調査を行ふこと。
- 三 前號に依るの外、常時新築、改築、増築、減失、其の他家屋の異動を、警察官署又は道路所管廳等に於ける資料其の他に依り調査し、所有者又は賃權若は典當權の異動に付ては登記簿を調査するの外、不動産取得税に關する調査資料等とも連絡を執ること。
- 四 家屋又は納税義務者の異動に關する申告未済の者には、注意を與へて之を申告せしむること。
- 五 家屋の新築、減失其の他家屋の異動に關する申告を受理したるときは、府尹、郡守又は島司は必要に應じ、實地に就き検査又は調査し、之を家屋臺帳に登録すること。
- 六 前項の場合納税義務者に於て申告せず、又は申告するも之を正當ならずと認むるときは、府尹、郡守又は島司に於て調書を作成して處理す。此の場合に於て納税義務者の權利義務に關する事項に付ては、之を納税義務者に通知すること。
- 七 實地に就て家屋を検査又は調査したときは、家屋調査票を作成して其の事蹟を明にすること。測量したものは見取圖を調理すること。

- 八 家屋税賦課の免除を申請した者があるときは、其の當否を調査し意見を附して道知事に進達すること。此の場合邑面を経由するものに付ては、邑面長の意見を副申せしむるものとす。
- 九 道知事の免除申請に對する指令ありたるときは、家屋臺帳を整理すると共に、別に免除家屋の索引を調製して整理すること。此の場合に於て其の指令書は申請者に送付するものとす。(邑面長を経由す)
- 十 家屋臺帳登録事項及其の異動は、時々之を府邑面に通知すること。
- 十一 府邑面には家屋税名寄帳を備へ、左の事項を登録し其の異動は府尹、郡守又は島司の通知に依り常時之を加除整理すること。

- 1 家屋の所在、地番
- 2 家屋税等級
- 3 構造種別及用途
- 4 課税坪數
- 5 税額
- 6 納税義務者の住所氏名又は名稱
- 7 納税管理人の住所氏名
- 8 其の他納税に必要なる事項

十二 府邑面は毎納期開始前に、家屋税名寄帳に依り各納税義務者の納額を算出し、其の納期に於ける納額を所轄府尹、郡守

又は島司に報告すること。納期開始に至る迄の異動及家屋税を随時に徴収すべき場合亦同じ。

十三 府尹、郡守又は島司は右の報告を調査し、調定の手續を執り、府邑面に對し納額通知を發付すること。

十四 府邑面は府尹、郡守又は島司の納額通知に依り徴收の手續を爲すこと。

十五 府邑面には家屋税名寄帳集計簿を設け、家屋及家屋税に關する狀況を登載整理すること。

(咸鏡北道では郡の事務は邑面に委任してある。)

### 第十節 府邑面税附加税

府邑面は道税家屋税に對し、府税又は邑面税たる家屋税附加税を賦課することが出来る。其の附加税の實質は道税附加税と同一である。府に於ける第二部特別經濟に於ては、從來賦課してをつた家屋税附加税を廢止することになつたが、昭和十二年度までは、從來の課率を低減して之を存積することを認められてをる。

家屋税附加税の課率に付ては、次の如き制限がある。(府制施行規則第四十五條、邑面制施行規則第五十一條)

府 家屋税額

邑 面 家屋税の百分の四十

府及邑面は右の制限内に於て、毎年度の豫算を以て其の課率を決定するのである。特別の必要あるときは朝鮮總督の許可を受けて制限外課税を行ふことが出来るやうになつてはをるが、現在は其の例がないのみならず、負擔緩和の爲、財政の許す範圍内で成るべく低額の賦課に止めしめる方針のやうである。

道税家屋税の各納税義務者別の納額は、家屋税名寄帳に依つて、府邑面が之を算出するのであるから、同時に家屋税附加税

の税額も算出することが出来る。其の取扱に付ては本税の取扱に準ずれば可い。收納簿及納税告知書等總て本税と連記するのが通例である。

## 第三項 林野税

### 第一節 林野税の本質

林野税は、林野の収益を税源とし、林野の所有者に賦課する収益税であつて、林野其のものを賦課の客體とする点に於て物税に屬す。而して之は道税の特別税であるが、恰も國税に於ける地税と相匹敵するものである。

朝鮮に於ける林野は、大體に於て未だ保護育成を要する現情であつて、一般の土地に對する課税と同様な負擔を課する程度に達して居ないけれども、往時の森林保護組合の事業を、昭和八年度から道に移屬せしめられたのを契期とし、之に要する財源を得るため、舊森林保護組合員が負擔して居つた組合費程度の課税を行ふこと、したのが本税の起りである。此の程度の課税であるならば、一般の土地に對する地税との權衡上から見ても、強ち不當とは謂はれぬのみならず、將來に於ては相當の負擔力を生ずるに至るであらう。

地税に對して府邑面税たる附加税を併課することが認めらるゝ以上、林野税の附加税も之を認めることが、租税體系の上から見て相當ではあるが、前述の如く、未だ朝鮮の林野の負擔力は充分と云はれないから、之を賦課することになつて居ないが將來は必ずしも賦課する時代が實現すること、思ふ。

道税賦課規則準則

第四十一條 林野税ハ林野臺帳又ハ土地臺帳ニ登録セラレタル林野ニ對シ其ノ面積ヲ標準トシテ之ヲ賦課ス

### 第二節 納税義務者

林野税の納税義務者は林野の所有者である。即ち納期開始の日に於て、林野臺帳又は土地臺帳に所有者として登録せられた者から之を徴收するのである、質權又は質の性質を有する典當權の目的たる林野に付ては、其の質權者又は典當權者を以て所有者と看做することにはなつて居るが、林野に付ては斯る物權の設定せらるることは實際上稀であつて、質權者又は典當權者を以て納税義務者とする場合は至つて少いやうである。

道税賦課規則準則

第四十三條 林野税ハ納期開始ノ日ニ於テ林野臺帳又ハ土地臺帳ニ登録セラレタル所有者ヨリ之ヲ徴收ス

第三十三條第二項ノ規定（家屋税を質權者又は典當權者から徴收する規定）ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

### 第三節 賦課の範圍

地方制度其の他特別の法令に依て地方税を賦課せず、又は之を免除せずとの規定ある場合の外、林野税に付之を賦課せざる場合がある。

道税賦課規則準則

第四十二條 左ノ林野ニハ林野税ヲ賦課セズ

#### 一 保安林

二 公共團體ノ設置セル模範林又ハ學校林ニシテ道知事ノ認定シタルモノ

三 一府邑面ニ於ケル一人ノ所有林野面積五段歩未満ノモノ但シ同一戸籍内ニ在ル者ノ一府邑面内ニ於ケル所有林野面積ヲ合計シ五段歩以上ニ達スルモノヲ除ク

四 砂礫地、濕地又ハ干渴地ニテ府尹、郡守又ハ島司ニ於テ林野税ヲ賦課スベカラザルモノト認定シタルモノ

#### 一 保安林

保安林は森林令に依り其の使用、收益及處分に制限を加へらるゝものであるから、之には林野税を賦課せざるを穩當と認めたるものである。

（參照）

森林令（明治四四、六、制令第一〇號）

第一條 朝鮮總督ハ國土ノ保安、危害ノ防止、水源ノ涵養、航行ノ目標、公衆ノ衛生、魚附又ハ風致ノ爲必要アリト認ムルトキハ森林ヲ保安林ニ編入スルコトヲ得

第二條 保安林ニ於テハ地方長官ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ森林ノ手入ニ非ザル木竹ノ伐採若ハ開墾ヲ爲シ、落葉、切芝、土石、樹根、草根ノ採取又ハ採掘ヲ爲シ又ハ放牧ヲ爲スコトヲ得ズ

森林令施行規則（明治四四、六、府令第七四號）

第九條 保安林ノ編入又ハ解除ハ地域ヲ指定シ地方廳ノ公布式ニ地方長官之ヲ告示スベシ

### 二 公共團體の設置せる模範林又は學校林にして道知事の認定したもの

模範林とは、造林指導の爲、其の模範を示す目的で設置する林野を謂ひ、學校林とは、學校に於て生徒兒童教育上、其の實習を目的として設置する林野を謂ふ。

(參照)

面ノ基本財産及模範林設置ノ爲國有林野讓與ノ件(大正三、三、官通牒第八四號)

面ニ於テ基本財産造成ノ目的ヲ以テ國有林野ノ讓與ヲ出願スル向有之候得共右ハ森林令第十一條ノ公益事業ニ該當セザルヲ以テ詮議難相成ト存候得共模範林設置ヲ目的トスルモノハ左記各號ニ該當スル場合ニ限り讓與可相成儀ニ有之候條及通牒候也

一 植林ノ實行確實ト認メラルルトキ

二 面積ハ植林上ノ模範ヲ示スニ足ル範圍ヲ超エザルコト

三 不要存置林ニ限ルコト

學校林設置ニ關スル件(明治四四、一〇、官通牒第二八九號)

公私立學校ニ學校林ヲ設ケ生徒ヲ指導シテ植林栽培ヲ自ラセシムルハ森林愛護ノ思想ヲ涵養シ兼テ勤勞ノ習慣ヲ養成シ教育ノ効果ヲシテ顯著ナラムルト共ニ久シク荒廢ニ委セラレタル森林ノ回復ヲ速カナラシムル所以ニ有之時宜ニ適スル必要事項タルノミナラズ一面學校基本財産ノ造成ニ就テモ亦有利確實ノ方法ト認メラレ候ニ付(中略)附近ニ適當ノ地ヲ相シ相當計畫セシメラレ度依命此段及通牒候也(後略)

右の外各道とも農用林地に對しても、道知事の認定に依り、林野税を賦課せざる規定になつて居る。農用林地とは、農事經營上必要なる自給肥料の増産を圖るため、綠肥原料採取地たらしめる目的を以て設置する、農家附帶林業地を指稱するものである。

以上の林野税の非課税は公益上の理由に依るのであつて、其の經營が公共團體に屬し且つ公共の目的に供せらるゝものであれば、道制施行規第五十三條の規定に依り、當然之に道税を賦課することを得ざるものであるが、中には相當の収益を伴ふものもあり、其の實體が公益の目的なりとすることが出来るか否か、判然とせぬものもあるから、道知事の認定に待つとも

のと規定したものである。

道知事の認定を受けるには、其の事由を詳しく認めた申請書を、林野所在地所轄の邑面長、府尹、郡守又は島司を經由して提出しなければならぬ。認定を受けた林野に付其の事由なきに至つたときも、其の管理者は林野所在地所轄の邑面長、府尹、郡守又は島司を經由し、其の旨を道知事に申告する義務がある。

### 三 一府邑面に於ける一人の所有林野面積五段歩未滿の場合

面積五段歩未滿の如きは、其の擔税力も概して薄弱であり、又其の税額も極めて僅少のものであるから、之を課税外としたものである。林野税は府邑面毎に賦課するものであるから、一府邑面内では五段歩に足らないが、各府邑面の面積を合計すれば五段歩以上となる場合もあるが、それは矢張り非課とするも止むを得ないものとしてある。又父子兄弟等所有名義は異つても通常林野の収益の如きものは、其の一家の經濟に統轄せらるゝものと見るべきであるから、一府邑面に於ける林野面積の五段歩以上であるか、五段歩未滿であるかは、同一戸籍内に在る者の所有面積を合計したものに依つて決定することになつて居る(黃海道に於ては此の同一戸籍内に在る者の所有面積を合算する規定を缺いてをるやうである)。

林野税は其の年額十錢未滿なるときは之を徴收しないこと、する例が多い。此の場合に最高課率に依つて計算した五段歩の林野税額が十錢内外に過ぎないとすれば、面積五段歩未滿の林野を課税外とするのと殆んど同様の結果となる。此の理由に依つて京畿道及平安北道の如きは、此の第三號の規定を省いてある。

### 四 府尹、郡守又は島司の認定した砂礫地、濕地及干潟地

林野臺帳又は土地臺帳に林野として登録せらるゝもの、中には砂礫地、濕地又は干潟地を含むものである。其の砂礫地、

濕地又は干潟地とは如何なるものかは之を明かにしたものが無いが、通常認めらるゝ所に依れば、地表が砂又は小石の重積せるもの（荒地を除く）を砂礫地と謂ひ、濕氣の爲藻や苔類の外植物の成育せぬ土地を濕地と謂ひ、水面を干拓した土地で鹽分の爲植物が成育しない所を干潟地と謂ふやうである。何れも其の収益が皆無であることは共通であつて、之に林野税を賦課することは適當ならずと認められた爲である。併し此等の土地は、一筆の大部分が竹木の育成に適しない狀況に在ることを必要とし、一筆の林野中一小部分が斯る状態にあるからといふて、非課税の認定を爲すべきものではない。

全羅北道に於ては岩石地を非課税として居る。平安南道に於ては、更に其の範圍を擴げ砂礫地、濕地及干潟地に類するものは總て認定に依り、課税外とすることになつて居る。

以上に依り非課税の認定を受けんとする者は、其の事由を詳しく認めた申請書を、林野所在地所轄の府尹、郡守又は島司に（邑面長を經由し）提出しなければならぬ。認定を受けた砂礫地、濕地又は干潟地が、竹木の育成に適するやうになつたときは、其の旨を所轄府尹、郡守又は島司に（邑面長を經由し）申告する義務がある。

道税賦課規則準則

第四十九條 第四十二條第二號ノ規定ニ依リ認定ヲ受ケントスル者ハ事由ヲ詳具シテ道知事ニ申請スベシ

第四十二條第二號ノ規定ニ依リ認定ヲ受ケタル模範林又ハ學校林ヲ廢止シタルトキハ管理者ハ直ニ其ノ旨ヲ道知事ニ申告スベシ

前二項ニ依リ申請又ハ申告ハ林野所在地ノ府尹又ハ邑面長及郡守若ハ島司ヲ經由スベシ

第五十條 第四十二條第四號ノ規定ニ依リ認定ヲ受ケントスル者ハ事由ヲ詳具シテ林野所在地ノ所轄府尹、郡守又ハ島司ニ之ヲ申請スベシ

前項ノ申請ハ邑面所在ノ林野ニ付テハ所轄邑面長ヲ經由スベシ

第四十二條第四號ノ規定ニ依リ認定ヲ受ケタル林野ノ現状竹木ノ育成ニ適スルニ至リタルトキハ前二項ノ規定ニ準ジ直ニ申告スベシ

第四節 課税標準及課率

林野税の課税標準は林野の面積である。而して其の面積は林野臺帳に登録せられたる面積に依るのであるが、土地臺帳に登録せられたる林野の面積は坪數に依つてをるから、其の課税標準たる面積は、林野臺帳に於ける面積計算例に倣つて之を段別に改算しなければならぬ。

道税賦課規則準則

第四十六條 土地臺帳ニ登録セラレタル林野ノ面積ハ林野臺帳ニ登録セラレタル林野ノ面積計算例ニ依リ換算シタルモノヲ以テ林野税ノ課税標準タル林野ノ面積トス

(參照)

土地臺帳規則第八條 地積ニ一坪未滿ノ端數アルトキハ五合未滿ハ切捨テ五合以上ハ一坪ニ切上ゲ地積一坪未滿ナルトキハ之ヲ合位ニ止メ一合未滿ナルトキハ之ヲ一合トス

林野臺帳規則第五條 地積ニ一畝未滿ノ端數アルトキハ十五步未滿ハ切捨テ十五步以上ハ一畝ニ切上ゲ地積一畝未滿ナルトキハ之ヲ步位ニ止メ一歩未滿ナルトキハ之ヲ一歩トス

林野税の課率は一町步當りの定額ではあるが、之には差等を設くるのである。其の差等は地域の等級と、林野の等級とを併用するのである。地域の等級は運輸の便否其の他の事情を參酌して、府邑面單位で、道知事之を決定する。林野の等級は林野臺帳に登録せられたる等級を指すのであるが、土地臺帳に登録せられたる林野に付ては、林野臺帳登録林野の等級に準じ地味及運輸の便否に依り府尹、郡守又は島司之を決定するのである。而して其の課率は、課税林野面積平均一町步に付二十五錢といふ制限（道制施行規則第四十七條）の範圍内で、各道毎に之を定めるのである。今林野の地域等級に付、京畿道の例を擧げると次の如きものである。

府	郡	一等	二等	三等	四等	五等	六等
京城府	京城府						
仁川府	仁川府						
開城府	開城府						
高陽	各面						
廣州	中堡面、九川面、彦州面、九里面、廣海面	西部分面、東部分面、慶安面、五浦面、草月面、實村面、退村面、南終面、中部面、大旺面、樂生面	州内面、榆泉面、伊漢面、隱縣面、廣積面、白石面、長興面、別内面、眞乾面、知道面、瓦阜面、漢斤面	郡内面、郡南面、嶺斤面、南面、帽山面、百鶴面	都尺面、突馬面		
楊州	紫苞面、九里面、廣海面				榑接面		
漣川					中面、官仁面、積城面、旺澄面	北南面、西南面	
抱川					西面、郡内面、加山面、蘇屹面、新北面、青山面、昔水、永中山面	内村面、永北面	一東面、二東面
加平					郡内面、南面、外西面	下上面	北面
楊平					葛山面、江上面、江下面、楊西面、龍門面、西宗面	丹月面、砥雲面	雪岳面、楊東面

驪州													
利川													
龍仁													
安城													
振威													
水原													
始興													
富川	多朱面	水原邑、日新面、城湖、台章面、安龍面	新東面、西面、西二面	文鏡面、南洞面、蘇來面、案砂面、吾丁面、桂陽面、富内面、四串面	永宗面	郡内面、高村面、野丹面、楊村面、大串面、月串面、露城面	北島面、龍游面、大阜面	德積面、靈興面					
金浦													
江華													
坡州													
長湍													

開	豊	青郊面、東面	中四面、南面、西面、北面、嶺南面、進風面、中面、上道面、臨漢面、興教面、大聖面、光徳面	嶺北面
---	---	--------	---	-----

京畿道の林野税等級別賦課額 (一町歩當)

地域等級	林野等級	特	等	上	等	中	等	下	等
一	等	三三	三〇	二七	二五	二九	二六	二四	二二
二	等	二五	二三	二一	一八	二五	二二	二〇	一八
三	等	二一	一九	一七	一五	二一	一八	一六	一四
四	等	一六	一五	一四	一三	一四	一三	一二	一一
五	等	一二	一一	一〇	九	一二	一一	一〇	九
六	等	一一	一〇	九	八	一一	一〇	九	八

道税賦課規則準則

第四十四條 林野ノ地域等級ハ運輸ノ便否其ノ他ノ事情ヲ參酌シ府邑面ヲ單位トシテ道知事之ヲ定ム

第四十五條 林野ノ等級ハ林野臺帳ニ等級ヲ登錄セラレタル林野ニ在リテハ其ノ等級ニ依リ其ノ他ノ林野ニ在リテハ林野臺帳ニ登錄セラレタル林野ノ等級ニ準ジ地味及運輸ノ便否ニ依リ府尹、郡守又ハ島司之ヲ定ム

第五節 納期及納額

林野税は年額を二分し第一期を十二月一日から十二月二十八日限、第二期を翌年二月一日から二月末日限として徴收するを

原則とするが、一府邑面内に於て、一人の納むる林野税年額が一定額以下なるときは、第一期に於て年額を一時に徴收することがある。(道税賦課規則第四十七條)

忠清南道は十一月、平安南道は二月を納期とし、總て一期に年額を徴收することになつておるのは異例であつて、其の他の道は十二月と翌年二月との二期に分けて徴收する。而して其の林野税年額二圓以下なる場合に限り第一期に於て一時に徴收するのが通例であるが、其の範圍を江原道では三圓以下とし咸鏡北道では五十錢以下と定めてある。

林野税年額十錢以下の如きは、地税との權衡上から云ふても、之を課税せざることが相當である。慶尙北道、忠清北道、江原道の外は之を徴收しないことになつてをるが、前に述べたやうに一府邑面内の面積五段歩未滿を課税外とする結果、此の規定の必要を見ないのである。

林野税を二期に徴收する場合に於て、年額が一定額以下のものを第一期に於て一時に徴收したとき、其の林野を第二期納期開始前に取得するものに對しては、二重賦課となるから、其の第二期分は之を賦課することは出来ないのは勿論である。

林野税の税額は林野一筆毎に所定の町歩當賦課額を乗じて算出する。其の算出額に一錢未滿の端數を生ずる場合は、之を切捨て錢位に止め、二期分納の場合其の分納に一錢未滿の端數を生じたるときは、其の端數は第一期に繰上げて徴收するのである。

第六節 賦課手續

林野税の賦課徴收に關する取扱は、大体に於て地税の取扱に準すべきものであるが、地税に於ける稅務署の處理事項に該當する事項は府尹、郡守又は島司之を管掌し、各納稅義務者に對する林野税の賦課額算定及其の徴收に付ては、府邑面が之に當



るのである。而して之に關する取扱手續等は各道に於て制定するのであるが今其の要綱を擧げると次のやうなものであらう。

一 府郡島には林野税臺帳を設備し、林野税を賦課すべき林野（保安林及非課税認定地を含む）に付、左の事項を登録すること（林野調査當時の小票を代用するも可）

- 1 林野の所在
- 2 地番
- 3 面積
- 4 林野の等級
- 5 税額
- 6 納税義務者の住所氏名又は名稱
- 7 非課税林野の種目及事由
- 8 其の他必要なる事項

二 林野税臺帳集計簿を設け、常に林野税に關する狀況を集計整理すること。

三 税務署又は府邑面の報告に依り、國有林又は其の道の道有林の賣拂、地目變換等に因り新に林野税を賦課すべき林野となつたものは、新規に林野税臺帳に登録し、國又は其の道に於て民有林を買上げたとき、地目變換開墾等に因り林野が林野以外の地目となつたときは、其の林野臺帳の登録を抹消し、林野の合併分割其の他の異動並に納税義務者の異動は、林野臺帳の登録事項を加除訂正すること。

四 土地臺帳に登録せられた林野を、林野税臺帳に登録する場合に於ては、實地に就き其の林野の等級を調査して決定すること。

五 模範林、學校林又は農用林地に付、非課税認定の申請があつたときは、事實を調査し意見を附して道知事に進達する。邑面を経由するものに在りては、邑面長の意見を副申せしめ参照すること。道知事の指令があれば之を邑面を経由し申請者に傳達すること。

六 砂礫地、濕地又は干潟地に付、非課税認定の申請を受理したときは、府尹、郡守又は島司に於て事實を調査して處理す。

此の場合に於ても邑面を経由するものは、邑面長の意見を副申せしめ参照すること。認定指令書は邑面長を経由して申請者に送達すること。

七 保安林の編入若は解除の告示ありたるとき、道知事の非課税認定ありたるとき、府尹、郡守又は島司に於て非課税の認定を爲したるとき及非課税認定林野が其の事由の廢滅したときは、林野税臺帳の記事を加除訂正すること。

八 前號の非課税林野に付ては、索引簿及非課税林野集計簿を設け、常に其の狀況を明かにすること。此の場合別に非課税林野臺帳を設くるも可なり。

九 府尹、郡守又は島司は、林野税臺帳の異動及加除の整理を爲したる場合、其の林野税の賦課徴收に關係を有する事項は、之を府邑面に通知すること。此の場合税務署から直接送付を受けた登記濟通知其の他の通知書あるときは之に依ること。

十 府邑面には林野税名寄帳を設け、林野の所在、地番、面積、林野の等級、林野税額、納税義務者並に納税管理人の住所氏名若は名稱を登録すること。

十一 林野税金寄帳の登録事項は府郡島の通知に依り加除すること。納税管理人に關する申告を受理したときは、之に依り林野税金寄帳を整理すること。

十二 邑面が税務署から送付を受けた登記済通知中、林野に關するものは、直に林野税金寄帳を整理することなく、一應其の必要事項を府尹、郡守又は島司に報告し、林野税臺帳整理後の通知に依り、林野税金寄帳を加除すること。

十三 府邑面は林野税の納期毎に、各納税義務者の林野税納額を算出し之を府尹、郡守又は島司に報告し、府尹、郡守又は島司の納額通知を受けたならば、之に依つて林野税徴收の手續を執るのであるが、其の順序は總て地稅附加税の取扱に據ること。

十四 府邑面は林野税金寄帳集計簿を備へ、林野及林野税に關する狀況を集計整理すること。

#### 第四項 特別所得税及同附加税

##### 第一節 特別所得税の本質

特別所得税は、法人の各事業年度の所得を課税の客體とし、朝鮮所得税令に依らざる法人所得税の納税義務者に賦課する道の特別税であつて、其の實質は第一種所得税附加税と全然同一のものである。

##### 第二節 納税義務者及賦課の範圍

特別所得税の賦課の主體は、(一)道内に資産又は營業所を有し、(二)朝鮮所得税令以外の法令に依る所得税の賦課を受くる法人である。

(一) 道内に本店又は主たる事務所を有せざるも、道内に於て土地、家屋、物件を所有し又は營業所を設けて營業を爲す者の收入に對しては、其の道は之に地方税を賦課することが出来る。(道制第四十三條) 特別所得税は之に該當するのである。

(二) 朝鮮に本店又は主たる事務所を有する法人並に内地、臺灣、關東州若は樺太以外の地に本店又は主たる事務所を有する法人であつて、朝鮮内に資産又は營業所を有する法人には、朝鮮所得税令に依る第一種所得税が賦課せられ、道及府邑面は其の第一種所得税を標準として第一種所得税附加税を賦課するのである。

内地、臺灣、關東州及樺太に本店又は主たる事務所を有する法人は、各其の本店又は主たる事務所の所在地で所得税を賦課し、此等の法人が朝鮮内に資産又は營業を有して居つても、朝鮮では朝鮮所得税令に依る第一種所得税を賦課しないのである。故に内地、臺灣、關東州又は樺太で所得税を賦課せらる、法人が、道内に資産又は營業を有するとき、其の資産又は營業收入に對する第一種所得税附加税程度の特別税を道税として賦課するのである。

右の如く、道内に資産又は營業所を有する法人が、其の本店又は主たる事務所を内地、臺灣、關東州又は樺太に置くものなるときは、特別所得税の納税義務者となるのであるが、其の道内に於ける資産又は營業所に所得のない場合と、道内に於ける資産又は營業所の所得があつても、其の法人の總括計算に於て所得税を課すべき所得額がない爲、現に所得税を賦課せられぬ場合、之に特別所得税を賦課することは出来ぬ。尤も第二種所得税を納付した場合其の第二種所得税額を控除せらる、爲、第一種所得税として賦課すべき税額がないやうになつた場合は格別である。

第一種所得税附加税に付て述べたやうに、法人の清算所得は、各資産若は營業所の所得と見るべきものでないから、特別所

得税の納税義務ある法人が解散した場合は、其の清算所得があつても、之に特別所得税を賦課することは出来ないのである。  
道税賦課規則準則

第五十一条 道内ニ資産又ハ營業所ヲ有スル法人ニシテ朝鮮所得税令第二十一条ノ規定ニ依リ第一種ノ所得税ノ賦課ヲ受ケザルモノニ對シ  
道内所在ノ資産又ハ道内所在ノ營業所ニ於テ爲ス營業ヨリ生ズル所得ニ付特別所得税ヲ賦課ス但シ本店又ハ主タル事務所ノ所在地ニ於テ  
第一種所得税ノ賦課ヲ受ケザル場合又ハ免除ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項但書ノ規定ハ所得税法第二十一条第二項ノ規定又ハ之ニ該當スル他ノ法令ノ規定ニ依リ第二種所得ニ對スル所得税額ヲ控除セラレタ  
ルニ因リ第一種ノ所得ニ對スル所得税ヲ徵收セラレザル場合ニハ之ヲ適用セズ

(参照)

朝鮮所得税令第二十一条 所得税法施行地、臺灣、關東州又ハ樺太ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ノ第一種甲及乙並ニ第二種乙ノ  
所得ニ付テハ所得税ヲ課セズ

所得税法第二十一条(2) 法人ガ各事業年度ニ於テ納付シタル第二種ノ所得ニ對スル所得税額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該事業年度ノ第  
一種ノ所得ニ對スル所得税額ヨリ之ヲ控除ス

前項ノ場合ニ於テ控除スベキ第二種ノ所得ニ對スル所得税ハ第一種ノ所得計算上之ヲ損金ニ算入セズ

(所得税法第二十一条第二項の趣旨と同様の規定が、朝鮮所得税令、臺灣、關東州及樺太に於ける各所得税令にもある)

### 第三節 課税標準

特別所得税の課税標準は所得税法、臺灣所得税令、關東州所得税令又は樺太所得税令に依り賦課を受けた法人所得税額に、  
其の課税標準たる普通所得に對する道内の資産及營業の所得の比率を乗じて算出するのである。

道税賦課規則準則

第五十二条 特別所得税ノ課税標準ハ法人ノ本店又ハ主タル事務所ノ所在地ニ於テ決定ヲ受ケタル第一種ノ所得金額ニ付算出シタル所得税  
額ニ其ノ所得金額ニ對スル道内ニ於ケル所得金額ノ比率ヲ乘ジテ得タル金額トス

特別所得税の課税標準を算出するには、其の法人の本店又は主たる事務所所在地に於て賦課を受けた法人所得税の課税標準  
たる普通所得額と、道内に於ける所得額とを求めなければならぬ。而して此の場合に於て、道内の所得額を計算するには、所  
得税法其他各地の所得税令(何れも朝鮮所得税令と内容を同じくす)の規定する所に従ひ、其の資産又は營業に關する總益  
金から總損金を控除した金額に依るべきは勿論ではあるが、併し斯くして算出した道内所得額を基準とすることが必ずしも適  
當なりとは爲し難い場合がある。即ち個々の資産又は營業に付て計算した所得額の合計は、所得税法又は各地の所得税令に依  
り總括計算をした所得額、言ひ換へると其の法人所得税の課税標準たる普通所得額と一致するとは限らないのである。何とな  
れば、法人所得の性質上各資産又は營業に共通する益金若は損金を有し、而も其の共通といふも全部の資産又は營業に關係す  
るものもあれば、又否らざるものもある。若し此の点を考慮することなく、道内の所得額のみを基準として特別所得税の課税  
標準を計算したならば、特別所得税と各地に於ける附加税とが重複し或は賦課洩となる場合があるであらう。單に資産所得の  
みを有する法人に付ては、各資産所得に依つて差支のない場合もあるが、多くの場合に於て其の實際上の取扱としては、第一  
種所得税附加税に於けると同じく、其の法人所得税の課税標準たる普通所得を、道内の所得額と道外(朝鮮の内外を問はず)  
の所得額とに按分するの外はない。例へば

(一) 内地稅務署に於て決定した所得額四〇、〇〇〇圓

(二) 道内の資産又は營業の總益金から總損金を控除した金額二〇、〇〇〇圓

(三) 道外(内地を含む)の資産又は營業の總益金から總損金を控除した金額三〇、〇〇〇圓

(一)の金額が(二)(三)の合計金額と符合しないのは各資産又は營業に直接關係のない損益ある爲とす。

と假定すれば(一)四〇、〇〇〇圓を(二)(三)の割合に按分し一六、〇〇〇圓を以て道内の所得とすればよい。(併し此の場合必ずしも所得額を算定するまでもなく、此の割合を其の所得税額に乗すれば、直に道内の所得に對する所得税額即ち特別所得税の課税標準額を求め得ることは、第一種所得税附加税に付て述べた通である)

然るに地方税の賦課に關する府令第二條に所謂「直接に收入を生ずることなき營業所あるときは他の營業所と收入を共通するものと看做し本税額の歩合を定むべし」との規定は同令第四條に依つて特別所得税に付ても準用せらるゝのであるから、少くとも營業を爲す法人に對しては、第一種所得税附加税に於けるが如く、收入金額、經費、資産價額其の適當の標準に依り其の本税たる法人所得税を分別するの外はあるまい。併しながら第一種所得税附加税の賦課に於けるが如く、關係地方團體間に於て協議する規定の準用はあるが、朝鮮の内外は其の法域を異にする關係上之を實行する途がない。只朝鮮外各地に於ける地方團體の第一種所得税附加税に在りても、其の法人の朝鮮内に於ける資産又は營業所の所得に對しては、之を賦課することが出来ないことになつてをるから、其の附加税賦課の内容等を照會調査して參考とすることは出来る。而して若し朝鮮内二道以上に於て特別所得税を賦課すべき場合に於ては、地方税の賦課に關する府令第一條の規定に依り、關係道知事間に於て協議することは因より然るべきである。

特別所得税の納税義務ある法人が第二種に屬する所得を有し、之に對する所得税を納付した場合には、其の納付額を第一種の所得に對する所得税額から控除せらるゝのであるが、特別所得税の課税標準の計算に付ては、此の第二種所得に對する所得税額を控除せざる税額に依ることになつて居る。内地其他に於ける第一種所得税附加税の賦課に付ても、亦同様の取扱である。

特別所得税に付ては、第一種所得税附加税に於けるよりも詳細な申告義務を負はしてある。即ち本店又は主たる事務所の所在地に於て各事業年度の第一種所得額の決定を受けた日から三十日以内に、次の事項を資産又は營業所所在地所轄の道知事に申告しなければならぬ。

- 一 資産又は營業所の所在地別益金損金及差引所得額
- 二 道内に資産のみを有する者に在りては其の資産から生ずる所得の内譯
- 三 所得税の課税標準たる所得額、所得税額及所得判定年月日

以上の申告には、本店又は主たる事務所及道内所在の營業所に屬する貸借對照表及損益計算書を添付することになつてをる。右の申告は特別所得税の課税標準決定の基礎となるべきものであるが、其の申告なきとき又は申告あるも之を相當ならずと認むるときは、道知事に於て其の課税標準額を決定するのである。

此處に疑問となるのは、斯る申告義務を負担せしむるも果して之を實行し得るや否やである。所得税の課税標準たる所得は法人の決算上の所得とは異り、法令の規定に依つて税務官署の決定するものである。而かも其の實況は多くの場合に於て税務署の認定が加はる。従つて法人の決算上の所得に對し何を否認せられたかは法人の與り知らざる所である。爲に斯る場合には、納税義務者は各資産又は營業所所在地別の益金及損金を、其の自ら作成する貸借對照表並に損益計算書以外に申告することとは出来ない。而かも此の申告を基礎として特別所得税の課税標準額を決定するのを原則とするのはどうかと思ふ。

道内二府郡島以上に涉り資産又は營業所を有する特別所得税納税義務者は、其の一府郡島を限り納税地を定め所轄府尹、郡守又は島司を経由して道知事に申告しなければならぬ。又其の納税地に於て、特別所得税の申告納税其の他一切の事項を處理すべき納税管理人を定め、所轄府尹、郡守又は島司を経て道知事に申告しなければならぬ。其の納税管理人は特別所得税納税地に住所又は居所を有する者たることを要し、其の納税管理人の住所又は居所若は氏名を變更したときも、右同様申告する義務がある。

準則に於て右の如く特別所得税に限り、或は納税管理人の申告義務を設け、且つ各種の申告を道知事に提出せしめ、道知事に於て其の課税標準を決定することを定めたか、其の理由を解し難いが、兎に角實際の賦課事務は府郡島で處理するのが通例であらう。

道税賦課規則準則

第五十三條 第五十一條ノ法人本店又ハ主タル事務所ノ所在地ニ於テ第一種所得額ノ決定ヲ受ケタルトキハ其ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三十日内ニ當該事業年度分ニ付左ノ事項ヲ道知事ニ申告スベシ

一 資産又ハ營業所所在地別益金、損金及差引所得額

二 道内ニ資産ノミチ有スル者ニ在リテハ其ノ資産ヨリ生ズル所得ノ内譯

三 所得税ノ課税標準タル所得額、所得税額及所得決定年月日

前項ノ申告ニハ本店又ハ主タル事務所及道内所在ノ營業所ニ屬スル貸借對照表及損益計算書ヲ添付スベシ

第五十四條 前條ノ申告ナキトキ又ハ申告ヲ不相當ト認ムルトキハ道知事課税標準額ヲ認定ス

第五十六條 第五十一條ノ法人道内ニ以上ノ府郡島ニ於テ資産又ハ營業所ヲ有スルトキハ其ノ一府郡島ニ就キ納税地ヲ定メ其ノ所轄府尹、郡守又ハ島司ヲ經由シテ道知事ニ申告スベシ

第五十七條 第五十一條ノ法人ハ第五十四條ノ申告、納税其ノ他特別所得税ニ關スル一切ノ事項ヲ處理セシムル爲納税地ノ府郡島ニ住所又

ハ居所ヲ有スル者ニ就キ納税管理人ヲ定メ所轄府尹、郡守又ハ島司ヲ經由シテ道知事ニ申告スベシ、之ヲ變更シタルトキ亦同シ

納税管理人其ノ氏名、住所又ハ居所ヲ變更シタルトキハ直ニ所轄府尹、郡守又ハ島司ヲ經由シテ道知事ニ申告スベシ

第四節 課率及納期

特別所得税の制限課率は本店又は主たる事務所の所在地に於ける所得税の税率の百分の二十一であつて、(道制施行規則第四十七條) 各道此の制限率に依つて居る。道内に於ける所得に對する所得税額を課税標準とするのであるから、之に百分の二十一を乗すれば、特別所得税の納税額を算出することが出来るのである。

特別所得税は、法人の各事業年度の所得に對する所得税の賦課があつた都度賦課するものであつて、一定した納期はない。總て隨時に之を徴收するものである。恰も清算所得以外の所得に對する第一種所得税附加税の賦課及徴收と同様である。

第五節 賦課手續

準則第五十三條、第五十四條、第五十六條及第五十七條の規定を見ると、恰も道知事が特別所得税の賦課事務を取扱ふが如き觀があるが、實際の事務は府尹、郡守又は島司が之を施行するのである。其の取扱手續の準規となるべき事項を示すと次の通である。

一 朝鮮に本店又は主たる事務所を有せざる法人が、府郡島内に資産又は營業所を有するときは、其の本店又は主たる事務所の所在地、資産又は營業所の所在地、資産又は營業の種類其の他必要なる事項を、商業登記の公告其の他各種の資料及實地調査等の方法に依り調査し、之を特別所得税調査簿に記載し、常に其の異動を加除整理すること。

- 二 前號の法人が他府郡島に於ても資産又は營業所を有するときは所定の納税地申告を提出せしむること。
- 三 納税地所轄府尹、郡守又は島司は、關係府尹、郡守又は島司と連絡を執り、重複決定を爲すが如きことなからしむること。
- 四 他府郡島に納税地を有する法人が、管内に新に資産又は營業所を設けたるときは、所轄府尹、郡守又は島司は、之を納税地所轄府尹、郡守又は島司に通報すること。
- 五 法人の事業年度終了する毎に、其の所得税額並に課税標準たる所得の内容及所得額決定年月日を、其の本店又は主たる事務所所在地の所管税務官署に照會して之を調査すること。
- 六 前號の調査を爲したる後、其の法人の本店又は主たる事務所所在地の地方團體に於ける第一種所得税賦課の内容を照會して調査すること。
- 七 法人の事業年度毎に、其の納税管理人に對し、準則第五十三條の申告を爲さしむる爲、豫め用紙を配付して注意を與へ、所定の期間内に申告せざる者に對しては之を督促し、賦課處分の進捗を圖ること。
- 八 前號の申告及其の處理の濟否は、特別所得税事務整理簿を設けて、常時其の促進を圖ること。
- 九 以上の申告ありたるときは其の當否を調査し賦課の手續を爲すこと。其の本税分別の必要あるときは、意見を附して道知事に提出すること。
- 十 法人の申告に依らずして特別所得税の課税標準を決定したるときは、之を納税義務者に通知すること。
- 十一 特別所得税賦課の事蹟は、之を特別所得税臺帳に登録すること。
- 十二 特別所得税の賦課額決定したるときは、納税告知書を其の納税管理人に送達し、徴收の手續を執ること。
- 十三 郡守又は島司は、邑面税たる特別所得税附加税の賦課資料として必要な事項を、關係邑面に通報すること。

#### 第六節 府邑面税附加税

府又は邑面は特別所得税附加税を賦課することが出来る。其の實質は府邑面税たる第一種所得税附加税と全然同一である。特別所得税附加税の課率は、各府邑面に於て其の毎年度の豫算を以て定めるのであるが、府邑面とも特別所得税の二十一分の十四以内といふ制限を設けられてをる。(府制施行規則第四十五條、邑面制施行規則第五十一條) 特別の必要あるときは朝鮮總督の許可を得て制限外賦課を行ふことが出来ることになつてはをるが未だ其の例はない。

特別所得税附加税の課税標準は、道税たる特別所得税額であるが、其の實體は特別所得税の課税標準たる所得税額に課率百分の十四を適用して賦課する(第一種所得税附加税の如し)のとの異りはないのである。

道内二府邑面以上に涉り資産又は營業所を有する法人に對し、特別所得税附加税を賦課する場合は、關係府尹又は邑面長は其の本税の分別歩合を協議して決定しなければならぬ。(地方税の賦課に關する府令第一條及第四條参照) 此の場合の取扱に付ては第一種所得税附加税の項に於て説明した所に依れば可い。此處に重ねて解説することを省く。

道税たる特別所得税は府郡島の直接徴收であるから、府邑面に於て其の附加税を調査するには、府郡島の特別所得税の賦課の内容を調査しなければならぬ。府に在りては道税たる特別所得税も府税たる特別所得税附加税も同時に處理し、其の帳簿又は書類等も徴收に關するもの以外は總て併記することに取扱はれてをる地方が多いやうである。

### 第五項 屠場税及屠畜税

#### 第一節 屠場税及屠畜税の本質

屠場税は屠場經營者に其の屠牛といふ特定行爲を對象として賦課し、府又は邑面が屠場を經營する場合は、屠場税の代りに此等公設の屠場に依頼して牛を屠殺する者に賦課する獨立の道税であつて、消費税の性質を有する一種の雜種税である。

道税賦課規則準則

第五十八條

屠場經營者ニ對シ毎月一分ヲ翌月十日限賦課徴收ス但シ屠場ガ府邑面ノ經營ナルトキハ之ヲ賦課セズ

第五十九條

屠畜税ハ府邑面ノ經營スル屠場ニ於テ牛ヲ屠殺スル者ニ賦課シ直ニ之ヲ徴收ス

第六十條

屠場税ノ賦課ヲ受クル屠場經營者ハ毎月五日限前月分ノ屠牛數ヲ所轄府尹、郡守又ハ島司ニ申告スベシ

#### 第二節 課税標準、課率及納期

屠場税も屠畜税も牛を屠殺するものに限り之を賦課するのであつて、馬や豚の屠殺を課税外としたのは、朝鮮に於ける現狀が之を課税するに適しないと認められたものであらう。而して屠場税屠畜税共其の課税標準は屠牛頭數である。

屠場税屠畜税の課率には制限はないが、京畿、慶南、忠北、全南、黄海、江原、平北の各道は一頭に付二圓五十錢、其の他の道は一頭に付三圓の定額を賦課してゐる。

屠場税は屠場經營者をして毎月の屠牛頭數を翌月五日限申告せしめ、翌月十日限徴收する。屠畜税は屠場經營者たる府邑面が、屠牛の依頼を受ける都度即時賦課し之を徴收するのである。

#### 第三節 賦課手續

屠場税は屠場經營者の申告に依り、府尹、郡守又は島司調査の上調定の手續を爲し、直に納税告知書發付の手續を執る。屠畜税は屠場經營者たる府邑面が屠牛の依頼を受ける都度、其の屠殺前に之を徴收し、府尹、郡守又は島司の指定する期限（通常月三回）毎に之を報告し、府尹、郡守又は島司は其の報告を調査して調定の手續を爲し、納額通知書を府邑面に發付するのである。

而して府尹、郡守又は島司は臺帳を備へ屠場税及屠畜税の賦課の事蹟を登錄整理すべきである。

### 第六項 漁業税

#### 第一節 漁業税の本質

漁業税は、漁業又は漁業權の收益を税源とし、其の漁業者に賦課する地方税であつて、賦課の客體は、漁業の收入もあれば漁場、漁船又は漁具等雜多の内容を持つて居て獨立した道税特別税ではあるが、實は雜種税の一種に屬するものである。

#### 第二節 納税義務者及賦課の範圍

道税賦課規則準則

第六十一條 漁業税ハ道内ニ於テ爲ス漁業又ハ漁業權ニ對シテ賦課シ漁業者ヨリ之ヲ徴收ス但シ漁業權ノ貸付ヲ受ケテ爲ス漁業ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第四項ノ漁業ニ對スル漁業税ハ道内ニ朝鮮漁業令施行規則第三十條ニ規定スル操業上ノ根據ヲ有スルモノニ限り之ヲ賦課ス

第一項ノ漁業者トハ朝鮮漁業令第一條第二項ノ規定ニ該當スル者ヲ謂フ

漁業税の納税義務者は漁業者である。漁業者とは朝鮮漁業令第一條第二項の規定に該當するものを指す。朝鮮漁業令第一條

第二項に依れば、漁業者とは漁業を爲す者及漁業権を有する者を謂ふ。其の所謂漁業とは朝鮮漁業令第一條第一項に規定する所に従ふのである。即ち公共の用に供する水面又は之と連接して一體を爲す公共の用に供せざる水面に於て、營利の目的を以て。水産動植物を捕獲し又は養殖する業を謂ふのである。又漁業権とは朝鮮漁業令第六條の規定に依り、養殖漁業、定置漁業、定所集魚漁業、定所曳網漁業、定所敷網漁業及専用漁業に付朝鮮總督の免許を受けた者が之を取得するのである。

(參照)

朝鮮漁業令(昭和四、一、制令第一號)

第一條 本令ニ於テ漁業ト稱スルハ公共ノ用ニ供スル水面又ハ之ト連接シテ一帯ヲ爲ス公共ノ用ニ供セザル水面ニ於テ營利ノ目的ヲ以テ水産動植物ヲ採捕シ又ハ養殖スル業ヲ謂フ

本令ニ於テ漁業者ト稱スルハ漁業ヲ爲ス者及漁業権ヲ有スル者ヲ謂フ

第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル漁業ヲ爲サントスル者ハ朝鮮總督ノ免許ヲ受クベシ

- 一 養殖漁業 一定ノ水面ニ於テ區劃其ノ他ノ設備ヲ爲シテ養殖ヲ爲ス漁業
  - 二 定置漁業 一定ノ水面ニ於テ漁具ヲ定置シテ採捕ヲ爲ス漁業
  - 三 定所集魚漁業 一定ノ水面ニ於テ水産動物ヲ集合セシムル裝置ヲ施シテ採捕ヲ爲ス漁業
  - 四 定所曳網漁業 一定ノ水面ニ於テ繰返シ流網ヲ引揚ゲ又ハ曳寄セテ採捕ヲ爲ス漁業
  - 五 定所敷網漁業 一定ノ水面ニ於テ繰返シ流網ヲ敷設シ又ハ建設シテ採捕ヲ爲ス漁業
  - 六 専用漁業 一定ノ水面ヲ専用シテ前各號ニ該當スル以外ノ方法ニ依リテ爲ス漁業
- 前項ノ規定ニ依リ免許ヲ受ケタル漁業ヲ爲ス一定ノ水面ヲ漁場ト謂フ
- 第八條 第六條第一項ノ規定ニ依リ漁業ノ免許ヲ受ケタル者ハ漁業権ヲ取得ス

漁業権ノ存續期間ハ免許ノ日ヨリ二十年以内ニ於テ免許ノ際朝鮮總督之ヲ定ム

朝鮮總督ハ漁業権者ノ申請ニ依リ漁業権ノ存續期間満了ノ日ヨリ二十年以内ニ於テ其ノ期間ノ延長ヲ許可スルコトヲ得

一定の漁場を要する漁業は漁業権者の特權に屬するが、其の他の漁業を爲すには朝鮮總督又は道知事の許可を要するものと道知事に申告すべきものがある。

朝鮮漁業令

第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル漁業ヲ爲サントスル者ハ朝鮮總督ノ許可ヲ受クベシ

- 一 捕鯨漁業 鯨ヲ捕獲スル漁業
- 二 トロール漁業 機船又ハ帆船ニ依リ「オッタートロール」又ハ「ビームトロール」ヲ使用シテ爲ス漁業
- 三 工船漁業 製造工場設備ヲ有スル機船及之ニ附屬スル漁船ニ依リテ爲ス漁業
- 四 機船底曳網漁業 機船ニ依リ繩網ヲ引曳シ又ハ繰寄セテ爲ス漁業
- 五 潛水器漁業 潛水器ヲ使用シ潛水シテ爲ス漁業

第十四條 第六條第一項又ハ第十條ニ規定スル漁業ニ非ザル漁業ヲ爲サントスル者ハ道知事ニ届出ヅベシ

朝鮮漁業令施行規則(昭和四、一二、府令第一〇七號)

第十四條ノ二 左ノ漁業ヲ爲サントスル者ハ朝鮮總督ノ許可ヲ受クベシ

機船巾着網漁業 機船(螺旋推進器ヲ備フル船舶)ニ依リ流網ヲ引旋シ網裾ヲ引締メテ爲ス漁業

第十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル漁業ヲ爲サントスル者ハ道知事ノ許可ヲ受クベシ

- 一 曳網漁業 水面ヲ一定セズ流網ヲ引曳シテ爲ス漁業(機船ニ依リ繩網ヲ引曳シテ爲ス者ヲ除ク)
- 二 敷網漁業 水面ヲ一定セズ流網ヲ敷設シ又ハ建設シテ爲ス漁業
- 三 繰網漁業 漁船ニ依リ流網ヲ繰寄セテ爲ス漁業(機船ニ依リ繩網ヲ繰寄セテ爲スモノヲ除ク)

第十一章 賦課各論 第二款 道税特別税及其の附加税 第六項 漁業税



第十一章 賦課各論 第二款 道税特別税及其の附加税 第六項 漁業税

四 旋網漁業 漁網ヲ引旋シ網裾ヲ引締メ又ハ之ヲ繰上ゲテ爲ス漁業(機船ニ依リ漁網ヲ引旋シ網裾ヲ引締メテ爲スモノヲ除ク)

五 刺網漁業 刺網ヲ使用シテ爲ス漁業

六 空釣繩漁業 餌料ヲ裝置セザル釣繩ヲ使用シテ爲ス漁業

七 柴漬漁業 柴漬ニ依リ水産動物ヲ集合セシメテ採捕ヲ爲ス漁業

八 鵜飼漁業 鵜ヲ使用シテ爲ス漁業

九 裸潛漁業 潛水器ヲ使用セズ潛水シテ爲ス漁業

十 海獸漁業 鯨以外ノ海獸ヲ捕獲スル漁業

前項第一號乃至第七號ノ漁業ノ名稱ハ朝鮮總督之ヲ定メ公告ス(昭和四年十二月總督府告示第四七七號ヲ以テ告示セリ)

以上漁業の種類、名稱を参考の爲左に表示する

區別	漁業の種類	漁業の名稱	漁具又は装置の名稱
免許漁業	(1) 養殖漁業	大敷網漁業	大敷網
	(2) 定置漁業	大臺網漁業	大臺網
免許漁業	(2) 定置漁業	角網漁業	角網、八角網、楯形網、ほらまぶり
		行成網漁業	行成網、舉網
		小臺網漁業	小臺網

區別	漁業の種類	漁業の名稱	漁具又は装置の名稱
免許漁業	(1) 養殖漁業	大敷網漁業	大敷網
	(2) 定置漁業	大臺網漁業	大臺網
免許漁業	(2) 定置漁業	落網漁業	落網、機械網、瓢網、猪口網
		樹網漁業	樹網、底入樹建網、底角網、壺網、三角網
		建網漁業	建網、碇船網、張切網、曲建網
		建干網漁業	建干網、掛網、立廻網、設網、旺網
		囊張網漁業	囊張網、柱木網、長囊網
		魷漁業	魷、防簾、網魷
		魚箭漁業	魚箭、網箭、羽瀬、魚釜、石箭
		堰築漁業	築、網築、堰四手網、瀬張堰、堰罩
		飼付漁業	しいら漬
		漬漁業	
		築磯漁業	
		地曳網漁業	地曳網、揮羅網、車曳網、地槽網
		船曳網漁業	船曳網、權現網、船曳葛網、中曳網、瀬曳網
		防陣網漁業	防陣網
敷網漁業	敷網、二艘張網、四艘張網、六艘張網、八艘張網		
待網漁業	待網、追込網、受網		

許可漁業 (朝鮮總督の許可を要するもの)	許可漁業 (道知事の許可を受くべきもの)
(3) 専用漁業 (以上列記外のもの)	
(4) 捕鯨漁業	
(5) トロール漁業 (各種漁業)	
(6) 工船漁業 (各種漁業)	
(7) 機船底曳網漁業	
(8) 機船巾着網漁業	
(9) 潜水器漁業	
(10) 地曳網漁業	(9) 地曳網漁業
(11) 船曳網漁業	(9) 船曳網漁業
(12) 打瀬網漁業	(10) 打瀬網漁業
(13) 漕漁業	(10) 漕漁業
(14) 敷網漁業	(11) 敷網漁業
(15) 柱木網漁業	(12) 柱木網漁業
(16) 鮫鱈網漁業	(13) 鮫鱈網漁業
(17) 中船網漁業	(13) 中船網漁業
(18) 弓船網漁業	(13) 弓船網漁業

「オッタートロール」、「ビームトロール」

囊網

巾着網

潜水器

地曳網、揮羅網、車曳網、地槽網

船曳網、權現網、船曳葛網、中曳網、瀬曳網、きぶり

打瀬網、漏斗網、桁打瀬網

えび槽網

敷網、二艘張網、四艘張網、六艘張網、八艘張網、焚寄抄網

柱木網

鮫鱈網

中船網、醜船網

弓船網

(22) 空釣縄漁業	刺網漁業	旋網漁業	線網漁業	(14) 枹網漁業	(14) 枹網漁業
				(14) 擧網漁業	(14) 擧網漁業
				(15) 建干網漁業	(15) 建干網漁業
				(16) 手線網漁業	(16) 手線網漁業
				(17) 桁網漁業	(17) 桁網漁業
				(18) 巾着網漁業	(18) 巾着網漁業
				(18) 揚線網漁業	(18) 揚線網漁業
				(18) 搏網漁業	(18) 搏網漁業
				(19) 防陣網漁業	(19) 防陣網漁業
				(19) 石線網漁業	(19) 石線網漁業
				(20) 刺網漁業	(20) 刺網漁業
				(20) 旋刺網漁業	(20) 旋刺網漁業
				(20) 流網漁業	(20) 流網漁業
				(21) 機船刺網漁業	(21) 機船刺網漁業
				(21) 機船流網漁業	(21) 機船流網漁業
				(22) 空釣縄漁業	(22) 空釣縄漁業

枹網、壺網、三角網、底角網

擧網

建干網、掛網、立廻網、設網、旺網

手線網、五智網

桁網、海藻苧曳網

巾着網

揚線網、風網

(18) 搏網、(19) 逐魚網

防陣網

石線網、めんたい刺網、かに刺網、にしん刺網、ほつけ刺網、ぐち刺網、いわし刺網、えび刺網、たら刺網、ます刺網、すすき刺網

まじり刺網、周網、さば流網、さわら流網、いわし流網、ひら流網、ぶり流網、さけ流網、ます流網、にべ流網

空釣延縄、空釣漕、引掛漕釣

届出漁業	(26) 柴漬漁業	柴漬漁業	いか柴漬、ほうづき繩
	(23) 裸潜漁業		潜水器
	(24) 海獸漁業		銃器
	(25) 釣漁業		延繩
	(25) かじき空漁業		
	(26) 其の他の各漁業		

(漁業税を賦課すべき漁業は二十六種ある。前表の括弧内の数字は課税漁業の種類を示したものである)

漁業税の納税義務者は漁業権者及漁業を爲す者であるが、漁業権を有するものが之を他の者に貸付して漁業を爲さしむる場合、又は漁業組合が取得した漁業権若しは貸付を受けた漁業権に基き、其の組合員をして漁業を爲さしむる場合に、其の借受人又は組合員に對して漁業税を賦課するときは重複課税となるから、之には漁業税を賦課しないのである。(準則第六十條第一項但書参照)

漁業税は漁業権者に賦課するものは道内に漁場を有する者に賦課し、漁業を爲す者に賦課するものは道内に於て漁業を爲す者に賦課するのである。而して朝鮮漁業令施行規則第三十條の規定に依れば、左の漁業を爲す者で常時其の漁業に依る漁獲物の陸揚、賣買、交換若しは賣買交換の委託を爲し又は其の漁業に關し必要なる食料、燃料其の他のもの、積込を爲すもの、其の他操業上の根拠を設くる者は、漁業令其の他本令の適用に關しては當該漁業を爲すものと看做すことになつて居る。

一 捕鯨漁業

二 「トロール」漁業

三 工船漁業

四 機船底曳網漁業

五 潜水器漁業

六 機船巾着網漁業

七 本令第十五條第一項の漁業中朝鮮總督の指定する漁業(昭和四年十二月告示を以て打瀬漁業、鮫鱈網漁業、巾着網漁業、揚網漁業、流網漁業及機船を以てする空釣繩漁業を指定せらる)

故に此等の漁業は道内に於て水産物の採捕事業を爲さざるも、右に該當する場合は、漁業を爲す者として之に漁業税を賦課せられることとなる。

捕鯨漁業に付ては、其の道内に前記の操業上の根拠を有する場合に限り漁業税を賦課する。道内に之を有せざる者は道内に於て現に漁業を爲すも之を賦課しないのである。

漁業権に對する漁業税は其の漁場毎に賦課するものであるが、其の漁場が二道に跨る場合に於ける漁業税は其の道内に屬する漁場に對する分のみを賦課する。又機船底曳網漁業、機船巾着網漁業及潜水器漁業は朝鮮總督の許可を受けるのであるから、二道以上に涉て許可を受けた場合、此等の漁業者に對して賦課する漁業税は、道内に於ける漁獲高に對してのみ賦課するのである。(後説課税標準の算定を参照のこと)

第三節 漁業税の減免

漁業税を減免する場合が三つある。左の如し。

一 免許漁業に於て従來何人も嘗て企てたことのない漁業を創始した場合には、産業奨励の意味を以て、左の區別に従ひ一定の期間其の漁業税の一部を減額し、又は其の全額を賦課しないことになつて居る。之は納税義務者の申請に依り道知事が決定するのである。此の減免の特典を受けんとする者は、漁業の免許を受けた日から二十日以内に其の事由を具し、府尹、郡守又は島司を経由して道知事に願出づることになつて居る。(準則第六十四條)

(一) 養殖漁業、飼付漁業及築磯漁業は免許の年から十年度以内

(二) 其の他の免許漁業は免許の年から三年度以内

二 漁船又は漁具を課税標準とする漁業に付ては、其の漁船又は漁具が天災若は不可抗力に依り滅失し又は使用し得ざる迄に破損したときは、漁業者は相當多額の損害を蒙るのであるから、假令直に其の代品を新調した場合でも、其の申請あるときは左の區分に従ひ漁業税を免除するのである。此の規定に依つて漁業税の免除を受けんとする者は、其の被害の事實が生じた日から二十日以内に事由を具し所轄府尹、郡守又は島司に申請しなければならぬ。(京畿道では府郡を経由し知事に申請する規定である)

(一) 被害の時間が納期開始前なるときは其の年度分漁業税の全額

(二) 被害の時間が納期開始後なるときは其の年度分漁業税の二分の一

(年額の二分の一を免除する場合には既納額の相當部分を還付すること勿論である。)

三 休業又は朝鮮漁業令第十二條の處分ありたるときは左の區別に従ひ漁業税を減免する。此の減免を受けんとする者は休業の許可又は處分を受けた日から二十日以内に事由を具し、所轄府尹、郡守又は島司に申請しなければならぬ。(準則第六十六條)

(一) 行政官廳の許可を受けて全漁期間休業したときは其の年度分の漁業税を賦課せず

(二) 朝鮮總督に於て水産動物の蕃殖保護上の必要、國防又は軍事上の必要若は船舶の航行、碇泊、繫留、水底電線の敷設其他公益上の必要に基き免許又は許可漁業を制限した場合は月割を以て其の期間中、之を停止し又は免許若は許可を取消した場合は、其の停止期間中若は取消後の漁業税の一部又は全部を減免する(漁業者が漁業令又は之に依て發する命令、處分若は制限及條件に違反した場合には本規定を適用せられぬ)

道税賦課規則

第六十四條 漁業ノ免許ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ漁場ニ於テ従來何人モ當該漁業ヲ爲シタルコトナキモノニ付テハ第一類ノ漁業並ニ第二類ノ漁業ノ中定所集魚漁業中飼付漁業及築磯漁業ニ在リテハ免許アリタル年ヨリ起算シテ十年度以内、其ノ他ノ漁業ニ在リテハ免許アリタル年ヨリ起算シテ三年度以内漁業税ヲ減額シ又ハ賦課セザルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ漁業税ノ減額又ハ賦課ノ免除ヲ受ケントスル者ハ漁業ノ免許ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ其ノ事由ヲ具シ所轄府尹、郡守又ハ島司ニ申請スベシ

第六十五條 漁船又ハ漁具ヲ課税標準ト爲ス漁業ニシテ天災其ノ他ノ不可抗力ニ因リ漁船又ハ漁具ヲ滅失シ又ハ使用ニ堪エザルマデニ毀損シタルトキハ其ノ亡失又ハ毀損ノ時カ納期開始前ナルトキハ其ノ年度分漁業税ヲ賦課セズ納期開始後ナルトキハ其ノ年度分漁業税ノ二分ノ一ヲ減額スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ漁業税ノ減額又ハ賦課ノ免除ヲ受ケントスル者ハ其ノ事由ヲ具シ事實發生ノ日ヨリ二十日以内ニ所轄府尹、郡守又ハ島司ニ申請スベシ

第十一章 賦課各論 第二款 道税特別税及其の附加税 第六項 漁業税

第六十六條 許可ヲ得テ全漁期間休業シタルトキハ其ノ年度分ノ漁業税ハ之ヲ賦課セズ

朝鮮漁業令第十二條第一號乃至第三號ノ規定ニ依リ漁業ノ制限、停止又ハ漁業ノ免許若ハ許可ノ取消アリタルトキニハ其ノ期間ニ屬スル漁業税ハ之ヲ賦課セズ又ハ減額スルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依リ漁業税ノ減額又ハ賦課ノ免除ヲ受ケントスル者ハ事由ヲ具シ其ノ處分ヲ受ケタル日ヨリ二十日内ニ所轄府尹、郡守又ハ島司ニ申請スベシ

(參照)

朝鮮漁業令

第十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ朝鮮總督ハ免許シ若ハ許可シタル漁業ヲ制限シ、停止シ又ハ漁業ノ免許若ハ許可ヲ取消スコトヲ得

- 一 水産動物ノ蕃殖保護上必要アルトキ
- 二 國防其ノ他軍事上必要アルトキ
- 三 船舶ノ航行、碇泊、繫留、水底電線ノ敷設其ノ他公益上必要アルトキ
- 四 漁業者本令若ハ本令ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リテ爲ス處分若ハ其ノ制限、條件ニ違反シタルトキ

第四節 課税標準及課率

漁業税の課税標準は全鮮統一せるも課率は道に依て必ずしも一定して居ない。各道の賦課規則に於て定めるのである、其の課税標準次の如し。(課率は京畿道現行率に依る)

類別	漁業の種類又は名稱	區	別	課税標準及賦課額又は課率
----	-----------	---	---	--------------

第一類	養殖漁業	のり簀 籐簀、浮簀 一本簀	二十五錢
第一類	養殖漁業	かきの養殖	十二錢
		魚類の養殖	九錢
第一類	養殖漁業	其の他の養殖	六錢
		魚類の採捕	二十錢
第二類	定置漁業、定所集魚漁業、定所曳網漁業及定所敷網漁業	魚類以外の水産動植物	漁獲年額千平方メー トール迄毎に年額 六錢
第三類	專用漁業	魚類の採捕	一漁場に付年額 漁獲年額の千分の十 (漁獲年額百圓未満のものを除く)
第四類	捕鯨漁業	脊美鯨	一漁場に付年額 漁獲年額の千分の十 (漁獲年額百圓未満のものを除く)
		座頭鯨、抹香鯨、長須鯨、鯨、克鯨	一頭に付年額 六十圓 百五十圓
第五類	工船漁業	漁獲年額五千圓未満	三十圓
第五類	工船漁業	同 五千圓以上一萬圓未満	五十圓
		同 一萬圓以上一萬五千圓未満	七十五圓
第六類	機船底曳網漁業	漁船一隻に付年額	七十五圓

第十一章 賦課各論 第二款 道税特別税及其の附加税 第六項 漁業税

第七類	機船巾着網漁業	同 一萬圓以上一萬五千圓未満 同 一萬五千圓以上二萬圓未満 同 二萬圓以上二萬五千圓未満 同 二萬五千圓以上三萬圓未満 同 三萬圓以上	漁具一具に付年額 六十圓 八十圓 百十圓 二百圓
第八類	潜水器漁業	同 漁網浮子の長さ 八百メートル以上 五百メートル以上 三百メートル以上 二百メートル以上 同 三百メートル未満	潜水器一具に付年額 二十五圓 五十圓 百圓 二百圓
第九類	曳網漁業中の地曳網漁業	同 漁船の長さ十五メートル以上 同 十五メートル未満	漁具一具に付年額 四十圓 六十圓 八十圓 百圓
第十類	曳網漁業中の打瀬網漁業	同 焚寄抄網使用	漁船一隻に付年額 三十圓 四十圓 五十圓

第十一類	敷網漁業中の敷網漁業	漁船四隻以上使用 其他	漁具一具に付年額 八圓
第十二類	敷網漁業中の柱木網漁業	漁船に依るもの 其他	漁船一隻に付年額 三圓 四圓
第十三類	敷網漁業中の鮫鱈網漁業、中船	同 漁船幅四メートル以上 同 三メートル以上 同 四メートル未満 同 身網浮子の長さ 百八十メートル以上 百八十メートル以上 同 百八十メートル未満 同 九十メートル未満	漁船一隻に付年額 三圓 四圓 五圓 六圓
第十四類	敷網漁業中の樹網漁業	同 漁網長さ四百メートル以上 同 二百メートル以上 同 四百メートル未満 同 二百メートル未満	漁具一具に付年額 七圓 八圓 九圓 十圓
第十五類	敷網漁業中の建干網漁業	同 漁船の長さ八メートル以上 同 八メートル未満	漁具一具に付年額 四圓 五圓
第十六類	緑網漁業中の手網漁業、曳網漁業中の漁業	同 漁船の長さ九メートル以上	漁船一隻に付年額 二圓 三圓
第十七類	緑網漁業中の桁網漁業	同	漁船一隻に付年額 二圓

第十八類	旋網漁業中の 巾着網漁業、揚繰 網漁業、逐魚網を 使用せざる縛網漁 業	漁船の長さ九メートル未満 採捕 其の他の水産動物	漁具一具に付 年額 二十五圓
第十九類	旋網漁業中の 防陣網漁業、石繰網 漁業及逐魚網に依る 縛網漁業	いわし、めんたい、かに、さば、 さわらの採捕 其の他の水産動物	漁具一具に付 年額 十圓
第二十類	刺網漁業中の 刺網漁業、旋刺網 漁業、流網漁業	甲、さば、さわらの採捕 機關の公稱馬力四十馬力以上 同二十馬力以上四十馬力未満 同二十馬力未満 乙、其の他の水産動物	漁船一隻に付 年額 六圓
第二十一類	刺網漁業中の 機船刺網漁業 機船流網漁業	機關の公稱馬力四十馬力以上 同二十馬力以上四十馬力未満 同二十馬力未満	機船一隻に付 年額 三十圓 二十五圓 二十圓 十五圓 十圓 八圓

第二十二類	空釣繩漁業	漁船の長さ九メートル以上 同 九メートル未満	漁船一隻に付 年額 三圓
第二十三類	裸潜漁業	甲、機船を使用するもの 機關の公稱馬力三十馬力以上 同二十馬力以上三十馬力未満 同十馬力以上二十馬力未満 同十馬力未満 乙、機船を使用せざる延繩漁業 漁船の長さ 九メートル以上 同 九メートル未満 一本釣漁業	潜水者一人に付年額 一圓 銃器一挺に付年額 十圓
第二十四類	海獸漁業	同 九メートル未満	機船一隻に付 年額 二十五圓 十圓 五圓
第二十五類	釣漁業及かじき突漁業	漁船を使用するもの 漁船の長さ 六メートル以上 同 六メートル未満	漁船一隻に付 年額 四圓 二圓 一圓
第二十六類	以上各類に屬せざる漁業	同 六メートル未満	漁船一隻に付 年額 二圓 一圓

以上の課税標準の計算は左の區分に依る。

- (一) 第四類(捕鯨漁業)の漁業税の課税標準たる鯨の種類及頭数は前年度中道内の根據地に於て處理したるものに依る。
- (二) 第二類(定置漁業、定所集魚漁業、定所曳網漁業、定所敷網漁業)第三類(専用漁業)第六類(機船底曳網漁業)第七類(機船巾着網漁業)の漁業税の課税標準たる漁獲年額は前年度の實額に依る。但し前年四月二日以後に開始し若は取得した漁業若は漁業權に付ては其の年度の豫算年額に依る。
- 右の中第六類(機船底曳網漁業)で二艘曳の漁法に依るものに付ては、其の總漁獲高の二分の一を以て、使用漁船一隻當の漁獲高とする。

(三) 右以外の漁業即ち第八類乃至第二十六類の漁業の課税標準たる機船、其の他の漁船及漁具は、其の納期開始當日に於ける現在に依る。但し月割計算を以て賦課する場合に於て、其の期間が納期に涉らざる場合は納税義務發生の日、納期開始前納税義務消滅するものは四月一日の現在(納期開始以前に許可期限の満了するとき又は漁業を廢止するとき等)に依るのである。

道税賦課規則準則

第六十二條 第四類ノ漁業ニ對スル漁業税ノ課税標準タル鯨ノ種類及頭數ハ前年度中前條第二項ニ規定スル根據地ニ於テ處理シタルモノニ依ル

第二類、第三類、第六類又ハ第七類ノ漁業ニ對スル漁業税ノ課税標準ハ前年度ノ漁獲高ニ依ル但シ前年四月一日ヨリ引續キ爲シタル漁業又ハ前年四月一日ヨリ引續キ有シタル漁業權ニ非ザルモノニ付テハ其ノ年度ノ豫算年額ニ依ル

前項ノ場合ニ於テ第六類ノ漁業ニシテ二艘曳ノ漁法ニ依ルモノノ課税標準タル漁獲高ハ總漁獲高ノ二分ノ一ヲ以テ使用漁船一隻ノ漁獲高

ト看做ス

第一項及第二項ニ規定スルモノ以外ノ漁業税ノ課税標準ハ納期初日ノ現在ニ依ル但シ月割計算ヲ以テ賦課スルモノニシテ其ノ期間ガ納期ニ涉ラザル場合ニ於テハ納税義務發生ノ日又ハ其ノ年四月一日ノ現在ニ依ル

朝鮮總督の許可を受くる漁業は、道の内外に涉る場合がある。従つて其の課税標準を分別しなければならぬ。

道税賦課規則準則

第六十七條 道ノ内外ニ涉リ許可ヲ受ケタル第六類又ハ第七類ノ漁業ニ付テハ其ノ總テノ漁獲高ヲ本道内ニ於ケル漁獲高ト看做シテ算出シタル漁業税年額ヲ關係道ノ數ヲ以テ除シタル金額ヲ本道ニ於ケル漁業税年額トス

即ち第六類(機船底曳網漁業)第七類(機船巾着網漁業)及第八類(潛水器漁業)に付ては道の内外に涉り、朝鮮總督の許可を受ける場合がある。此の場合には其の各道別の漁獲高を計算することは不可能であるから、一應其の全部の漁獲高を道内の漁獲高とし、之に課率を乗じて算出した漁業税年額を、關係道の數を以て除した金額を以て、其の道に於て賦課すべき漁業税の年額とするのである。何の爲に斯る迂遠な計算をするかといふに、第六類及第七類の漁業に對する課率は累進率を採用して居る關係上、初めから其の課税標準を分割することは負擔の公平を期する上に於て適當でないからである。第八類漁業に對する課率は累進率ではないが、其の取扱を異にするのは煩雜を來す虞があるから、便宜上同様の取扱を準用したまで、其の計算の結果に於ては、初めから課税標準を分割する場合と少しも變りはないのである。

第五節 申告義務

漁業税に關し納税義務者の申告を要する場合が二つある。一は納税義務發生の場合で、他の一は課税標準額の申告である。



一 納税義務發生の場合

即ち漁業権を取得したとき、漁業の許可を受けたとき及漁業の届出を爲し其の鑑札を受けたときである。之に該當する場合は、其の免許、許可又は鑑札を受けた日から二十日以内に、次の事項を申告しなければならぬ。

(一) 漁業の免許指令書、許可状又は鑑札に記載してある事項

(二) 漁業税の課税標準（漁場面積、漁船及漁具）

(三) 道内に住所を有せざる者は、納税地及納税に關する一切の事項を處理すべき納税管理人の住所氏名

此の申告は第六類及第七類の漁業に付ては、其の納税地の所轄府尹、郡守又は島司を経由して道知事に、其の他の漁業に付ては所轄府尹、郡守又は島司に提出するのである。第二類又は第三類の漁業に於て、其の漁場が道内數府郡島に涉る場合は漁場面積の多く屬する府郡島の府尹、郡守又は島司に之を申告すべきこと、なつてをる。

以上申告事項に異動を生じた場合も、其の事實發生の日から二十日以内に其の事由を詳具し、同様の手續を経て申告する義務がある。

二 課税標準額の申告

第一類の漁業は漁場面積を課税標準とし、第八類乃至第二十六類の漁業は漁船若は漁具を課税標準とするものであるから、當初免許又は許可を受け若は鑑札の交付を受けた際之を申告し、其の異動があれば異動した都度之を申告すれば足るのであるが、第二類、第三類、第六類及第七類の漁業は、其の漁獲高を標準とし、第四類の漁業は前年度中に處理した鯨の種類及頭数を標準として、漁業税を賦課するものであるから、其の毎年度の課税標準を、其の年四月三十日迄に申告しなければならぬことになつてをる。

此の申告は、第二類乃至第四類の漁業に付ては所轄府尹、郡守又は島司に之を爲し、其の漁場が道内數府郡島に涉る第二類又は第三類の漁業に付ては、漁場の面積の多く屬する府郡島の府尹、郡守又は島司に申告するのである。又第六類及第七類の漁業に付ては納税地の所轄府尹、郡守又は島司を経由して、道知事に之を申告するのである。

道の内外に涉つて漁業の免許又は許可を受けたもの、課税標準は、其の全收穫高を申告すべきものであることは勿論である。漁業税の課税標準額は納税義務者の申告に依り算定するを原則とするが、以上の申告を爲さざるとき、又は申告するも其の申告を相當ならずと認むるときは、道知事に申告すべきものなる場合には、道知事之を認定し其の場合には、道知事の指揮を受けて府尹、郡守又は島司之を認定するのである。

道税賦課規則

第六十三條 第二類乃至第四類ニ對スル漁業税ノ納税義務者ハ毎年四月三十日迄ニ前條ニ規定スル課税標準ヲ所轄府尹、郡守又ハ島司ニ申告スベシ

第六類又ハ第七類ノ漁業ニ對スル漁業税ノ納税義務者ハ毎年四月三十日迄ニ前條第二項ニ規定スル課税標準ヲ納税地ノ所轄府尹、郡守又ハ島司ヲ經由シテ道知事ニ申告スベシ

前二項ノ申告ヲ爲サザルモノ又ハ申告ヲ不相當ト認ムルモノニ付テハ第一項ノ場合ニ於テハ道知事ノ指揮ヲ請ヒ所轄府尹、郡守又ハ島司ニ於テ前項ノ場合ニ在リテハ道知事ニ於テ之ヲ認定ス

第二類又ハ第三類ノ漁業ノ漁場數府郡島ニ涉ル場合ニ於テハ第一項ノ申告ハ漁場ノ面積ノ多ク屬スル府郡島ノ府尹、郡守又ハ島司ニ之ヲ爲スベシ

第六十九條 漁業税ノ納税義務發生シタルトキハ其ノ發生ノ日ヨリ二十日以内ニ左ノ事項ヲ第六類又ハ第七類ノ漁業ニ在リテハ納税地ノ所轄

第十一章 賦課各論 第二款 道税特別税及其の附加税 第六項 漁業税

- 府尹、郡守又ハ島司ヲ經由シテ道知事ニ、其ノ他ノ漁業ニ在リテハ所轄府尹、郡守又ハ島司ニ申告スベシ
  - 一 漁業ノ免許指令書、許可状又ハ鑑札ニ記載セラレタル要件
  - 二 第一條第十二號ニ規定スル課税標準
  - 三 道内ニ住所ヲ有セザル場合ハ納税ヲ爲サントスル地及納税ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシムベキ納税管理人ノ住所氏名
- 前項各號ノ事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ其ノ事由ヲ具シ其ノ事實發生ノ日ヨリ二十日内ニ前項ノ規定ニ準ジテ申告スベシ
- 第六十三條第三項及第四項ノ規定ハ前二項ノ規定ニ依ル申告ニ付テ準用ス

第六節 納期及納額

漁業税の納期は次の通である。

- 一 第四類捕鯨漁業 五月一日より五月三十一日限
- 二 其の他の漁業 九月一日より九月三十日限

尤とも右第二號の漁業税に付ては、平安南道は十月一日から十月三十一日限、平安北道では六月一日から六月三十日限、全羅北道では五月一日から五月三十一日限徴收することになつて居る。

年度中途で納税義務の発生した場合に於ける其の年度の漁業税は、其の納税義務發生の月から其の年度末即ち三月迄、月割を以て計算して賦課する。又年度中途で納税義務の消滅した場合に於ける其の年度の漁業税は、年度初頭即ち四月から其の納税義務の消滅した月まで月割を以て計算して賦課するのである。而して其の月割計算を以て賦課する場合には、其の納税義務の發生又は消滅した際直ちに之を徴收するのが原則であるが、其の月割計算をする期間の中に納期が介在するとき、例へば九月を納期とする場合に於て、八月三十一日以前に漁業の許可を受けたとき、又は九月二日以後に許可の期間が満了すると

きの如きは、所定の納期に於て之を徴收するのが普通である。

漁業權の存續期間、漁業の許可期間又は届出の有効期間が一年以下のものに付ては、其の期間が翌年度に跨る場合でも免許の指令、許可状又は鑑札の交付があつた時に、其の全期間分を月割計算して、一時に其の漁業税を徴收することになつてゐる。

第四類の漁業（捕鯨漁業）は前年度中の實績に對し賦課するものであるから、毎年度其の年度開始と同時に其の賦課額が決定する。従つて前年中の操業期間が十二箇月に滿たない場合でも、又其の年四月二日以後に納税義務が發生した場合でも、月割計算に依つて隨時に賦課するが如きことはない筈である。

道税賦課規則準則

第六十八條 漁業税ハ年額ヲ毎年度左ノ納期ニ於テ賦課徴收ス

- 一 第四類ノ漁業ニ對シ賦課スル漁業税

五月一日ヨリ五月三十一日限

- 二 前號以外ノ漁業又ハ漁業權ニ對シ賦課スル漁業税

九月一日ヨリ九月三十日限

漁業税ノ納税義務發生シタル場合ニ於テ其ノ年度分漁業税ハ納税義務發生ノ月ヨリ其ノ年度ノ年度末迄、漁業税ノ納税義務消滅シタル場合ニ於テハ其ノ年度分漁業税ハ其ノ年度ノ四月ヨリ納税義務ノ消滅ノ月迄月割計算ノ方法ニ依リテ賦課ス但シ第四類ノ漁業ニ對スル漁業税ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ漁業税ハ納税義務ノ發生又ハ消滅シタルトキ直ニ之ヲ徴收ス但シ第一項ノ納期開始前ニ於テ納税義務ノ發生シタルモノ又ハ第一項ノ納期開始後ニ於テ納税義務ノ消滅スベキモノニ在リテハ第一項ノ納期ニ於テ之ヲ徴收スルコトヲ得

漁業税ノ納税義務發生シタル場合ニ於テ其ノ漁業權ノ存續期間、漁業ノ許可ノ期間又ハ漁業ノ届出ノ有効期間一年以下ノモノニ付テハ前

各項ノ規定ニ拘ラズ漁業ノ免許指令、可許狀又ハ鑑札ヲ交付セラレタルトキ漁業税年額ヲ一時ニ賦課徴收ス

### 第七節 賦課手續

漁業税の賦課及徴收も亦府尹、郡守及島司の管掌する所であつて、其の事務取扱の要綱を示すと次の通である。

一 府郡島には漁業税臺帳を設けて、左の事項を登録し異動の都度加除整理すること。

- (1) 免許、許可又は届出年月日
- (2) 漁業の種類及名稱竝に賦課規則に依る部類の區分
- (3) 免許漁業の漁場の位置及區域又は操業區域
- (4) 漁業の方法
- (5) 漁船竝に漁具の種類名稱及課税標準たるべき區別
- (6) 採捕物又は養殖物の名稱
- (7) 漁業の時期
- (8) 漁業權存續期間又は許可狀若は鑑札の有効期間
- (9) 漁業令第十一條の制限又は條件
- (10) 課税標準たる漁場面積又は漁獲高
- (11) 漁業税額
- (12) 納税義務者の住所氏名又は名稱

- (13) 納税管理人の住所氏名
- (14) 其の他必要なる事項

二 漁業税臺帳に登録すべき事項は免許漁業に在りては行政官廳の公告に依り、其の他の漁業に在りて管轄行政官廳に就て調査し、當該納税義務者の申告提出未済のものに對しては、注意を與へて之を申告せしむること。

(朝鮮總督の權限中藻類の養殖漁業、定置漁業、定所集魚漁業、定所曳網漁業及定所敷網漁業の免許及朝鮮漁業令第十一條の規定に依る制限及條件は道知事に於て之を處理するものである)

三 第二類、第三類、第六類及第七類の漁業に付て、其の漁業税納税地を定むる必要あるものに在りては、關係府郡島間に於て連絡を執り、重複課税又は賦課洩を生ずるが如きことなからしむること。

四 準則第六十九條の申告中第六類及第七類の漁業に關するものは、調査の上之を道知事に進達し、道知事の通知を待つて、之を漁業税臺帳に登録すること。

五 漁業税の課税標準たる漁獲高の申告を要する者に對しては、豫め注意を與へ其の促進を圖ること。

六 漁獲高は第二類及第三類の漁業に付ては申告に依り決定す。但し申告なきとき又は申告あるも之を相當なちすと認むるときは、調査書を提出して道知事の指揮を受けること。第六類及第七類の漁業に付ては、其の申告書を道知事に經由進達し、申告なきものは其の旨を報告し、道知事の決定通知を待つて處理すること。

七 漁業税の減額又は其の賦課の免除に關する申請書を受理したるときは、調査を作り處理すること。第一類及第二類の漁業に於ける準則第六十四條の規定に依る減額の程度及減額若は免除の期間は、設備費其の他の状況を斟酌して適當に査定する

こと。(京畿道に於ては道知事に於て之を決定するのであるから、其の申請書を道に進達し、道知事の決定通知を待つて處理すること。)

八 定期及隨時に賦課すべき漁業税額の決定を見たならば調定の手續を執り、納税義務者に納税告知書を送達すること。  
九 漁業税賦課の實踐は、漁業税臺帳集計簿に登載し整理すること。

### 第七項 車輛税及同附加税

#### 第一節 車輛税の本質

車輛税は車の使用といふ事實に對し、其の車の所有者に賦課する道税である。或は之を收益税の一種と見る者もあるが、必ずしも車の收益を税源とするものではなく、所謂特定の行爲に對し賦課する一種の雜種税であつて、其の沿革から見れば道路損傷費の辨償たる意味を多分に有つて居る。

道税賦課規則準則

第七十條 車輛税ハ道内ニ於テ使用スル車ニ對シ之ヲ賦課ス但シ他ノ道ニ於テ車輛税ノ賦課ヲ受ケル車ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

#### 第二節 納税義務者

車輛税の納税義務者は車の所有者である。併しながら車を所有して居ても、其の車を道内で使用しない者は納税の義務はない。商品として車を所有する者は勿論、乗用の目的で車を購入しても未だ使用せざる者には車輛税を賦課することは出来ぬ。又道外で車輛税の賦課を受くる者が偶々道内に車を乗入れても、之を納税義務者と認める譯には行かぬ。而して此處に車を使

用する者とは必ずしも自ら車を乗用することを必要としない。他人に車を貸與し他人をして之を乗用又は使用せしむる者は總て車輛税の賦課を受けるのである。車輛税は道内に於て使用する車を課税の客體とするが故に、其の所有者は道内に住所を有し又は三月以上滞在する者たることを要しないのは勿論である。

#### 第三節 賦課の範圍

車輛税を賦課すべき車輛とは自動車、自動自轉車、自轉車、乗用馬車、人力車、荷積牛馬車、荷積車及リヤカーを謂ふのである。汽車又は電車は勿論、乳母車、手押車の如きは何れも車の一種ではあるが、車輛税賦課の範圍外である。此處に自動車と謂ふのは朝鮮自動車取締規則に依つて取締を受けるものを指すのであつて、同規則に所謂小型自動車も含む。又自動自轉車と稱するのは、原動機を有する二輪車又は三輪車中の小型自動車以外のものを謂ひ、リヤカーとは自轉車に取付け得る荷物運搬用の車を指すのである。

公益上の理由又は社會政策上の必要に依り、一般的に地方税を賦課せず若は免除する場合があることは、既に説明した所であるが、特に車輛税に付て課税の範圍外としたものがある。左の如し。

道税賦課規則準則

第七十一條 左ノ車ニハ車輛税ヲ賦課セズ但シ第一號ニ該當スル車ヲ收益ノ用ニ供スルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一 祭祀、宗教、慈善、學術、技藝其ノ他公益ノ目的ニ専用スルモノ

二 鐵道停車場構内ニ於テ貨物運搬ノ目的ニ専用スルモノ

(一) 祭祀、宗教、慈善、學術、技藝其ノ他公益の目的に専用するもので收益の用に供せざるもの

公益事業専用の車輛は其の所有者が公益法人たると個人たるとを問はず車輛税を賦課しない。尤も公益の目的に専用するものに限るから、他の事業に兼用するものは賦課する。又祭祀、宗教、慈善、學術、技藝等の目的に専用しても収益の用に供するもの、例へば料金を徴して貸付するもの、又は彼の葬送取扱者の營業に使用する靈柩車の如きは勿論車輛税の賦課に適するのである。

従來の取扱に於ては、祭祀及宗教用以外の公益に供用する車輛に付ては、納税義務者の申請に依り之を免除して居つたが、昭和十一年の改正に於ては、之を課税の範圍外とした。又従來の公務用自轉車の免税も之を廢止せられた。

(二) 鐵道停車場構内で貨物運搬の目的に専用する車  
鐵道停車場構内で使用する車といふのであから、鐵道停車場構内で使用するが其の構外でも使用するが如き車は之を含まぬ。又貨物運搬専用といふのであるから、貨物運搬にも用ゆるが同時に他の目的にも使用するが如き車も亦此の賦課範圍外とは爲し難いのである。併しながら實際問題としては、停車場構内に使用する病人の運搬車又は撒水車の如きは、車輛税を賦課しない方が穩當であると思ふ。

前にも述べたやうに、元來車輛税は道路損傷費の辨償といふ意味を含まれて居るものであるから、公設の道路に於て使用しないものには、課税しない方が穩當である。彼の汽車や電車に車輛税を賦課しないのも畢竟此の理由に外ならぬと思はれる(内り停車場構内に限らず、大工場又は大店舗内でのみ使用する車は總て賦課の範圍外とするのが妥當ではないかと思はれる。此の外咸鏡北道では車輛直徑二十四吋以下の自轉車を、平安北道では初等學校兒童の通學用自轉車を車輛税の賦課の範圍外

としてをる。

第四節 課率納期及納額

車輛税は車輛一臺毎に定率を以て賦課する。其の課率は各道に於ける沿革もあるから一定の制限を附してをらぬ。各道の事情に應じ其の賦課規則に之を規定すべきである。

京畿道の實例

車ノ種類	區	分		用途	賦課額
		自	營		
自動車	小型自動車	自	營	家用	三十圓
		自	營	家用	二十圓
	乗用者三人乗以下	自	營	家用	六十圓
		自	營	家用	四十圓
同四人乗以上八人乗以下	自	營	家用	九十圓	
	自	營	家用	六十圓	



第二期 十月一日より十月三十一日限

自轉車、荷積車及「リヤカー」は其の税額が少いから第一期に於て年額を一時に徴收する。

車輛税は毎納期開始當日の現在に依て徴收するである。故に三月三十一日以前に使用しなかつた車でも四月一日に使用すれば、其の年度分の車輛税を徴收せられ、四月二日以後九月三十日以前に使用を始めた車は第二期分を徴收せられ、十月二日以後に使用を始めた車は其の年度内は徴收せられぬ。又四月一日に使用して居れば第一期分を徴收せられるが九月三十日迄に使用を廢止すれば第二期分は徴收せられぬ。之は自轉車、荷積車及「リヤカー」に付ても同様であるが、第一期に於て既に其の年額の税金を徴收せられた自轉車、荷積車若は「リヤカー」を第二期開始前に取得した者に對しては、其の重複課税を避ける爲第二期分は之を徴收しないことになつてをる。從來の車輛税に於ては、新に車を使用する者には、其の使用の月から計算して月割課税をしてをつた道があるが、昭和十一年の改正に於て之を廢止せられた。

第一期に於て車輛税の年額を一時に徴收せらるべき、自轉車、荷積車及リヤカーを、第一期納期開始後に取得し使用する者に對し、第二期納期に於て年額の二分の一を徴收すべきや否やに付ては準則に之を示してないが、元來二期に分け各納期開始當日の現在に依り賦課するのを原則とし、納額の少き前記各種の車輛に限り、徴税者及納税者の便宜上之を一時に繰上げて徴收するといふ趣旨であるから、此の場合には第二期納期に於て年額の二分の一を徴收することを相當と考へられる。併し此の如きは、道税賦課規則に於て明かにすべき筋合のものである。之が爲慶尙北道に於ては、其の道税賦課規則第七十一條第二項に「第二期納期開始前ニ前項但書ノ車輛ヲ取得シタルニ因リ新ニ納稅義務發生シタルトキハ第二期ニ於テ其ノ半額ヲ徴收ス」との規定を設けて居る。

右の如く第一期に於て其の車輛年額を徴收すべき車を、第一期納期開始後第二期納期開始前に取得した場合、第二期に於て其の半額を徴收することが相當であるとする以上、第一期に於て既に其の車輛の年額を繰上げて一時に徴收せられた車が、第二期納期開始前に滅失する等の場合には、同じ理由に依つて其の半額を過納として還付するが相當ではあるまいか、或は前者は徴收するが後者は還付せずと爲す説もあるが、此の如きは現代に適した穩當の解釋とは云はれないものと私考する。尙ほ平安南道に於てはリヤカーに限り第一期に於て年額を一時に徴收することになつてをる。又全羅南道及江原道に於ては、車輛税の第一期は一般の通四月一日から四月三十日限であるが、第二期は九月一日から九月三十日限としてある。各種の納期の競合を避けたものであらう。

道税賦課規則準則

第七十二條 車輛税ハ年額ヲ二分シ左ノ納期ニ於テ各納期開始ノ日ノ現在ニ依リ其ノ所有者ヨリ之ヲ徴收ス但シ自轉車、荷積車及リヤカーニ付テハ其ノ第一期ニ於テ年額ヲ一時ニ徴收ス

第一期 四月一日ヨリ同月三十日限

第二期 十月一日ヨリ同月三十一日限

第七十三條 第三十九條ノ規定(家屋税の項参照)ハ前條但書ノ規定ニ依リ車輛税ヲ徴收シタル場合ニ之ヲ準用ス

第五節 申告義務

車輛税の賦課の對象たる車輛は、原則として納稅義務者の申告に待つのである。従つて(一)車輛税の納稅義務の發生、(二)其の納稅義務の異動又は消滅ありたるときは、其の事實發生の日から七日内に、車の常置場所所在地の所轄府尹、郡守又は島司に申告する義務を納稅者に負はしてある。

道税賦課規則準則

第七十四條 車ヲ取得シタルトキ、道外ニ於テ使用シタル車ヲ道内ニ於テ使用スルニ至リタルトキ又ハ車輛税ヲ賦課セザル車ヲ車輛税ヲ賦課スル車ト爲シタルトキハ左ノ事項ヲ其ノ事實發生ノ日ヨリ七日内ニ車ノ常置場所所在地ノ所轄府尹、郡守又ハ島司ニ申告スベシ

一 車ノ所有者ノ住所及氏名又ハ稱號

二 車ノ種類、員數及常置場

三 自動車、馬車、人力車ニ付テハ家用營業用ノ別及乗用自動車ニ在リテハ定員、貨物自動車ニ在リテハ積載量、馬車ニ在リテハ牽引馬ノ頭數

四 自動自轉車ニ付テハ客席又ハ荷物函ノ有無

五 事實ノ發生シタル年月日

前項ノ場合ニ於テ取得シタルモノナルトキハ前所有者ノ住所氏名又ハ稱號竝ニ車ノ常置場アリタルモノニ付テハ其ノ場所ヲ、鑑札ノ取付ヲ爲シタルモノニ付テハ其ノ番號ヲ記載スベシ

道内ニ車ノ常置場ヲ有セザル車ニ付テハ假常置場ヲ定メ申告スベシ

第七十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ直ニ其ノ事由ヲ車ノ常置場所所在地ノ所轄府尹、郡守又ハ島司ニ申告シ第三號乃至第五號ノ場合

ニ於テハ車又ハ鑑札ノ取付アル車体ノ一部ヲ府郡島廳ニ送致シテ鑑札ノ撤去ヲ求ムベシ

一 車ノ所有者ノ住所又ハ氏名若ハ稱號ヲ變更シタルトキ

二 車ノ常置場又ハ第七十四條第一項第三號若ハ第四號ノ事項ニ付異動ヲ生ジタルトキ

三 車輛税ヲ賦課スル車ヲ車輛税ヲ賦課セザル車ト爲シタルトキ

四 車ヲ亡失、破壊又ハ解散シタルトキ

五 車ヲ道外ニ於テ使用セントスルトキ

前項ノ場合ニ於テ鑑札ヲ亡失シタルトキハ其ノ事由ヲ申告スベシ

即ち

一 納税義務の發生したる場合とは次の通である。

(一) 車を取得したとき

車を取得した原因の如何を問はないが、使用の目的で取得した場合でなければ申告を要しない。例へば自轉車の販賣を業とする者が商品として自轉車を買入れた場合の如きは、之に依つて納税義務を生じないことは勿論である。

取得した車が現に車輛税の賦課を受けておる車であれば、其の従前の所有者は同時に納税義務が消滅するのであるから、取扱としては當事者双方の連署を以て車の所有權移轉申告を提出せしめるのが便利である。

(二) 道外に於て使用した車を道内に於て使用するに至つたとき

道外に於て車輛税の賦課を受ける車を一時的に道内へ乗入れても、それには車輛税を賦課しないのであるから別段申告する必要はない。此處に謂ふ道内に於て使用するに至りたるときは、道外に車の常置場を設けて居た者が、其の常置場を道内に移す場合、又は車と共に道外から道内に住所を移した場合等を指すのである。

(三) 車輛税を賦課せざる車を車輛税を賦課する車としたとき

例へば公益事業専用の車を公益事業以外の目的に使用するに至つたとき、又は鐵道構内で荷物運搬専用に使つて居た車を構外で使用するに至つたとき等の如し。

以上の場合には、其の事實の發生した日から七日以内に、次の事項を、車の常置場所所在地の所轄府尹、郡守又は島司に申



告しなければならぬ。

- (1) 車の所有者の住所氏名又は稱號
- (2) 車の種類、員數及常置場
- (3) 自動車、馬車、人力車に付ては自家用營業用の區別、乗用自動車に付ては定員、貨物自動車に付ては積載量、馬車に付ては牽引馬の頭數、自動自轉車に付ては客席又は荷物函の有無
- (4) 事實發生の年月日

此の場合道内に車の常置場を設けないものは、假定置場を定めて申告しなければならぬ。常置場とは車を平素藏置する一定の場所を謂ひ、其の常置場所所在地に於て車輛税を賦課するのである。自動車の格納庫の如きものであるが、自動車の如きは通常使用者の居宅に之を藏置保管するのが例である。

現に車輛税の賦課を受けてる車を取得した場合には、前所有者の住所氏名又は稱號並に車の常置場ありたるものは其の場所を、又鑑札の取附を爲したるものは其の番號を記載すべきものである。

尙前掲(3)の區別は、其の區別に依つて車輛税の課率を異にするのであるから、車輛税の賦課額算定上必要とするが、若し其の賦課額の算定に關係のないときは其の事項を申告する必要はない。例へば、人力車を自家用に限り賦課する場合(京畿道の如き)には、其の營業用のものは取得申告を必要としないこと勿論である。

## 二 納税義務の異動又は消滅のときは次の場合である。

- (一) 車の所有者が其の住所又は氏名若し稱號を變更したとき

道内に於て車輛税を納付する者は、其の住所が道内に在ると道外に在るとを問はず、其の住所氏名又は稱號に變更があつた場合は總て申告を要する。

- (二) 車の常置場又は前掲第(3)の區別に異動を生じたとき

道内に於ける車の常置場の異動は、車輛税納税地の變更である。自家用營業用の區別、積載量、牽引馬頭數、客席又は荷物函の有無等、既申告事項に異動を生じたときは、車輛税賦課額に變動を來すのである。

- (三) 車輛税を賦課する車を車輛税を賦課せざる車としたとき

収益の用に供した車を、収益の目的に使用せず専ら公益事業に使用するに至りたる時、荷積車を鐵道構内の荷物運搬専用に供するに至りたる時等の如き之である。

- (四) 車を亡失、破壊又は解撤したとき

車として使用するに堪へざるに至つたときを謂ふのであつて、修繕の爲一時解撤した場合の如きは、納税義務の消滅とならぬから、申告すべきものではない。

- (五) 車を道外に於て使用せんとするとき

之は道内に車の常置場を設けて居つた者が、其の常置場を道外に移すとき、又は車の所有者が車と共に其の住所を道外に轉ずるときを謂ふのであつて、道内に於て車輛税の賦課を受ける車を一時道外に於て乗用する場合等は包含しないのである。

以上の場合には、其の事由を直に車の常置場所所在地の所轄府尹、郡守又は島司に申告する義務がある。而して車輛税の賦

課を受けた車を他人に譲渡した場合も、其の納税義務は消滅するのであるから、之を申告すべきであるが、前にも述べたやうに、其の車の取得者が其の事實を申告する場合に、車の所有権移轉を當事者双方連署して申告せしむるのが便宜である。其の外車の所有に付ては異動はないが、其の使用を廢止した場合例へば古物商が自轉車の新品を代車として買入れ、従来の自轉車は使用を廢止し、之を商品とし店舗に陳列する等の事實があれば其の使用廢止を申告せしめて、車輛税の賦課を廢止すべきものと思ふ。

平安北道の賦課規則には、車を道外に於て使用する者に譲渡せんとするときも之を申告すべき規定がある。他の道に於ても實際の取扱としては、其の申告あるものは申告に依り、申告なきも事實の判明したものに付ては、之を課税から削除して居ること、思はれる。

### 第六節 車輛鑑札

車輛は異動性の多いものであるから、課税取締上の必要上之に鑑札を取付けることになつて居る。此の鑑札は一面に於ては警察官署の交通上の取締にも利用せられて居る。而して此の鑑札は以上の目的に副ふ爲、車輛税を賦課せざる車の中でも自轉車、荷積車及荷積牛馬車の如きものは、鑑札を取付けるのが一般の例となつておる。其の鑑札の様式は道知事が之を定めて告示するのであるが、鑑札取付の箇所及取付の方法は

- 一 自動車はハンドルに巻付ける
- 二 自動自轉車は車體の前柱に巻付ける
- 三 自轉車は車體の後部泥濺の表面に結付ける

### 四 馬車、人力車、リヤカー、荷積牛馬車、荷積車等は車體の右側前方に打付ける

のが普通である。而して封緘其の他の方法に依り容易に取外すことの出来ない操作を施すのが例となつてをる。取付けた鑑札の毀損、磨滅若は亡失したとき、又は所有者に於て之を取外したときは勿論、鑑札の取付を損壞したものは總て鑑札の効力を失ふのである。

新に車輛税の納税義務發生し其の申告を爲す者は、申告と同時に車を其の常置場所所在地の所轄府郡島廳に送致し、之に鑑札の取付を求めなければならぬ。

車輛税の納税義務消滅する場合には、車の所有權を他へ移轉したときの外は、其の申告を爲す際に、車又は鑑札の取付けてある車體の一部を、其の常置場所所在地の所轄府郡島廳に送致し、鑑札の撤去を受くべきである。若し此の場合鑑札を亡失したときは其の事由を申告しなければならぬ。(前掲準則第七十六條參照)

鑑札は車體から取外すことを許さないものであるが、修繕其の他の事故の爲一時其の取外しを必要とするときは、車を其の常置場所所在地の所轄府郡島に送致して、一應其の撤去を求め事故の止んだ後更に鑑札の取付を受くるのである。

鑑札が無効となつた場合は其の再交付を請求することが出来る、此の場合には其の無効となつた鑑札は之を府郡島廳に返納しなければならぬ。亡失した場合には其の事由を申告することを要す。車輛税を賦課する車に對する鑑札を再交付するときは手数料を前納せしめることになつてをる。手数料の金額は各道知事の定むる所に依るのであるが、規定は極めて區々になつてをる。其の例を示すと次の通である。

京畿道、平安北道は各種の車を通じ一件二十錢

平安南道及江原道は同三十錢

全羅北道は同三十五錢

忠清南道は同四十錢

全羅南道は同五十錢

慶尙北道は自轉車及自動自轉車一件三十錢、其の他の車一件二十錢

忠清北道は自轉車一件四十錢、其の他の車一件二十錢

黃海道は自轉車一件五十錢、其の他の車一件二十錢

咸鏡北道は自轉車及自動自轉車一件五十錢、其の他の車一件二十錢

尙平安南道に於ては、自動車及自動自轉車には鑑札の取付をしないことになつて居る。思ふに保安取締官署との連絡に依り之を取付けざるも脱税等の不正行爲が防ぎ得る爲であらう。

道税賦課規則準則

第七十五條 前條第一項ノ規定ニ依リ申告ヲ爲ス者ハ申告ト同時ニ車ノ常置場所所在地ノ所轄府郡島廳ニ車ヲ送致シテ鑑札ノ取付ヲ受クベシ

第七十七條 車ノ鑑札ノ式ハ道知事之ヲ定メ告示ス

第七十八條 鑑札ハ車ヨリ取外スコトヲ得ズ

車ノ修繕其ノ他ノ事故ニ依リ鑑札ノ取外シヲ必要トスルトキハ一時鑑札ヲ返納シ事故ノ止ミタル後更ニ取付ヲ受クベシ

第七十九條 鑑札ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ効力ヲ失フ

一 鑑札毀損、亡失又ハ磨滅シタルトキ

二 鑑札ノ取付損壞シタルトキ

三 前條第二項ノ規定ニ依ラズシテ鑑札ヲ車ヨリ取外シタルトキ

第八十條 前條ノ規定ニ依リ効力ヲ失ヒタル鑑札ハ直ニ之ヲ府郡島廳ニ返納シ其ノ再交付ヲ受クベシ

車輛税ヲ賦課スル車ニ付鑑札ノ再交付ヲ受ケントスル者ハ手数料(各道之ヲ規定ス)ヲ前納スベシ

第七節 賦課手續

車輛税の賦課徴收事務は府尹、郡守又は島司之を管掌するのであるが、其の納期限内の徴收は府邑面に於て行ふ。而して之が取扱手續は道知事に於て定むべきものであるが、其の要綱を舉ぐれば次の通である。

一 府郡島には車輛税臺帳を設け、車輛税を賦課すべき車に付左の事項を登録し、常に其の異動を加除整理すること。

(1) 車の所有者の住所氏名又は稱號

(2) 車の種類、課税標準を異にするものに在りては其の區別

(3) 車の常置場

(4) 鑑札の交付年月日及其の番號

(5) 車及納税義務の異動其の他必要なる事項

二 納税義務者の住所又は常置場の移動が道内他府郡島に涉る場合は、關係府郡島間に於て相通報し納税地の變更として轉出入の整理を爲すこと。

三 車輛税の納税義務の發生、異動又は消滅の事實ある場合所定の申告を爲さざるものに付ては、府郡島に於て調書を作成し

其の車輛税臺帳を整理すること。

- 四 毎納期に於ける各納税義務者の納額は、車輛税臺帳に依り計算し、納額通知の一人別仕譯とし、關係府邑面に送付すること。
- 五 車輛税賦課の事蹟は、車輛税集計簿に登載整理すること。
- 六 鑑札の受拂の事蹟は、之を鑑札受拂簿に登載し其の事蹟を明にすること。
- 七 鑑札交付番號簿を設け、鑑札交付の事實を番號順に登録し、其の現在を常に明かならしむること。
- 八 鑑札の亡失ありたるときは、其の種類、番號を車の所有者の住所氏名又は稱號と共に其の無効たることを公告すること。
- 九 府尹、郡守又は島司は毎年適宜の時期に於て、又は隨時に車輛の脱税又は鑑札の正否を検査すること。

#### 第八節 府邑面税附加税

府又は邑面は道税車輛税の附加税を賦課することが出来る。車輛税附加税の制限課率は本税の同額以内である。(府制施行規則第四十五條、邑面制施行規則第五十一條)府邑面は此の制限の範圍内に於て、毎年度の豫算を以て、其の課率を決定すべきである。

車輛税は府邑面に於て徴收するのであるから、府郡島から送付する納額通知の一人別仕譯書に依つて、各納税義務者の附加税額を算出すれば可い。收納簿及納税告知書等は道税と府邑面税とを併記するのが普通である。

其の他府邑面に於ける車輛税附加税の取扱に付ては、府郡島に於ける道税車輛税の取扱の例に準すべきであつて、特に解説の必要はない。

### 第八項 不動産取得税及同附加税

#### 第一節 不動産取得税の本質

不動産取得税は不動産の取得者に對し、其の不動産の取得なる行爲を目標として賦課する行爲税で、不動産の取得を機會に發現する擔税能力を税源とするのであつて、獨立の道税であるが雜種税の一種に屬するものである。

道税賦課規則準則

第八十一條(1) 不動産取得税ハ土地、建物及商法第五百三十八條ノ規定ニ依ル船舶ノ所有權ノ取得者ニ對シ該取得物件ノ價格ヲ標準トシテ之ヲ賦課ス但シ船舶ニ在リテハ朝鮮船舶令ニ依リ船籍港ヲ定メタルモノニ限ル

第八十七條 船舶ハ本章ノ規定ノ適用ニ付テハ不動産ト看做ス

#### 第二節 納税義務者及賦課の範圍

不動産取得税の納税義務者は不動産の所有權を取得した者である。質權及地上權等の如く經濟的價値に於て所有權に近接せるものがあるが、此等の權利を取得しても不動産取得税の課税主體とはならないのである。而して不動産の取得行爲は不動産の所在地に於て行はるゝものと認められるから、道内にある不動産を取得した者は、其の道内に住所又は滞在の有無を問ふを要しない。道外に居住する者が道内に在る不動産を取得しても、之に不動産取得税を賦課するのである。

不動産とは土地及土地の定着物を謂ふのであるが、不動産取得税に付ては船舶も不動産と看做されるのである。蓋し船舶は不動産と同様に登記を要するのみならず、經濟上不動産と差したる變りがないものであるから、之を土地又は建物と同様に、

本税の課税範囲に入れたものであるが、不動産取得税賦課の目的たる船舶は、商法第五百三十八條の船舶中朝鮮船舶令に依り船籍港を定めたものに限るのである。

(参照)

商法第五三八條 本法ニ於テ船舶トハ商行爲ヲ爲ス目的ヲ以テ航海ノ用ニ供スルモノヲ謂フ

本編ノ規定ハ端舟其ノ他櫓權ノミヲ以テ運轉シ又ハ主トシテ櫓權ヲ以テ運轉スル舟ニハ之ヲ適用セズ

朝鮮船舶令(大正三年四月制令第七號)

第二條(抄) 前條ニ掲グル船舶ニ關シテハ本令ニ規定スルモノヲ除クノ外船舶法ニ依ル

船舶法(明治三十二年三月法律第四六號)

第四條(抄) 日本船舶ノ所有者ハ日本ニ船籍港ヲ定メ其ノ船籍港ヲ管轄スル管海官廳ニ船舶ノ測度ヲ申請スルコトヲ要ス

第五條 日本船舶ノ所有者ハ登記ヲ爲シタル後船籍港ヲ管轄スル管海官廳ニ備ヘタル船舶原簿ニ登録ヲ爲スコトヲ要ス

土地、建物又は船舶の従物、例へば林野の立木、家屋の建具又は船舶の屬具の如き物は一般の通則に従ひ爰に謂ふ不動産に包含せられる。(民法第八十七條参照)

不動産取得税を賦課するには、原則として其の取得の原因を問はない。又其の有償たると無償たるとも敢て關しないのである。従來は原始的取得に對しては賦課しないで、課税の範囲を所有權の移轉のみに止めて居たのであるが、昭和十一年の改正に當りては、家屋の新築、増築及改築にも之を賦課することとした。

公益上の理由若は社會政策的見地から、地方税一般を通じて之を賦課することを禁じ若は免除することを定めてあることは既に説明した所である。而して不動産取得税に付ては獨自の立場から、取得の原因、取得者の身分、取得の目的其の他の事情

に依り、不動産の取得行爲があつても之を課税の範囲外としたものがある。即ち次の如し。

一 相續に因る取得

相續に依る不動産の取得は、其の相續の種類及相續開始の原因如何を問はず、不動産取得税を賦課しない。元來相續に依る無償取得は相當強大な擔税能力がある。而も被相續人が其の相續財産を蓄積し利殖するには、地方公共施設の恩恵も與つて力があつたもので、所謂利益主義の原則に従ひ、相續財産の一部を地方團體に提供せしむべきであるとの理論は成立つと思ふ。故に國税相續税の課税は行はれるが、地方團體として其の附加税を認めるか、又は特殊の雜種税を賦課することが負擔の權衡上適當であるとの説もあるが、兎に角相續に依る取得は法律の定むる效果であつて、相續人の何等の行爲を要しないのであるから、取得行爲を目標として不動産取得税を賦課することは出来ない。

二 船舶の建造

家屋の新築に對し賦課する以上、船舶の建造に對しても賦課することが均衡上如何にも至當のやうであるが、海運業及造船業の助長發達を期する目的で、之を課税外としたものであらう。

三 公有水面の埋立、國有未墾地利用法第三條の規定に依る付與、森林令第七條に依る讓與

埋立、開墾及造林等は何れも國家的利益を伴ふ事業である爲に其の成効した事業地を無償下附するのである。不動産取得税を賦課せざることとしたのも此と同様の趣旨である。

(参照)

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七號)

第十一章 賦課各論 第二款 道税特別税及其の附加税 第八項 不動産取得税及同附加税

第十一章 賦課各論 第二款 道税特別税及其の附加税 第八項 不動産取得税及同附加税 三一〇

第二十二條 埋立ノ免許ヲ受ケタル者ハ埋立ニ關スル工事竣功シタルトキハ遲滞ナク地方長官ニ竣功認可ヲ申請スベシ

第二十四條 第二十二條ノ竣功認可アリタルトキハ埋立ノ免許ヲ受ケタル者ハ其ノ竣功認可ノ日ニ於テ埋立地ノ所有權ヲ取得ス但シ公用又ハ公共ノ用ニ供スル爲必要ナル埋立地ニシテ埋立ノ免許條件ヲ以テ特別ノ定ヲ爲シタルモノハ此ノ限ニ在ラズ  
前項但書ノ埋立地ノ歸屬ニ付テハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

國有未墾地利用法(光武十一年七月法律第四號)

第三條 貸付ヲ受ケタル者豫定ノ事業成功シタルトキハ其ノ貸付ヲ受ケタル者ニ對シ其ノ土地ヲ拂下又ハ付與スルコトヲ得  
森林令(明治四十四年六月制令第十號)

第七條 朝鮮總督ハ造林ノ爲國有林野ノ貸付ヲ受ケタル者ニ對シ事業成功シタル場合ニ於テ其ノ森林ヲ讓與スルコトヲ得

四 朝鮮特別縁故森林讓與令第一條の規定に依る讓與

此亦其の特別縁故を尊重して當該法令の趣旨に従ひ課税外としたものである。

五 公共團體、神社若は神祠又は外國政府の取得

公共團體の中には地方團體の外、公共組合たる水利組合、水産組合、重要物産同業組合、漁業組合、農會、水産會及商工會議所等を含むのである。此等公共團體は營利事業を營むものでないから、取得不動産を公用又は公共の用に供すると否とに拘らず、之を課税外とするのである。

神社とは神祇を齋祀し公衆の參拜を爲さしめ公の祭典を行ふ設備で、神祠とは神社にあらずして神祇を奉祀し一般の拜禮に供する設備であるが、共に所有權の主體たることを認められて居る。之が不動産を取得するも課税外とする事由は公共團體と同様である。従來は祭祀又は宗教の事業に供する不動産の取得に限て課税外として居つたが、昭和十一年の改正に於ては

其の用途如何に拘らず之を賦課せざることになつた。

外國政府に對し地方税を賦課しないのは國に對して地方税を賦課しないのと同様である。而して其の不動産が領事館若は其の敷地以外の目的に供用せられるものであつても課税することは出来ぬ。

六 祭祀、宗教、慈善、學術、技藝其他公益を目的とする事業を爲す者の専ら其の事業の用に供する不動産の取得

此處に謂ふ公益事業の經營者は必ずしも公益法人には限らない。個人が此等の公益事業を營む場合にも適用せられる。併しながら其の取得した不動産は祭祀、宗教、慈善、學術、技藝其他の公益事業に直接に使用せられ、且つ専用せらるゝ場合でなければならぬ。故に例へば其の維持費捻出の爲又は基本金造成の目的に供せられるもの、又は公益事業と其他の事業に兼用するが如きものには本税を賦課せられるのである。此の公益事業専用の不動産取得を課税外とするのは、公益事業助成の爲である。

七 朝鮮農業倉庫業令に依る農業倉庫業者又は聯合農業倉庫業者の専ら其の事業の用に供する不動産の取得

農業倉庫業は其の性質が公益事業に近似するものであつて營利の目的を有しないのであるから、倉庫其他其の業務に専用する土地若は家屋の取得に對しては不動産取得税を賦課しないことになつて居る。故に農業倉庫業の事務所を使用するが同時其他の業務にも兼用する事務所の如きは、之を包含しないのである。農業倉庫業は道府郡農會か産業組合でなければ之を經營することが出来ない。而して農會は所謂公共團體であるから、其の供用目的如何を問はず課税外となるのであつて、爰に農業倉庫業と謂ふのは農會以外の公益法人が經營する場合に限られる。

(参照)

農業倉庫業令（昭和六年七月制令第一四號）

第三條 農業倉庫業者ハ營利ヲ目的トシテ其ノ事業ヲ營ムコトヲ得ズ

第四條 農會、産業組合及農業ノ發達ヲ目的トスル公益法人ニ非レバ農業倉庫業者タルコトヲ得ズ

#### 八 法人の合併

法人の合併に際し合併法人は被合併法人の財産を、包括的に繼承するものであつて、恰も自然人の相続と同様の性質を有す。合併法人は何等特別の取得行為若は手續を要せずして之を取得するものであるから、相続の場合と同じく之に不動産取得税を賦課すべき理由はない。

#### 九 共有權の分割

共有者は元來共有物の分割を請求し得る權利を與へられて居る。（民法第二五六條）共有物を分割しても其の所有權の實質には何等の變化はないから、取得行為に依て取得するものとは言ひ難い。

共有者の一人が其の持分を拋棄し、若は相続人なくして死亡した場合には、他の共有者が其の持分を取得する。（民法第二五五條）此の場合は共有權の分割ではないから不動産取得税の賦課範圍外とはならぬ。

十 信託に因り信託財産を委託者から受託者に移し、又は信託の終了若は解除に因り之を受託者から委託者若は其の相続人に移す場合、並に受託者更迭の際舊受託者から新受託者に移す場合

信託に因る信託財産の移轉は、其の管理處分の便宜上移轉するに止まり、其の所有權其のものを移轉するものではない。從て之に不動産取得税を賦課すべき理由はないのである。

尤も信託の終了に際し其の信託財産を、信託契約に依て定まる元本受益者に移轉する場合は、完全な所有權移轉であるから之に不動産取得税を賦課すべきは當然である。

十一 朝鮮不動産登記令第二條の四の規定に依り登記權利者又は登記義務者と看做さる、社團又は財團に屬する證明ある不動産を其の社團又は財團に移す場合

此處に登記權利者又は登記義務者と看做さる、社團又は財團とは、宗中、門中其他朝鮮總督の認定せる社團若は財團類似のもの例へば宗教團體の如きものである。此等のものが其の證明に基き不動産の登記を爲すも、所有權の移轉でないから不動産取得税を賦課すべからざるは當然であるが、誤解を避くる爲之を課賦外とする明文を設けたものである。

#### 不動産登記令第二條ノ四

宗中門中、其ノ他法人ニ非ザル社團又ハ財團ニシテ朝鮮總督ノ定ムルモノニ屬スル不動産ノ登記ニ付テハ其ノ社團又ハ財團ヲ以テ登記權利者又ハ登記義務者ト看做ス

前項ノ登記ハ其ノ社團又ハ財團ノ名ヲ以テ其ノ代表者又ハ管理人之中申請スベシ

十二 自作農設定の爲にする道の施設に依る個人の土地所有權の取得

昭和七年以來各道に於て簡易生命保險積立金其他の融資を得て、自作農地設定の施設をして居る。之に依る購入地が個人所有となつた場合は課税外とする。即ち社會政策上の必要に立脚せる施設の趣旨に副ふが爲である。

十三 燒失、倒壞其他の不可抗力に因り滅失した建物の復舊の爲に其の滅失の時より一年以内に爲す新築。但し其の新築建物の坪數が滅失建物の坪數よりも増加した場合の其の増加部分は増築と看做す

不可抗力に依る建物の滅失は相當の損害を蒙つて居るのみならず、事情已むを得ず復舊の爲新築するのであるから、之に不動産取得税を賦課するは相當ならずと認められたものである。併し之を永久に放置するが如きは所謂已むを得ざる復舊であると謂ひ難く課税外とする趣旨に副はないのであるから、滅失後一年以内に新築するものに限り課税外としたものである。而して此の場合は滅失建物の復舊たることを要件とするのであるから、其の滅失建物の跡に新築するものでなければならぬ。併しながら滅失建物と新築建物とは別個の建物であるから、自然坪数又は構造に相違を來すのは通例である。

滅失建物の坪数よりも新築建物の坪数が増加した場合は、其の増加部分は復舊の範圍を超越するのであるから、之は増築と看做して不動産取得税を賦課するのである。而して此の坪数は坪即ち地坪を以て計算すべきものではない。延坪を以て計算すべきものであらう。例へば平家が焼失した跡に、二階家又は三階家を新築する場合は、坪数の増加ありと認むべきであらう、實際の取扱としては家屋税の課税坪数即ち地坪数に地下又は二階以上の二坪を一坪として加算した坪数に依るのを穩當と考へる。而して苟も坪数に増加ある以上は、其の構造並に價格の如何を問はないのであるから、煉瓦造が崩壊した跡に木造釘丹葺の家屋を新築しても、其の木造釘丹葺の増加坪数に對する價格に對しては不動産取得税を賦課すること、なる。

次に坪数に拘らず其の構造に差異を生じ、從て其の價格に逕庭を來す場合、例へば木造草葺の家屋が焼失した跡に鐵筋コンクリート造を新築するが如き、滅失家屋の價格の數倍を投じて新築したときと雖坪数の増加なき限り、之に不動産取得税を賦課することは出來ないのである。理論上奇異の觀があるが其の滅失家屋の價格を滅失後に計算するといふが如きは實際上行はれ難く、強て之を推定するは紛争を招くのみで、到底正確な課税標準を決定することが不可能であるから、之を除外例

に加へなかつたものであらう。

十四 建物の移築但し移築後の坪数が移築前の坪数より増加した部分は増築と看做す

移築とは現存する建物の位置を變更することである。而して建物を現状の儘牽引して移動するが如きは、不動産取得税課税問題を生ずることなきは勿論である。建物の地位を變更する爲一旦之を解體し、之を他の場所へ運搬して建直す場合も、別に新に不動産を取得するものでないから、之を課税外とするのである。

併しながら移築後の建物の坪数が移築前の坪数と變化する場合がある。此の場合に坪数の増加があるときは、其の増加部分は新に不動産の取得ありたるものと見て差支ない。此處に謂ふ坪数も亦地坪に依らず其の延坪に依て計算すべきものと思ふ。而して苟も坪数に増加ある以上、其の構造の變化若は價格の増減に關せず、現に増加せる坪数に對する價格には不動産取得税を賦課するのである。

實際問題として舊建物の建築材料の全部若は大部分を使用して建直したものは、之を移築とするに異論はないが、舊建物の建築材料の一部を使用するも他の大部分を外から求めた場合の如きは、之を移築と見ることは出來ない。併し之とても必ずしも絶對的の標準とはし難い。實地に於ける諸般の狀況に依り移築か否かを判定するの外はあるまい。

十五 土地收用令又は同令の規定を適用し、若は同令の規定に依ることを定めたる法令に基き、土地を收用することを得べき事業に付寄附を爲し、買収又は收用せられた土地に存在する建物を撤去し、之に代るべき建物を其の撤去の日から一年以内に新築した場合、但し新築建物の坪数が撤去した建物の坪数より超過する場合の超過坪数は之を増築と看做す。斯の場合は、建物所有者は當該事業の犠牲となり、其の意に反し已むを得ず新築するものであるから、課税の範圍外とした



ものであらう。而して前號に謂ふ移築とは異り、全然別個の建物であつても差支ない。恰も火災其の他の不可抗力に因る滅失建物の復舊と同様である。撤去後一年を経過して新築するが如きは、撤去建物に代るべきものと認められぬから、之を課税外から除外したものである。

(參照)

土地收用令(明治四十四年四月制令第三號)

第二條 土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル事業ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノナルコトヲ要ス

一 國防其ノ他軍事ニ關スル事業

二 神社神祠又ハ官公署ノ建設ニ關スル事項

三 社會事業又ハ教育若ハ學藝ニ關スル事業

四 鐵道、軌道、索道、専用自動車道、道路、橋梁、河川、堤防、砂防、運河、用悪水路、溜池、船渠、港灣、埠頭、水道、市場、電氣、瓦斯又ハ火葬場ニ關スル事業

五 衛生、測候、航路標識、防風、防水、水害豫防其ノ他公用ノ目的ヲ以テ國又ハ公共團體ニ於テ施設スル事業

六 一ノ場所ニ於テ一年三萬五千疋以上ノ製鉄能力及一年三萬五千疋以上ノ製鋼能力ヲ有スル設備ヲ以テ營ム製鐵事業

第四條 土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル事業ハ朝鮮總督之ヲ認定ス

朝鮮總督前項ノ認定ヲ爲シタルトキハ起業者、事業ノ種類及收用又ハ使用スベキ土地ノ細目ヲ公告ス

十六 朝鮮市街地計畫令に依る土地區劃整理及朝鮮土地改良令に依る土地改良の爲、従前の土地に在つた建物を撤去し、一年

以内に之に代るべき建物を換地に新築した場合。但し其の新築建物の坪數が撤去した建物の坪數より超過した場合の超過坪數は之を増築と看做す。

此の場合は前號と異り建物所有者は却て利益を被るのであるが、公共的事業に基因するものであるから、前號の趣旨に依り一年内の新築で而かも撤去建物の坪數の範圍内のもは課税外とすること、したものである。

十七 一件の價格が建物の新築、改築又は増築に在りては三百圓未満、其の他の不動産取得に付ては十圓未満のもの價格三百圓未満の建物と雖、必ずしも負擔力の乏しきものとは認められぬが、思ふに朝鮮の現狀に於ては、下級民の住宅の改良は之を勸奨すべきであるから、社會政策的見地から之を課税外としたものであらう。此の外の所有權移轉で一件の價格十圓未満の如きは、其の負擔能力の有無に拘らず極めて零細の税額であつて、徴收費を費して徴收するも殆んど實益のないものであるから之を課税外としたのである。

此の中の建物の新築、改築又は増築に因る不動産取得の課税最低限度に付て特例と認めらるゝのは、江原道に於ては二百圓未満、慶尙北道に於ては百圓未満と規定してある。

此處に一件といふのは、一筆の土地、一構の建物若は一隻の船舶であることもあり、數筆の土地、數構の建物若は數隻の船舶たることもあり、又土地と建物の合同であることもあるし、此等の不動産の共有持分若は一棟の家屋の一部たることもある。要するに一口の取得といふ意味に解すべきである。

道税賦課規則準則

第八十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ對シテハ不動産取得税ヲ賦課セズ

一 相續ニ因ル不動産ノ取得

二 船舶ノ建造若ハ公有水面ノ埋立ニ因ル不動産ノ取得又ハ國有未墾地利用法第三條ノ規定ニ依ル付與、森林令第七條若ハ朝鮮特別條

第十一章 賦課各論 第二款 道税特別税及其の附加税 第八項 不動産取得税及同附加税

第十一章 賦課各論 第二款 道税特別税及其の附加税 第八項 不動産取得税及同附加税

- 故森林讓與令第一條ノ規定ニ依ル讓與ニ因ル不動産ノ取得
- 三 公共團體、神社若ハ神祠又ハ外國政府ノ不動産ノ取得
- 四 祭祀、宗教、慈善、學術、技藝其ノ他公益ヲ目的トスル事業ヲ爲ス者ノ其ノ事業ノ用ニ供スル不動産ノ取得
- 五 朝鮮農業倉庫令ニ依ル農業倉庫業者又ハ聯合農業倉庫業者ノ専ラ其ノ事業ノ用ニ供スル不動産ノ取得
- 六 法人ノ合併又ハ共有權ノ分割ニ因ル不動産ノ取得
- 七 信託ニ因リ委託者ガ信託財産ヲ受託者ニ移ス場合ニ於ケル不動産ノ取得
- 八 信託ノ終了又ハ解除ニ因リ受託者ヨリ信託財産ヲ委託者又ハ其ノ相續人ニ移ス場合ニ於ケル不動産ノ取得
- 九 信託ノ受託者更迭ノ場合ニ於ケル新受託者ノ不動産ノ取得
- 十 朝鮮不動産登記令第二條ノ四ノ規定ニ依リ登記權利者又ハ登記義務者ト看做サルル社團又ハ財團ニ屬スル證明アル不動産ヲ其ノ社團又ハ財團ニ移ス場合ニ於ケル不動産ノ取得
- 十一 自作農設定ノ爲ニスル道ノ施設ニ依ル個人ノ土地所有權ノ取得
- 十二 一件ノ價額三百圓未満ノ建物ノ新築、改築又ハ増築ニ因ル不動産ノ取得
- 十三 焼失、倒壊其ノ他ノ不可抗力ニ因リ滅失シタル建物ノ復舊ノ爲其ノ滅失ノ日ヨリ一年内ニ於テ爲ス建物ノ新築ニ因ル不動産ノ取得但シ新築シタル建物ノ坪數ガ滅失シタル建物ノ坪數ヲ超過スル場合ハ其ノ超過シタル坪數ニ付テハ増築ト看做ス
- 十四 建物ノ移築ニ因ル不動産ノ取得但シ移築後ノ建物ノ坪數ガ移築前ノ建物ノ坪數ヲ超過スル場合ハ前號但書ノ規定ヲ準用ス
- 十五 第十二號ニ該當スルモノヲ除ク外一件ノ價額十圓未満ノ不動産ノ取得
- 第八十五條 土地收用令又ハ同令ノ規定ヲ適用シ若ハ同令ノ規定ニ依ルコトヲ定メタル法令ニ基キ收用スルコトヲ得ベキ事業ニ付寄附ヲ爲シ、買取セラレ又ハ收用セラレタル土地ニ存在スル建物ノ撤去ニ因リ其ノ撤去ノ日ヨリ一年内ニ之ニ代ルベキ建物ヲ新築シタルニ因ル不動産ノ取得ニ付テハ不動産取得税ヲ賦課セズ但シ其ノ新築シタル建物ノ坪數ガ撤去シタル建物ノ坪數ヲ超過スル場合ニ於テハ其ノ

超過坪數ヲ増築ト看做ス

前項ノ規定ハ朝鮮市街地計畫令又ハ朝鮮土地改良令ノ規定ニ基キ從前ノ土地ニ存在シタル建物ニ代ルベキモノヲ其ノ撤去ノ日ヨリ一年  
内ニ換地ニ新築シタル場合ニ付テハ準用ス

尙右の外に不動産取得税の課否に關する問題がある。其の一は競馬場の開設又は維持の爲にする不動産の取得で、其の二は區劃整理若は土地改良事業の結果に因る換地の取得之である。

(一) 朝鮮競馬令第九條の規定に依れば、競馬場の開設又は維持に關しては、地方税を賦課し得ざることには既に説明した所であるが、右は競馬場の開設又は維持を對象とする地方税の賦課を禁止する趣旨であつて、其の競馬場の開設又は維持の爲に不動産を取得する其の行爲に對し不動産取得税を賦課することは差支ない。但し競走路、補助道路其の他競馬場の用に供する土地建物(競走路内の空閑地を含む)の取得は、所謂公益を目的とする事業を爲す者の専ら其の事業の用に供する不動産の取得に該當するから、之に對しては不動産取得税を賦課することは出来ない。併し競馬事業に専用せざるもの、收益の目的に供用するものに對しては之を賦課すべきは勿論である。

(參照)

競馬場ノ用ニ供スル土地(競走路ト中間空地トニ拘ラズ)又ハ建物ノ取得ニ付不動産取得税ヲ賦課スルコトヲ得但シ競走路、補助道路其ノ他競馬場ノ用ニ供スル土地建物(競走路内ノ空閑地ヲ含ム)ハ不動産取得税賦課規則中「公益ヲ目的トスル事業ヲ爲ス者ノ専ラ其ノ事業ノ用ニ供スル不動産ノ取得」ニ該當シ、本條(朝鮮競馬令第九條)ニ依ラズシテ賦課規則ニ依リ賦課外ト爲スモノトス(説明)不動産取得税ハ不動産ノ取得行爲ヲ課税目的トシ、取得ノ原因ハ課税ノ要件ニアラズ、而シテ競馬場ノ開設又ハ維持ノ爲不動産ヲ取得スルモ其ノ取得行爲ハ競馬場ノ開設又ハ維持行爲其ノモノニアラズ、不動産取得税ハ競馬場ノ開設又ハ維持行爲ヲ目的トシテ賦課スルモノニ非ザル

が故ニ本條(朝鮮競馬令第九條)ノ規定ニ該當セズ(昭和九、一、全北知事宛内務局長回答)  
(行政判例)

(一) 競馬法第八條第五項ニ所謂競馬場ノ開設又ハ維持ニ關シテハ地方税ヲ賦課スルコトヲ得ズトハ特ニ競馬場ヲ開設スルコト又ハ之ヲ維持スルコトヲ對象トスル地方税ヲ賦課スルコトヲ得ザル趣ト解スルヲ相當トス (二) 不動産取得税ハ競馬法第八條第五項ニ依リ賦課ヲ禁ゼラレタル地方税ニ該當セザルモノトス(昭和九、六、第三部)

二 區劃整理及土地改良事業に因る換地

朝鮮市街地計劃令に依る區劃整理又は朝鮮土地改良令に依る換地處分に因り、土地所有者が従前の土地の代りに交付を受け  
る換地は、換地其のものは新に所有權を取得するものではあるが、法令上之を従前の土地と認められるのであるから、此の  
換地の取得に對しては不動産取得税を賦課すべきものではない。

朝鮮市街地計劃令(昭和九、六、制令第一八號)

第四十三條 市街地計劃區域内ノ土地ニ付テハ區劃整理ヲ施行スルコトヲ得

前項ノ土地區劃整理ノ施行ニ關シテハ本章ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外朝鮮土地改良令ヲ準用ス  
朝鮮土地改良令(昭和二、一二制令第一六號)

第二十四條 土地改良ニ因ル換地ハ従前ノ土地ノ地目、面積及等位ヲ標準トシテ之ヲ交付スベシ地目、面積、等位ヲ以テ相殺スルコト能  
ハザル部分ニ付テハ金錢ヲ以テ清算スベシ

特別ノ事情ニ因リ前項ノ規定ニ依ルコト能ハザル場合ノ處分ニ關シテハ規約ノ定ムル所ニ依ル  
前二項ノ規定ニ依ル處分ハ道知事ノ認可ヲ受クベシ

道知事前項ノ認可ヲ與ヘタルトキハ之ヲ告示シ遲滞ナク其ノ旨管轄登記所ニ通知スベシ

第二十六條 換地ハ別段ノ定メアル場合ヲ除クノ外第二十四條第四項ノ告示ノ日ヨリ之ヲ従前ノ土地ト看做ス

前項ノ規定ハ行政上又ハ裁判上ノ處分ニシテ従前ノ土地ニ專屬スルモノニ影響ヲ及ボサズ

以上に於て不動産取得税賦課の範圍を説述したのであるが、尙ほ此處に附記を要するのは賣買契約の無効又は取消である。

其賣買契約の無効又は取消に依り、當該不動産の所有權移轉が最初からなかりしときと同様の結果となる場合は、不動産取得  
税を賦課せざるは勿論、既に之を賦課したものに付ては其の賦課を取消し、既納の税金は之を還付するのが正當である。

(參照)

(問) 不動産ノ賣買登記後契約ノ瑕疵其ノ他ノ原因ニ依リ契約ヲ無効トスル判決ニ依リ登記ヲ抹消セラレタル事例アリ右ハ實質上完全ナル  
取得ト謂ヒ雖キモ不動産取得税ハ取得ノ當時取得ノ形式的要件ヲ具備スルニ於テハ取得ノ時ニ於テ賦課スベキ法意ト認ムルヲ以テ本件ノ  
如キ事例ニ對シテハ既ニ賦課納付セルモノハ之ヲ還付ヲ要セザルハ勿論未ダ賦課セザルモノハ之ヲ賦課スベキモノト認ム(答) 何出ノ如  
キ場合ハ不動産ノ取得ナキ場合ト同一ノ状態トナルガ故ニ契約ノ無効判決ニ依ツテ賦課徴收濟ノ取得税ハ之ヲ還付スベク未ダ賦課セザル  
モノハ賦課スベキ限ニ非ズト認ム(昭和四、一〇、全北知事宛内務局長回答)

第三節 課税標準及課率

不動産取得税の課税標準は其の取得した不動産の價格である。(前掲準則第八十一條第一項參照) 而して其の價格とは

- 一 朝鮮不動産登記令又は朝鮮船舶登記規則に依り登記したものは其の登録税の課税標準たる價格
- 二 登記を爲さざるものは其の取得當時の時價
- 三 建物の改築に在りては其の改築費

道税賦課規則

第十一章 賦課各論 第二款 道税特別税及其の附加税 第八項 不動産取得税及同附加税

第八十一條(2) 課税標準タル物件ノ價格ハ朝鮮不動産登記令又ハ朝鮮船舶登記規則ニ依リ登記ヲ爲シタルモノニ在リテハ登録税ノ課税標準タル價格ニ依リ、登記ヲ爲サザルモノニ在リテハ取得當時ノ時價ニ依ル但シ建物ヲ改築シタルモノニ在リテハ其ノ改築費ノ時價ト看做ス前項ノ時價ハ土地建物又ハ船舶ノ所有權ノ取得者ノ申告ニ依ル但シ申告ヲ爲サザルトキ又ハ申告ヲ不相當ト認ムルトキハ府尹、郡守又ハ島司ノ認定スル所ニ依ル

不動産に關する權利を第三者に對抗するには、朝鮮不動産登記令に依つて登記しなければならぬ。船舶は朝鮮船舶令及朝鮮船舶登記規則に依り必ず登記しなければならぬ。而して此等の登記を爲すには朝鮮登録税令に依り其の不動産若は船舶の價格を課税標準として登録税を賦課せらるゝのであるから、不動産取得税の課税標準たる不動産及船舶の價格に付ても、別途の調査を行ふまでもなく、此の登録税の課税標準に依ることゝしたものである。此處に登記したものに付ては其の登録税の課税標準準たる價格に依ると云ふのは、所有權の移轉に付ては勿論のことであるが、所有權保存の登記をした場合に於ても、其の登録税の課税標準たる價格に依るものと解すべきである。即ち未登記の土地建物を買得し其の所有權の保存登記を爲す場合、新に家屋を建築し其の保存登記を爲す場合、何れも所謂不動産登記令に依つて登記した者に含まれ、其の登記價格を以て不動産取得税の課税標準とするのである。實際の狀況を觀ても、未登記の家屋を賣買したとき、一旦保存登記をして後更に移轉登記をする者はない。のみならず登録税の關係で、既登記の家屋を賣買した場合でも、一旦滅失を登記し、後買受人が其の所有權に付保存登記をする例が非常に多い。故に保存登記を爲すもの、裏面に、不動産取得税を賦課すべき所有權の取得が伴ふてをる場合が少くないのである。

土地及建物の登記は第三者に對抗する要件たるのみであつて、所有權取得の成立條件ではない。従つて之を登記すると否と

は其の取得者の自由である。前述の如く不動産取得税の課税標準は其の取得物件の登記價格に依るを原則とするが、總て其の登記を待つとすれば永久に之を賦課することが出来ない場合があるから、其の登記を爲さざるものに付ては、取得當時の時價を以て不動産取得税の課税標準とすることにしたのである。而して實際に賦課する場合に未だ登記を経ざるものに對し、其の取得當時の時價を課税標準として決定した後、其の取得者が登記をする場合、其の登録税の課税標準たる價格と、既に決定した不動産取得税の課税標準との間に、價額の相違があつても不動産取得税の追徴還付を要しないことは勿論である。

建物の改築に付ても不動産登記を爲すことがあるが、此の場合單なる變更登記であると其の登録税は建物の價格を課税標準としないから、其の登録税の標準を以て不動産取得税の課税標準とすることは出来ないのみならず、其の改築建物の時價に依ることも亦適當でない。何となれば其の改築建物は、改築前既に其の所有建物であつたので、改築に依つて増加した部分のみを改築に因る取得物件と見なければならぬ。若し改築家屋の時價に依るとすれば、其の時價には改築前の建物の時價を含むことゝなつて不合理である。故に建物の改築に付ては其の改築費を以て、其の改築に因つて取得した部分の時價と看做すこととしたのである。

(行政判例)

(一)不動産取得税ヲ賦課スベキ不動産ノ價格ヲ時價ニ依リ算定スベキ場合ニ於テハ時價ハ該不動産ノ取得當時ニ於ケル狀況ニ依リ算定スベキモノトス (二)土地及立木ヲ一括シテ同時ニ取得シタル場合ニ於テハ土地及立木ノ價格ヲ以テ不動産取得税ノ課税標準トシタルハ相當ナリ (大正一一、一二、第三部)

不動産競賣ニ付司法裁判所ノ命シタル鑑定ノ評價價格ト一致シタル競落價格ハ反證ナキ限りハ其ノ物件ノ價格ニ相當スルモノト認ムルヲ相

不動産取得税ノ課税標準タル不動産ノ價格ハ地上權其ノ他ノ負擔アル不動産ニ付テモ負擔ナキモノトシテノ時價ニ依リ算定スベキモノト解スルチ相當トス(昭和九、一〇、第三部)

不動産取得税の課率は、不動産價格の百分の一を以て制限とせられてをる。(道制施行規則第四十七條)各道の課率は道税賦課規則を以て規定するのであるが、現在各道とも此の制限の最高率を適用してをるやうである。

#### 第四節 申告義務

土地、建物又は船舶の所有權を取得した者(船舶の建造は課税外である)は其の取得の日から七日内に、左の事項を土地建物又は船籍港所在地の所轄府尹、郡守又は島司に申告しなければならぬ。其の郡守又は島司に申告すべきものに付ては土地、建物又は船籍港所在地の所轄邑面長を経由するのである。此の場合取得の原因が賣買其他權利の移轉に係るものなるときは之を證明すべき書類を添へるか、當事者の連署を必要とする。

- 一 取得物件の所在
  - 二 土地に付ては地目及坪數、建物に付ては種類、構造、用途及坪數、船舶に付ては種類、名稱、構造、用途及總噸數又は積石數
  - 三 取得物件の價格
  - 四 取得の年月日及取得の原因
- 建物の新築、増築又は改築に因る取得に付ては連署の必要はないが、建物の設計書、仕様書及圖面を添付しなければならぬ。

又燒失、倒壊其の他の不可抗力に因つて滅失した建物の復舊として建物を新築したとき、建物を移築したとき、及收用令又は收用令を準用せらるゝ事業の起業者に寄附し、若は買收せられた土地に在る建物を撤去し、其の代りに新築した建物、又は區劃整理若は土地改良令に依り従前の土地に在つた建物の代りに其の換地に新築した建物に付ては、何れも従前の建物の滅失若は撤去の年月日、事由及其の建物の所在、種類、構造、用途並に坪數を明記した書面を添付しなければならぬことになつてをる。

尙實際上の取扱としては、朝鮮不動産登記令又は朝鮮船舶登記規則に依る登記を爲すや否や、其の登記をしたものに付ては登記年月日をも申告せしめるのが便利であらう。

#### 道税賦課規則準則

第八十五條 第八十一條ノ規定ニ依ル土地建物及船舶ノ所有權ヲ取得シタルトキハ當事者連署ヲ以テ取得ノ日ヨリ七日内ニ左ノ事項ヲ具シ土地建物又ハ船籍港ノ所在地ノ所轄府尹、郡守又ハ島司ニ申告スベシ 但シ所有權ノ取得ヲ證スル書面ヲ提示シテ前所有者ノ連署ニ代フルコトヲ得

- 一 取得物件ノ所在
- 二 土地ニ付テハ地目及坪數、建物ニ付テハ種類、構造、用途及坪數、船舶ニ付テハ種類、名稱、構造、用途及總噸數又ハ積石數
- 三 取得物件ノ價格
- 四 取得ノ年月日及原因

前項ノ規定ニ依ル申告ハ郡守又ハ島司ニ爲スベキモノニ付テハ土地、建物又ハ船籍港行在地ノ所轄邑面長ヲ經由スベシ

第八十六條 建物ノ新築、増築又ハ改築ニ因ル不動産ノ取得ニ付テハ前條ノ規定中第一項ノ規定ニ係ル關係者ノ連署ヲ要セズ建物ノ設計書、仕様書及圖面ヲ添付スベシ

前項ノ場合ニ於テ第八十三條第十三號、第十四號又ハ第八十四條ノ規定ニ該當スルトキハ建物ノ滅失、撤去ノ年月日、事由及其ノ建物ノ所在、種類、構造、用途竝ニ坪數ヲ明ニシタル文書ヲ添付スベシ

### 第五節 納期及納額

不動産取得税は不動産の取得ありたる都度之を賦課するのであつて、固より一定の納期はない。

建物の新築、増築又は改築は其の工事の竣工した時、之を取得したものと認むべきである。工事の竣工とは其の新築、増築又は改築建物が建物として使用し得る状態となつたときを謂ふのである。

道税賦課規則準則

第八十二條 建物ヲ新築シ増築シ又ハ改築シタルトキハ其ノ工事ノ竣工シタル時ニ於テ前條第一項ノ所有權ヲ取得シタルモノト看做ス

此處に疑問となるのは例へば火災に因る滅失建物の復舊、又は市街地計畫令の規定に基き従前の建物の代りに換地に新築する建物に付ても、其の工事竣工の時を以て新築に依る不動産の取得ありたるものと看做されるが、其の所謂滅失又は撤去の日から一年内といふ期間は工事に着手した時を以て計算するか、或は工事竣工の時を以て計算するかである。現代の如く相當規模の宏大なるものでは一年以内に落成し難き建築物も少くない。又區劃整理等に於ては、建物撤去の日から一年以内に換地の決定すら出来ない場合も想像せらるる。故に少くとも此等の場合は、納税義務者の利益に解し、其の滅失又は撤去の日から一年内に工事に着手したものは、不動産取得税を賦課せざる趣旨として取扱ふのが穩當ではあるまいか。

尙ほ此處に一言を要するのは所謂改築の意義である。改築とは家屋の組織構造の一部に變更改良を加へることで、保存の爲

にする修繕は之を含まないのである。而して構造の一部を改造する爲一旦解體して更に之を建直すも矢張り改築である。此の場合坪數及構造種別は變つても、其の家屋自體はあくまで従前の家屋でなければならぬ。若し竣工後の家屋が従前の家屋と別個の家屋であれば、それは新築であつて改築とは謂はれぬ。家屋其のものに變動はないが改築費を投じただけ價格が増加するから、其の改築費を増價部分の時價と看做して課税する趣旨である。

### 第六節 賦課手續

不動産取得税の賦課も府尹、郡守又は島司の掌握する所であつて、其の取扱手續は各道知事に於て定められるのであるが、今其の要点を擧げると次の通である。

一 府郡島は定期又は随時に管内の登記所に就き、不動産又は船舶の登記申請書を閱覽し、不動産取得税の賦課資料を調査すること。

二 前號の外家屋税に關する各種の申告、官有財産管理廳及公共團體の不動産拂下等の資料を蒐集し登記を爲さるる不動産の取得の有無を調査すること。

三 不動産取得税に關する申告を要する場合に、其の申告を爲さるる者に對しては、注意を與へて之を提出せしむること。

四 邑面長を経由して申告せしむる場合は、邑面長をして意見を副申せしむること。

五 申告なきとき又は申告を不相當と認むるときは、府尹、郡守又は島司の調査した所に依り、課税標準を決定すること。

六 土地、家屋及船舶の賣買實例並に建築費等の實例を蒐集し、登記を爲さるる場合の取得物件の時價又は改築に依る建物の取得に對する不動産取得税標準の調査標準率を作成すること。

七 納税義務者の申告に依らずして課税価格を決定した場合は、登記価格に依つた場合の外之を納税義務者に通知すること。  
八 他府郡島内の土地又は家を同時に一口として所有権移轉又は保存の登記をしたものは、其の主なる不動産所在地の府郡島に於て賦課するか、又は地價若は時價其の他適當なる標準に依り、其の登記価格を分割する等、關係府郡島間で協議して處理する。

九 不動産取得税の調定は、月一回又は二回に取纏めて之を爲すこと。

十 不動産取得税の調定手續を了したるときは、一人別仕譯書を添付して、納額通知を府邑面に發付する。但し其の郡島内に住所を有せざる納税義務者に對する不動産取得税は、取得物件所在地の所轄邑面長をして徴收せしむ。取得物件が二以上の邑面に涉る場合は、郡島の直接徴收として、其の納税義務者に對し納税告知書を送付すること。

十一 不動産取得税賦課の事蹟は、不動産取得税臺帳を設けて之に登録し、別に不動産取得税賦課見出簿を備へ、不動産取得税を賦課した不動産を検出し得るやう整理すること。但し不動産取得税臺帳は調査簿又は調査書を以て代用するも可。

十二 郡守又は島司は邑面税附加税の賦課資料として必要な事項を關係邑面に通報すること。

### 第七節 府邑面税附加税

府又は邑面は道税たる不動産取得税の附加税を賦課することが出来る。其の制限課率は府邑面を通じ、本税の百分の二十五である。(府制施行規則第四十五條、邑面制施行規則第五十一條) 各府邑面は此の制限内で、毎年度の豫算を以て其の課率を決定するのであるが、現在何れも其の最高率を適用してゐるやうである。

他府邑面内の不動産を併せ一口として本税を決定せられた場合には、地價又は時價其の他適當なる標準に依つて、關係府邑

面間で協議し、其の本税を分別する必要がある。

邑面は郡守又は島司の通知した資料其の他に依り、各納税義務者の附加税額を算定し徴收の手續を執れば可い。府に於ては道税たる不動産取得税も府税たる附加税も同時に處理するのが通例である。

## 第三款 府邑面税特別税

地方税には附加税と特別税とがあることは既述の通であるが、府又は邑面の特別税は、別に税目を設けて課税する必要のあるとき之を賦課するものである。(府制施行規則第四十四條、邑面制施行規則第五〇條參照) 國税又は道税に對する附加税のみで、其の團體の財政の需要を充たし得るならば、別に特別税を起す必要のない場合もあるであらう。併し此等の附加税を以て其の團體の財政の需要を充たし得る場合でも、負擔分配の公平を期する爲、附加税の課率を制限以下に止め、別に特別税を設けることが適當である場合もある。現に殆んど各府邑面とも特別税を賦課して居るやうである。其の現在行はれてゐる特別税は特別營業税、雜種税、助興税及土地増加税(土地坪數割)の四種目である。以下其の各税目に付て解説する。

### 第一項 特別營業税

#### 第一節 特別營業税の本質

特別營業税といふ名稱は、國税たる營業税に對するものであつて、別段地方團體の特別税であるといふ意味ではない。其の

實質は國稅營業稅と全然同一である。即ち營業を課稅の客體とし、營業者に對して賦課する收益稅で、地主に對し土地を客體として賦課せらるゝ地稅と相對立するものである。朝鮮に於ける國稅たる地稅は、内地に於けるが如き小額地稅の地方委讓は行はれて居ないが、國稅營業稅は一定の業體に付、且つ或る程度以上の營業を爲す者に限り賦課するのである。而して其の國稅營業稅納稅者には附加稅を賦課するが、國稅營業稅の賦課を受けない者に對し、府又は邑面の特別稅として國稅營業稅附加稅程度の賦課をするといふのが此の特別營業稅である。

右の如く特別營業稅は、營業其のものを課稅の客體とするのであるから、苟も當該府邑面内に營業場を設けて營業を爲す者は、其の住所若は滞在地が何れにあつても敢て問ふ所ではない。營業場所在地の府又は邑面は之に特別營業稅を賦課することが出る。

### 第二節 賦課の範圍

大正元年迄は營業稅は府、又は邑面の稅として其の重要な財源であつたが、大正二年から一部の業體に對しては國稅營業稅を賦課せらるゝことになつた。府又は邑面は之に對し附加稅を賦課すると共に、此の國稅營業稅を賦課せられざる營業に對して特別營業稅を賦課することを認められたのである。其の國稅營業稅を賦課せらるゝ業體は

- 物品販賣業（動植物其他普通に物品と稱せざるもの、販賣を含む）
- 銀行業
- 保險業

無盡業

金錢貸付業

物品貸付業

（動植物其他普通に物品と稱せざるもの、貸付を含む）

製造業

（物品の加工修理を含む）

瓦斯供給業

電氣供給業

運送業

運送取扱業

倉庫業

鐵道業

（軌道業を含む）

請負業

印刷業

出版業

寫眞業

席貸業

旅人宿業

（下宿を含み木賃宿を含まず）



料理店業  
周旋業  
代理業  
仲立業  
問屋業  
信託業

の二十四種である。(朝鮮營業稅令第一條)

而して所謂國稅營業稅の賦課を受けざるものには左の四種類がある。何れも特別營業稅を賦課すべきものである。

一 國稅營業稅課稅外の營業

朝鮮營業稅令の定むる課稅種目以外の營業に付ては、之に特別營業稅を賦課し得るのであるが、其の範圍は昭和元年十二月官通牒を以て大体を指示せられて居る。次の通である。

代書業  
測量業  
湯屋業  
理髮業  
運河業

棧橋業

船舶碇繋場業

貨物陸揚場業

兩替業

不動産貸付業 (土地のみの貸付を含まず)

寄席業

遊技場業

遊覽所業

藝妓置屋業

の十六種であるが、特に必要ある場合は、此の外の營業に對して賦課することを認められることになつて居る。

現在各府に於ては、該當の營業存在しないものは別として、國稅營業課稅種目と前記揭示に係る業體は總て特別營業稅を賦課して居る。

此の外に洗濯業(平壤)染物業(平壤)等がある。

京城では昭和十一年から代書業に對する賦課を廢止した。

二 國稅營業稅の課稅最低限に達せざるもの

國稅營業稅は、或一定の最低限度を設け、之に達しないものには課稅しないのであるが、特別營業稅は之に對しても賦課し得る。但し特別營業稅に於ても一定の課稅最低限度を設定する必要がある。之は後に詳述する。

國稅營業稅の課稅最低限度は次の通である。

- 物品販賣業 一年の賣上金額三千圓
- 金錢貸付業、物品貸付業 一年の收入金額六百圓
- 製造業 一年の收入金額三千圓
- 運送業、印刷業、寫眞業 一年の收入金額二千圓
- 旅人宿業、料理店業 一年の請負金額三千圓
- 請負業 一年の報償金額五百圓
- 周旋業、代理業、仲立業 一年の報償金額五百圓
- 問屋業、信託業

三 國稅營業稅の徵收期間中のもの

國稅營業稅は開業の年は總て課稅しない。開業の翌年から課稅する。尙銀行業、信託業、無盡業、保險業、瓦斯供給業、電氣供給業、運送業、倉庫業、鐵道業、印刷業及出版業は開業の翌年から三年間營業稅を免除せられる。(朝鮮營業稅令第十一條) 之は産業助長並に稅源涵養の爲であるが、此等も地方團體の公共的施設の恩惠を受けるものであるから、附加稅程度の地方的租稅を賦課することは差支ないものと解せられる。

四 現實に國稅營業稅の賦課を受けざるもの

國稅營業稅の納稅資格があつても、稅務署の賦課漏其の他の事由で、現實に國稅營業稅の賦課を免れるものがある。之に對

し特別營業稅を賦課することは固より差支はない。

右の外法令に依り特に國稅營業稅を免除する場合がある。例へば製鐵業に對する免除の如きである。(朝鮮營業稅令第十二條) 之に對しては特別營業稅の賦課を禁止する規定は見當らぬから、課稅して差支はないやうではあるが、國稅に於て之を免除する趣旨から推して、特別營業稅も之を賦課の範圍外とするのが穩當であると思ふ。

右に述べた所は積極的の賦課範圍であるが、消極的に特別營業稅を賦課せざることとし、其の範圍を昭和元年十二月官通牒で示されてをる。次の如し。

- 一 産業組合、産業組合聯合會、金融組合、金融組合聯合會又は漁業組合
- 二 朝鮮取引所稅令に依る取引所稅を課せられたる取引所の爲す營業
- 三 政府の發行する印紙切手類の賣捌
- 四 度量衡器及朝鮮度量衡器令第二十四條の規定に依り指定する計量器の修覆及委託販賣
- 五 自己の採掘し又は採取したる礦物の製鍊又は販賣
- 六 新聞紙に關する法令に依る出版
- 七 自己の收穫したる農産物、林産物、畜産物、水産物其他之に準すべきもの、販賣又は之を原料とする製造、但し特に營業場を設けて爲す販賣又は製造を除く

以上は公益又は産業政策上の必要に出でたもので、既に國稅營業稅に於ても之を課稅外として居る。

右の外官報又は新聞の販賣及周旋並に取次、藥劑師の調劑、舍音の類は營業と認めないのが慣例となつてをる。

特別營業稅賦課に付ては其の營業が營業場を設けて爲すものたることを要件とす。故に營業場の設備なきものには特別營業稅を賦課することが出來ぬ。彼の行商又は露店の如きものは勿論、空家等を一時借受けて隨時出張販賣を爲すが如き類のものに對しては、之に雜種稅として地方稅を賦課するは格別なるも、特別營業稅を賦課するのは適當でない。而して此の營業場たるには、相當の設備あることを必要とするが、金錢貸付業及不動産貸付業の如き營業は、別段の構造を要せざるもので、住宅の一部等に於て業務を辨じ得るものは之を營業場と認めて差支はない。

道、府又は邑面は其の區域内に營業所を設けて爲す營業又は其の收入に對して、地方稅を賦課し得ることは既に述べた所である。而して道、府又は邑面の内外に涉り營業所を有する者の營業收入に賦課する所得稅附加稅の如きは、其の營業收入を分別する必要があり、此の場合に直接收入のない營業所に付ては、他の營業所と收入を共通するものと看做すことになつて居るが、府又は邑面の賦課する特別營業稅は、其の府又は邑面外のことを顧慮する必要はない。區域内の營業所に於ける營業に對し賦課すべきである。從て營業所があつても所定の課稅標準がない場合には特別營業稅を賦課することが出來ないのは勿論である。

(内地實例)

床場持ニ非ザル理髮人ニ對シ營業稅ヲ賦課スルハ不可然(昭和二、三、宮地第一五號)  
一定ノ營業所ヲ有セズ神佛祭禮諸興行ノ場所又ハ路傍等ニ於テ爲ス者ニ對シ遊技場業トシテ課稅スルハ不可然又一定ノ店舗若ハ營業場ヲ有セザル者ニ物品貸付業トシテ課稅スル場合亦同シ(昭和二、三、香地第一〇號)  
(一)副業タルト將專業タルトチ間ハズ養鷄ヲ營ミ又ハ乳牛ヲ飼養スル者ガ其ノ生産ニ係ル卵乳販賣ノ爲ニ特ニ店舗ヲ設ケタルモノニ在リテハ格別然ラザル場合ハ其ノ鷄舎又ハ牛舎ハ飼育ニ要スル當然ノ設備ナルヲ以テ規模ノ大小ニ拘ラズ所謂特ニ設ケタル營業場ニ該當セ

ザルモノトス (二)他人ノ所有ニ係ル山林ノ樹木ヲ買入レ木炭ノ製造ヲ營ム者ト雖營業場ヲ有セザルニ於テハ之ニ對シ營業稅ヲ課稅スルヲ得ザルモノトス尙又自己ノ收穫シタルモノヲ原料トシテ木炭ヲ製造スル場合ノ炭燒竈ノ如キハ當然ノ設備ナルヲ以テ前項同様特ニ設ケタル營業場ニ該當セザルモノトス(昭和二年七月伊地局第三七號)

(行政判例)

牛馬ノ賣買ヲ業トスル者住宅ノ一部ニ牛舎又ハ繫留場ヲ有スル以上ハ特定ノ賣買又ハ交換ガ其ノ以外ニ於テ行ハレタリトスルモ該物件ヲ以テ營業場ト認ムルモ妨ナシ(明治四四、六、第三部)  
金錢貸付業ハ業態上必ズシモ格段ナル設備ヲ要セズ常ニ一定ノ場所ニ於テ貸付行爲ヲ完結シ得レバ足ル(明治四四、八、第三部)  
船舶ノ貸付ノ如キ業態ノ性質上特別ナル營業場ノ設備ヲ要セザルモノニ付テハ一定ノ場所ニ於テ貸貸契約及賃料ノ收入經理ヲ爲ストキハ法律上營業場ナシト云フヲ得ズ(大正九、七、第三部)  
養鷄業者ガ其ノ居宅又ハ鷄舎ニ於テ其ノ生産シタル卵又ハ鷄ノ販賣ヲ爲シ特ニ店舗其ノ他販賣ノ爲ノ設備ヲ有セザルトキハ其ノ販賣ハ所謂特ニ營業場ヲ設ケテ爲ス販賣ニ該當セズ(昭和七、四、第三部)

第三節 課稅最低限

或る程度以下の小規模の營業に對し特別營業稅を賦課するは、所謂細民課稅に陥り、社會政策上から見て穩當でないのみならず、徴收費等の關係から云ふても實益のないものであるから、適當の免稅点を設けるのが必要である。此の課稅最低限度を何程にすべき乎は、抽象的に其の標準を定め難いが、要するに各地方に於ける各種の事情を勘案して決定するの外はあるまい。

(京城府の實例)

物品販賣業

一年の賣上金額千圓

第十一章 賦課各論 第三款 府邑面稅特別稅 第一項 特別營業稅

金錢貸付業、物品貸付業

一年の收入金額二百圓

製造業

一年の收入金額千圓

運送業、印刷業、出版業、寫真業、席貸業

一年の收入金額七百圓

旅人宿業、料理店業、藝妓置屋業、貸座敷業

運送取扱業

一年の收入金額三百圓

請負業

一年の收入金額千圓

周旋業、代理業、仲立業、問屋業、信託業

一年の報償金額二百圓

測量業、湯屋業、飲食店業、下宿業、理髮業

遊技場業、遊覽所業

一年の收入金額五百圓

不動産貸付業

一年の收入金額千五百圓

#### 第四節 業體の認定及課否の區分

業體の認定及課否の區分に付ては、法令の上には之を一定したものはない。府稅條例又は賦課規則に之を規定する例もないではないが、多くは取扱上の問題として殘されてをる。今其の普通に行はれる例を擧げると次の通である。

##### 一 物品販賣業

物品販賣業とは、利益を得て讓渡する目的を以て物品を仕入れ、之を販賣する行爲を繰返して爲すものを謂ふ。故に自己の收穫した農産物、林産物、水産物の類を其の儘販賣するも營業ではない。(特に販賣所の設備あるものは物品販賣業と看做して特別營業稅を賦課する例もない)而して營業たるには繼續的に之を繰返すものなることを要す。故に偶々有價

證券又は米穀等を買入れ、値上りを見て之を賣却した事實があつたとしても、之に特別營業稅を賦課することは出來ぬ。

法律的に物と謂ふときは不動産も含むが、茲に謂ふ物品には不動産を含まぬ。又動産でも普通に物品と稱せざるものがある。牛、馬、犬、植木、草花、無記名有價證券の如き是である。此の如き物の販賣は物品販賣業として賦課するのが適當であるが、誤解を避くる爲府稅條例若は賦課規則等に明かにするを可とする。

##### 物品販賣業に關する取扱例

- (一) 差金決済を行ふ先物賣買は物品販賣業とする。但し取引所に於ける取引を除く。
- (二) 物品を製造し又は仕入品に加工して販賣するもので、一定の製造場の設備なきものは物品販賣業とする。
- (三) 朝鮮在來の立飲屋、仕出し屋其他客室を設けずして飲食物を販賣するものは物品販賣業とす。
- (四) 官公署、學校又は病院等の賄の供給は物品販賣業とす。
- (五) 製造業者が自己製品の外に仕入品を販賣するときは物品販賣業を兼營するものとす。
- (六) 府邑面外に於て製造場を設け製造した物品を府邑面内に一定の營業場を設けて卸又は小賣を爲す者も物品販賣業とす。但し其の製造業に對し國稅營業稅を課稅せられたるものときは特別營業稅を賦課せず。

##### (行政例)

- (一) 自己所有ノ山林ヨリ採掘シタル製陶用ノ土石ヲ一定ノ店舗其ノ他ノ營業場ヲ設ケテ卸又ハ小賣ヲ爲ス者ハ物品販賣業ト認ムベキモノトス
- (二) 營業稅法第十一條第二號ノ鑛物ノ中ニハ製陶用ノ土石ヲ含マザルモノトス (大正六、三、第三部)

## 二 銀行業

銀行業の普通業務は、(一)預金の受入と金銭の貸付又は手形の割引とを併せ爲すこと、(二)爲替取引を爲すことであるが、銀行令に依つて許可を受けたもの、外、朝鮮銀行法、朝鮮殖産銀行令、貯蓄銀行令等に依る特殊銀行も含む。又内地の法令其の他に依つて許可を受けた銀行及外國銀行の支店も亦爰に謂ふ銀行である。而して營業として預金の受入を爲す者は、其の名稱が銀行でなくても課税上之を銀行として取扱ふべきものである。

(參照)

金融組合ノ業務ニ對シ銀行業又ハ金銭貸付業トシテ府稅營業稅ヲ賦課スル向有之候處金融組合ハ營利ノ目的ヲ以テ設立シタルモノニ非ザルヲ以テ其ノ業務ニ對シテハ府稅ヲ賦課セザルヲ穩當ト認メラレ候條府稅ニ關スル府條例中ニ金融組合ノ業務ニ對シテハ府稅ヲ賦課セザル旨ヲ規定セシメラレ度

追テ金融組合ヲ銀行ト認メ府稅ヲ賦課スルモノアルモ銀行令ニ依リ銀行トシテ免許ヲ受ケザルモノニ對シ銀行業トシテ課税スルガ如キハ不可然義ニ有之候條相當措置セシメラレ度爲念(大正九、一二、内務局長)

銀行業者が他の銀行の代理店を爲し、又有價證券の賣買を行ふことあるも、此等は總て銀行業の範圍と認めるのが例のやうである。

### 三 保 險 業

保險團體を作り、加入者から保險料を徵集し、之を以て共通準備財産を造成し、加入者に一定の事件が発生した場合に一定の金額を支拂ふといふのが保險で、此の保險團體の事務を營業として行ふものが保險業である。相互保險會社は營利事業でないから營業稅を賦課することは出来ない。

保險業者が資金運用の手段として行ふ金銭の貸付、又は貸家、貸室等の經營を爲すが如きは、保險業の範圍である。

内地保險會社の出張所、派出所又は駐在員の詰所等に於て保險料收入事務を取扱ふものは、之を一定の營業場と認め、特別營業稅を賦課して差支ない。

### 四 無 盡 業

無盡とは、一定の口數と給付金額とを定め、定期に掛金を拂込ましめ、抽籤又は入札の方法に依り金銭の給付を爲すものであつて、此の無盡を營業として行ふものが無盡業である。無盡類似の方法で、金銭又は有價證券の給付を爲すことを業とする者も、之を無盡業として課税する例となつて居る。

無盡業者が資金運用の方法として行ふ金銭の貸付、又は有價證券の賣買は總て無盡業の範圍内と認めるのが一般の取扱である。

### 五 金 錢 貸 付 業

普通に謂ふ金貨は皆之に屬する。質屋、典當舖は勿論擔保を取り又は信用で金銭を貸付け、若は手形の割引を爲すのは總て金銭貸付業である。其の貸付資金が自己のものであると他から融通を受けたものであるとを問はないのである。而して營業たるには廣く公衆に對し其の需に應ずること、其の貸付行爲が繼續して行はれることを必要とする。偶々手許の遊金を親族故舊に融通するが如き程度のもは、之を營業と認める譯には行かぬ。抵當權設定の登記を経て金銭を貸付くるものについては、それが營業なりや否やに付て問題となることが屢々ある。利率及利息徵收の模様等にも依るが、大体十口以上の貸付がある場合には之を營業と認めるのが普通の取扱のやうである。

物品販賣業又は問屋業等の營業者が、其の賣掛代金に對し利息を收入する例があるが、此等は消費貸借に變更せざる限り金

錢貸付業と認むべきものではない。

特別營業稅を賦課するには、一定の營業場を有することを要件とするが、金錢貸付業の如きは、其の性質上格段の施設を要しないのであるから、住宅の一部で貸付に關する用辨を處理するを得るときは、之を以て營業場と認めて差支ない。

(行政判例)

他人ノ金錢ヲ資金ニ使用スル場合ト雖自己ノ名義ヲ以テ貸付業ヲ爲ス以上其ノ營業者ニ對シ課稅スルヲ相當トス(明治四〇、九、第三部)

金錢貸付者ノ債權ノ一部ニ親族故舊等特殊ノ關係ニ基クモノアリトスルモ而モ之ニ對シ概ネ一割五分乃至二割ノ利息ヲ附シ登記ヲ經テ之ヲ貸付クルモノナル以上營利ノ目的ニ出テタルモノト云フヲ妨ゲズ(明治四四、三、第三部)

小作人其ノ他關係アル小數者ニ對シ僅カ五口ノ貸金ヲ有スルニ止マルノミナラズ其ノ年度中新ニ貸付ケタルモノハ二口ニ過ヤス且ツ其ノ利息モ比較的低廉ナルモノハ繼續的ニ金錢貸付業ヲ營ム者ト認メ難シ(大正一五、七、第一部)

#### 六 物品貸付業

物品を貸付けて賃料を取得するものは物品貸付業である。貸車、貸衣裳、貸布團等は勿論、普通に物品と稱せざるもの、貸付例へば賃貸借契約に依る船舶の貸付、又は料理店若は集會所等に花卉盆栽の類を貸付くるが如き總て物品貸付業に屬す。

車帳場と稱し人力車を備へ挽子を備入れ、挽子が乗客から受ける賃金の一部を輪代として收得する者は、物品貸付業の實體を有するものが多いやうである。

米穀等の消費貸借を爲すものがあるが、之は物品貸付業として特別營業稅を賦課すべきものではないと思ふ。

#### 七 製造業

製造業とは、一定の製造場を設け、物品を製造して販賣するものを謂ふ。茲にいふ製造とは、天然產物又は原料に加工して

其の形狀、性質若は用途を變更する作業を指すのである。酒造、製織、製菓、製藥、罐詰、家具の製作等は勿論、紙に油を塗つて油紙を作り、布に刺繡を施して半襟を作るが如き皆製造である。併し彼の原始產業例へば農業、牧畜又は養蠶の如きものは製造業として課稅する限りではない。又製造業に於ける製造は、普通に物品と稱せられるものでなければならぬ。故に例へば、木材其の他の材料を以て家屋を建築するが如きは製造業ではない。

製造せられた物品の一部に加工を施し、又は之を修理するが如きは、純然たる製造行爲と謂はれぬ場合もあるが、其の状態が製造に近似して居るから、之を製造業と看做して、特別營業稅を賦課する旨を規定して居る地方が多いやうである。

製造業たるには一定の製造場の設備あることを要件とするのであるから、店頭に於て煎餅を焼いて販賣する者、店舗又は住宅の一隅で洋服を裁縫して販賣する者の如きは物品販賣業であつて製造業ではない。

(行政判例)

所謂工事中ニハ踏鐵工ノ業務ヲ含マズ蹄鐵工ハ單ニ物品ヲ製造シ又ハ加工スル一般工業ト異リ醫師、齒科醫ト同ジク精神的勞務ヲ主トスル業務ト認メザルベカラズ(大正一〇、一〇、第三部)

#### 八 電氣瓦斯供給業

電氣又は瓦斯の供給は、自ら之を製造若は發生せしめて供給するものと、他から買入れて供給するものとを問ふ必要はない。電氣又は瓦斯を利用するには相當の器具機械を必要とするが、電氣又は瓦斯供給業者が需用家の便宜を圖る爲、必要の器具機械を販賣し、又は之を貸付くるも此等は電氣瓦斯供給業の範圍と認め、物品販賣業又は物品貸付業としては取扱はぬ例となつてをる。

九 運送業

物品又は旅客を一つの場所から他の場所に移動することを運送と謂ふ。營業として此の運送を行ふものが運送業である。但し通信の輸送は郵便であつて、此處に謂ふ運送業には含まれぬ。運送業は自ら船車其の他の設備を爲し、貨物又は旅客を運送するのであるが、陸上運送たるは海上運送たるは將又航空輸送たるとの區別を要しないのである。但し鐵道（軌道を含む）に依る運送は鐵道業として課税すべきものであつて、運送業として取扱ふべきものではない。

船舶を傭船契約に依り他人に利用せしむるもの、「ハイヤー」と稱し時間に依り料金を定め、自己傭入の運轉手をして、自動車運轉せしむるもの等は、何れも物品貸付業にあらず、運送業として課税すべきものとす。

十 運送取扱業

自ら運送を爲さざるも、自己の名を以て貨物の運送又は其の附帶事務を引受けて、報酬を收得するものは運送取扱業である。

十一 倉庫業

倉庫業とは倉庫を備へ、他人の委託を受けて物品（主として商品）の保管又は貯藏を爲すものである。通常倉庫業者は倉庫保管證券（庫荷證券）を發行して金融を圖るものであるが、課税上では其の取扱の有無は問題でない。倉庫業は受託品を倉庫に保管することを條件とするものであるから、保管料を收入する場合でも、之を野積とするもの所謂田野保管又は空地保管は倉庫業ではない。又倉庫を設備しても使用期間を定めて賃貸するのは、不動産貸付業であつて倉庫業ではない。

倉庫業者が其の附隨業務として、保管物に對する火災保險の取扱を爲し（代理店は格別）其の貨物の通關事務を代辨し、受託品の轉送の取扱又は代金の取立等を行ふは、何れも倉庫業の範圍内とし、別に周旋業其の他の名目で課税すべきものではない。

ないが、入庫商品を擔保として金錢の貸付を爲すのは、金錢貸付業の兼營として取扱ふのが例である。

朝鮮農業倉庫業令に依る農業倉庫は、營利を目的とするものでないから、之には特別營業稅を賦課すべきものではない。米券倉庫も亦公益事業で課税外である。

十二 請負業

或る仕事を完成することを約し相手方から其の報酬を收得するのが請負であつて、營業として或る仕事の完成を請負ふのが請負業である。仕事の完成といふのは勞務に依り其の目的とする結果を發生せしめることである。故に請負の目的は有形、無形を問はず、又金錢的價値の有無に拘はらないのである。尙又仕事の完成に要する材料を、請負業者が出すか注文者が出すかも關する所ではない。

以上の定義に従へば製造、寫眞、印刷、運送、理髮其の他請負に屬するものは極めて多い。併し此等は所定の業目に依つて課税するのであるから請負業として課税するのは、他の業體に該當しないものに限るのである。土木建築勞力供給の如きは勿論、洗濯、洗張、染物、繪付、裁縫、製本、生繭乾燥、糶摺、疊表替、葬送取扱、屎尿塵芥の清掃等は、請負業に適合するものが多いやうである。

（行政判例）

報酬ヲ受ケテ舂舟ヲ提供シ石炭ヲ之ニ積入レ及本船ノ測ニ於テ該舂舟ヨリ其ノ石炭ヲ本船ニ積込ミ舂舟ヲ爲ス仕事ノ完成ヲ引受クルヲ營業トスル者ハ請負業トス（大正五、四、第三部）

十三 印刷業

印刷業とは他人の依頼を受け機械、化學作用其の他の方法に依り、文書圖畫の類を印刷し、料金を收入するものを謂ふ。用紙其の他の原料を印刷業者が出すか、注文書が提供するかは區別する必要はない。

印刷業者が手形用紙、繪葉書又は用箋の類を印刷し之を販賣する者があるが、此等は印刷業の範圍内であつて、別に物品販賣業を兼營するものとしては取扱はないのが例である。

十四 出版業

出版業とは機械、舎密其の他の方法に依り、圖書を印刷編纂し、又は他人をして印刷編纂せしめて販賣するものを謂ふ。

十五 寫眞業

寫眞業とは機械又は化學作用に依り、光線を應用し人物、風景又は動植物等を撮影し料金を收入するものを謂ふ。自己撮影に係る印畫を販賣するは寫眞業の範圍である。

十六 席貸業

席貸業とは一般公衆に客室又は集會所を貸付使用せしめ、之に對する賃料を收入する營業である。一般公衆の需に應ずるものたることを要するが故に、料理店又は旅館が顧客に其の客室を提供し、席料若は間代を收入するが如きは席貸業ではない。而して客室又は集會所等設け、一般公衆に對し之を貸付することを目的とするものなる以上、假令客の依頼に依り酒肴を取り寄せ、又は時に藝妓を招聘して客に遊興せしむるやうなことがあつても、それは席貸業の範圍内と認むべきものである。

十七 旅人宿業

旅人宿業とは旅客を宿泊せしめ、其の料金を收入するものであつて、宿泊者に飲食物を供すると否とは問ふ所でない。

木賃宿は通常旅人宿業に包含せない例が多い。元來木賃宿は、宿泊者の携行せし食糧品、又は其の買求める炊米其の他を調理し、薪炭代等の名義で、極めて低廉な宿料を收入するに過ぎないのであるから、之を課税外とするものであらう。

下宿業は、國稅營業稅では之を旅人宿業として課税するが、特別營業稅に於ては、別に下宿業として獨立の業目を設けて課税するのが通例である。

十八 料理店業

料理店とは一定の客室を設けて飲食物を販賣する營業であるが、特別營業稅では其の中の客をして遊興せしむるもの、みを指すのが通例である。併し兎に角一定の客室を設備するものでなければならぬから、普通に料理屋と稱へられるものでも、單に調理した飲食物を陳列販賣し、又は仕出しを爲すものは料理店業ではない。此處に客室といふのは、顧客の飲食又は遊興に専用せしむるに足る設備あるものでなければならぬ。店舗の一部に座席を設けて飲食せしむるが如きは所謂客室ではない。

十九 周旋業

周旋業とは、他人の爲に商行爲にあらざる行爲の代理取次、媒介又は用辨を爲し、之に對する報酬を受けるものである。他人の商行爲の代理又は媒介を爲すは代理業又は仲立業である。物件の賣買貸借（福德房）男女の雇傭仲介（口入屋）債權の督促取立等は總て周旋業に屬す。

（行政判例）



市場開設者が市場ニ於ケル牛馬等ノ賣買交換ノ成立竝ニ直接關與セザルモ市場内ニ於ケル家畜ノ取引ニ關シ責任ヲ負擔シ且ツ金錢ノ取引ヲ爲ス者ナル以上市場開設者ハ營業稅法ノ所謂周旋業ニアラズト云フヲ得ズ(大正五、一一、第三部)

(一) 營業稅法ノ周旋業ハ營業トシテ當事者ノ委託ヲ受ケ賣買交換、雇傭等ノ成立ヲ直接ニ助成スル行爲ヲ爲スモノヲ指稱ス (二) 家畜市場法ニ所謂定期市場ニシテ代金ノ授受ニ何等關係セズ且ツ同法施行規則第八條規定ノ擔保責任ヲ負ハザルモノハ營業稅法ニ所謂周旋業ヲ營ム者ト云フヲ得ズ(大正一四、六、第三部)

## 二十 代理業

代理業とは使用人にあらずして、一定の商人の爲に其の營業の部類に屬する商行爲の代理又は媒介を爲し、之に對する報酬を受くるものを謂ふ。

## 二十一 仲立業

仲立業とは他人間の商行爲の媒介を爲し、之に對する報酬を受くるものである。其の媒介する事項が商行爲にあらずるときは周旋業である。又一定の商人の商行爲の代理媒介を爲すものは代理業である。仲立業は廣く一般の商人の爲にする点に於て異なる。併し何れも當該業者が權利義務の主體となることなき点は共通してをる。

## 二十二 問屋業

問屋業とは、自己の名を以て他人の爲に物品の販賣又は仕入を爲し、報酬を受ける營業である。他人の爲に販賣若は仕入を爲すも、相手方に對しては自ら權利者となり義務者となる。此の点が前掲各業と趣を異にしてをる。問屋業の業務は之を一見すると、其の形態が物品販賣業と異なる所がないが、他人の爲にするものであるから、營業上の損益は總て委託者に歸屬し、問屋業者は所定の報酬を受くるに過ぎないものである。

### (行政判例)

全然自己ノ獨立シタル責任ニテ委託物品ヲ販賣スル組合ノ販賣擔當人ハ自ラ營業稅法ノ所謂問屋業ヲ營ム者ト認ムルヲ相當トス(大正一

二、一一、第二部)

## 二十三 信託業

財産權の移轉其の他の處分を爲し、他人をして一定の目的に従ひ、其の管理又は處分を爲さしむることを信託と謂ふ。信託業とは此の信託を引受くることを營業とするものである。信託業令に依り免許を受けた株式会社の外、擔保附社債信託法に依り免許を受けた信託業者も亦信託業として課税すべきものである。銀行が擔保附社債に關する信託を引受けるときは、信託業の兼營として取扱ふべきである。

信託業令に依る信託會社の、信託事業以外に兼營する業務の中に、周旋業及代理業等に適合するものがあるときは、各所定の課税を爲すは當然である。

## 二十四 代書業

代書業とは他人の依頼に依り、願届書、信書其の他の文書を代筆作成し、料金を收入する營業である。司法書士は精神上的の勞務を主とするものなるのみならず、辯護士と同じく民衆の權利擁護を目的とする特別の機關であるから、之を課税外に置くべしとの説もある。併し別に之に對し課税を禁じられたものもなく、從來から代書業として課税せる地方もあるやうである。

### (京城府の實例)

京城府では從來代書業として特別營業稅を賦課して居たが、昭和十一年度から、獨り司法書士のみならず、一般に代書業なる業目を削除

した。

二十五 測量業

測量業とは他人の依頼を受けて土地、建物、鑛山其の他の測量を爲し、料金を收得する營業である。測量業者が自己の測量に基き、設計監督を爲し、願届書提出の手續等を取扱ふのは、總て測量業の範圍内と認むべきである。

二十六 湯屋業

湯屋業とは、浴槽を設備し、之に人を入浴又は湯治を爲さしめ、湯錢其の他の料金を收得する營業である。

二十七 飲食店業

飲食店業とは、客室を設けて飲食物を販賣するものである。藝妓招聘の取次を爲すが如きものは料理店業として課税すべきものとす。飲食店は専ら飲食物の販賣を目的とするものであるから、其の客室も、顧客が自由に飲食し得る程度のものであれば足り、料理店の如き遊興の爲専用せしむる程度の設備を要せざるものである。

二十八 下宿業

下宿業とは、人を寄宿せしめて料金を收得するものである。國稅營業稅では之を旅人宿業に包含せしめて居るが、特別營業稅では區別して賦課する例である。兩者の相違点は、其の料金を定めるに當り、旅人宿に於ては多くは日額に依り下宿に在りては月額に依るのが普通である。要するに下宿は旅人宿よりも長期的であつて、設備も簡單であり料金も低廉である。併し實際は、旅人宿にして下宿を兼ねる者もあれば、下宿でも其の日泊りの旅客を宿泊せしめることがある。課稅上に於ては

設備の狀況等に照し、其の主なる業態に依るの外はあるまい。

二十九 理髮業

理髮業とは散髮、結髮、剃髻其の他人の整容の手當を爲し、之に對する料金を收得する營業を謂ふ。美粧院等の看板を掲げ、結髮以外に、化粧又は着附等の手當を行ふものがある。此等もやはり理髮業として課税すべきである。

三十 不動産貸附業

所謂貸家營業を指す。土地のみを貸付くるものは課稅外としなければならぬ。家屋を數室に區劃し、事務所又は住居向に貸付くる俗に「ビルヂング」又は「アパート」と稱するものは、不動産貸付業として取扱ふて可いと思ふ。尤とも「アパート」中には下宿業に相當する場合もあるやうである。

三十一 遊技場業

遊技場業とは娛樂的の設備を爲し、人をして遊戯又は競技を行はしめ、料金を收入する營業であつて、玉突場、麻雀俱樂部、碁會所、射的、弓場等の如き皆之に屬する。

三十二 遊覽所業

人の觀賞に適する施設を爲し、之を觀覽せしめて料金を收得するものであるが、近來はあまり見受けないうである。

三十三 藝妓置屋業

藝妓を抱へ、又は藝妓を寄宿せしめて稼業を爲さしむる營業である。藝妓に對し前借金其の他の貸金を爲すは、藝妓置屋業

の範圍であつて、金錢貸付業の兼營と見るべきものではない。

三十四 貸座敷業

貸座敷業とは、娼妓を抱へ、客をして遊興せしむる營業である。貸座敷業者が客の需に應じ、藝妓又は他の營業者の抱へたる娼妓を招聘し、又は飲食物を提供するものは貸座敷業の範圍内と認むべきものである。

第五節 課稅標準及課率

特別營業稅は收益稅であるから、稅の性質から云へば其の收益を捉へて課稅標準とするのが最も理想的ではあるが、朝鮮の現情に於ては、國稅營業稅でさへ收益課稅を實施することが困難であつて、外形標準を採用して居る。殊に地方的租稅としては、其の賦課の簡捷を圖る点も考慮すべき事項であつて、内地の府縣稅等に於ても皆外形標準に依つて居る。朝鮮に於ては、昭和元年十二月官通牒に依つて、特別營業稅の課稅標準及課率は、國稅營業稅の課稅標準及課率に準ずることに方針を示されて居る。其の國稅營業稅の課稅標準及課率は次の通である。

物品販賣業	賣上金額	卸賣甲	萬分の二
		卸賣乙	萬分の四
		卸賣丙	萬分の六
		小賣甲	萬分の八
	小賣乙	萬分の十二	
資本金額		萬分の七	

銀行業	預金額	萬分の三
	社債及借入金額	萬分の一
保險業	資本金額	萬分の七
	保險料額	萬分の七
金錢貸付業	收入金額	千分の十二
	資本金額	萬分の三・五
無盡業	資本金額	萬分の三・五
	無盡掛金額	萬分の三・五
物品貸付業	收入金額	千分の七
	製造業	甲 萬分の三
		乙 萬分の八
	丙 萬分の十三	
運送業	收入金額	萬分の十三
	印刷業	收入金額
出版業	收入金額	萬分の十三
	寫真業	收入金額
電氣瓦斯供給業	收入金額	萬分の三十三
倉庫業	收入金額	萬分の五十三

鐵道業	收入金額	萬分の二十
請負業	請負金額	萬分の十三
席貸業	收入金額	萬分の六十七
料理店業	收入金額	萬分の四十
旅人宿業	收入金額	萬分の七
運送取扱業	報償金額	千分の十
周旋業	報償金額	千分の十
代理業	報償金額	千分の十
仲立業	報償金額	千分の十
問屋業	報償金額	千分の十
信託業	報償金額	千分の十

物品販賣業中穀類、肥料、塩、石炭、薪炭、白綿絲、白綿布、石油、砂糖又は麥粉の卸賣に對してはこの稅率を、其の小賣に對しては甲の稅率を、其の他の物品の卸賣に對しては丙の稅率を、其の小賣に對しては丙の稅率を適用す。但し穀類の卸賣を爲す者に販賣する穀類の卸賣に對しては甲の稅率を適用す。

製造業中粉摺又は精米に對しては甲の稅率を、製粉、製絲、製綿、綵綿、製油、紡織又は製材に對してはこの稅率を其の他に對しては丙の稅率を適用す。

特別營業稅に付ても、以上の業目に對しては、國稅營業稅課稅標準及稅率を其の儘適用するのが通例である。

國稅營業稅の種目以外の業態に付ては、各業の收益率等を達觀し、國稅營業稅の課稅標準及稅率に倣つて決定すべきである。

昭和九年度朝鮮地方財政要覽に依り、國稅營業稅課稅種目以外の業態に對する各府の課稅標準及稅率を掲げれば次の如し。

業名	課稅標準	京城	仁川	開城	群山	木浦	大邱	釜山	馬山	山平	平壤	鎮南浦	新義州	元山	咸興	清津
藝妓	收入金額	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七
置屋業	收入金額	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七
飲食店業	收入金額	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七
下宿業	收入金額	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七
湯屋業	收入金額	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七
理髮業	收入金額	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七
代書業	收入金額	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七
測量業	收入金額	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七
遊覽所業	收入金額	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七
遊技場業	收入金額	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七
不動産業	收入金額	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七
貸付業	收入金額	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七
洗濯業	收入金額	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七
染物業	收入金額	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七	萬分ノ六十七



十五 取引所の取引員が、取引所に納付する賣買手数料及取引税に相當する金額は、課稅標準たる報償金額から控除する。特別營業稅の納稅義務者には其の業名及課稅標準を、當該府尹又は邑面長に申告すべき旨を規定するのが通例である。府尹及邑面長は此の申告に依り、若し申告なきか又は申告を不相當と認むるときは、其の調査した所に依り、毎年其の課稅標準を査定するものである。

### 第六節 納期及納額

特別營業稅の納期は、大體國稅營業稅の納期に準すべきものである。昭和元年十二月官通牒にも此の方針を示されてをる。國稅營業稅は第一期五月、第二期十一月の二期徵收となつてをる。併し特別營業稅は國稅營業稅の決定後でない調査が困難であるのと、各種租稅の納期の競合を避くる爲、其の納期を六月、十二月の二期とせる地方もあるやうである。

(京城府の例)

京城府特別營業稅雜種稅條例

第九條 特別營業稅ノ賦課期日、納額及納期限ハ左ノ如シ但シ廢業ノ場合ニ於テハ未納ノ稅金ハ其ノ際之ヲ徵收ス

賦課期日	納額	納期限
第一期 四月一日	年額ノ二分ノ一	六月末日
第二期 十月一日	年額ノ二分ノ一	十二月二十八日

特別營業稅は年稅であるが、年度の中途に於て廢業したものは、其の廢業の月まで月割を以て徵收すべきものである。此の場合の未納稅金は所定の納期に拘はらず、隨時に徵收する。又年度の中途に開業したものは、其の開業の月から月割を以て徵收すべきものである。其の月割稅額の計算方法は次の通である。

#### 一 廢業の場合

年度の中途に廢業した場合は、年稅額を算出し、之に四月から廢業の月に至る月數を乗じたものを十二分し、國庫出納金端數計算法を適用したものを徵收すべき月割稅額とする。第二期納期開始後翌年二月までの間に廢業した場合は、右の月割稅額から、既に徵收した第一期分納額を控除した金額を隨時に徵收する。

#### 二 開業の場合

年度の中途で開業した場合は、其の年稅額を算出し、之に開業の月から三月に至るまでの月數を乗じたものを十二分し、國庫出納金端數計算法を適用したものを徵收すべき月割稅額とする。而して年度開始後第二期納期開始までの間に開業した場合は、右の月割稅額から、年稅額の二分の一(錢位未滿の端數を切捨つ)即ち第二期分納額を控除した金額を隨時又は第一期に徵收する。

特別營業稅は會計年度に依つて賦課するが、國稅營業稅は曆年で計算する爲、既に特別營業稅を賦課した者が國稅營業稅を賦課せられ、一月から三月までの稅金が重複負擔となる場合がある。此の場合は十二月の廢業と同一に取扱ひ、既納特別營業稅の過納分を還付するのが相當である。

年の中途に營業を繼續し、又は營業の承繼と認むべき事實あるときは、納期に於て現に營業する者から、其の特別營業稅を徵收することに規定するのが通例である。

### 第七節 減損更訂

既に述べたやうに、特別營業稅は前年の實績を標準とし、前年一箇年の實績のないものは豫算年額を標準として課稅するも

のであるが、之は課稅標準を前年の實蹟に探ると云ふまで、あつて、課稅は其の年の課稅である。従つて其の課稅標準額と其の年の事實とが、著しく變化が生ずる場合は、擔稅力に適應しない課稅を行ふ結果になる。故に其の年の事實が課稅標準額より或る程度以下に減少した場合は、其の課稅標準を更訂するのが一般の例である。而して此の減損更訂を許すべき程度は、別に定つた根據はないが、國稅營業稅の例に準ずるのが妥當である。國稅營業稅に在りては、其の年の實蹟に依つて計算した額が當初決定額の三分の二未満に減じた場合には、納稅義務者の申請に依り其の課稅標準を更訂する。而して其の更訂額が課稅最低限に達しない場合は其の營業稅を免除することになつて居る。(朝鮮營業稅令第一八條、第一八條ノ二)併しながら此の更訂の申請を無期限に許すことは、歳入の確定を見ることが出来ないことになるから、翌年一月三十一日迄に申請したものでないと更訂しない。(朝鮮營業稅令第一八條ノ四)

(京城府の例)

京城府特別營業稅種稅條例

第十二條ノ二 課稅標準中其ノ年ノ實蹟ニ依リ計算シタル額ガ府尹ノ決定シタル額ノ三分ノ二ニ達セザルトキハ納稅義務者ノ請求ニ因リ其ノ課稅標準ヲ更訂ス

第十二條ノ三 課稅標準中其ノ年ノ實蹟ニ依リ計算シタル額ガ第三條ノ二(課稅最低限)ノ金額ニ滿タザルトキハ納稅義務者ノ請求ニ因リ特別營業稅ヲ免除ス

第十二條ノ四 前二條ノ規定ニ依リ課稅標準ノ更訂又ハ特別營業稅ノ免除ヲ受ケントスル者ハ翌年一月三十一日迄ニ府尹ニ請求スベシ

此處に問題となるのは、前年迄相當の成績を舉げた者が其の年の中途に廢業し、而も其の年の業績が極めて不振で營業を持続しても既定の課稅標準の三分の二に達しないものなる場合、例へば貸座敷業者が前年中の收入金額五萬圓を課稅標準として

本年の特別營業稅を賦課した場合、其の營業者が本年に至り失敗し十一月に至り遂に倒産して廢業し、其の本年一月から廢業に至る迄の收入金は千圓に過ぎなかつたとすれば、本年の特別營業稅は五萬圓を標準とした月割稅額を徵收し、減損更訂を許さざるや、又は減損を認めて課稅標準を更訂すべきや、本年の實蹟が年額を計算するのであるから、設例の如き年額のないものは、減損更訂を認めずと解する人もあるが、減損更訂の制度を設けた趣旨に依り、其の更訂を認めるのが穩當である。而して此の場合は月割計算等の方法に依つて本年の實蹟を年額に換算し、之を當初決定額と比較すべきものであらう。斯くして計算した更訂年稅額の月割額を徵收するのが穩當である。

右の外、國稅營業稅に在りては、其の年の營業の利益が、其の年の營業稅額の十五割に達せないとときは、納稅義務者の請求に因り、其の差額に相當する營業稅を免除する規定があるが(朝鮮營業稅令第一八條ノ三)地方的租稅としては稅額も概して小額であり、課稅技術上から見ても困難であるから、斯る規定は設けてないやうである。

### 第八節 賦課手續

特別營業稅の業名及課稅標準は、毎年納稅義務者をして之を申告せしむるが、實際の狀況は其の申告義務を履行する者が至つて少ない。又申告しても直に其の申告を是認し得るものは餘り多くないやうである。従て府尹又は邑面長は進んで之を調査し、正當且公平な課稅標準を捉へて賦課しなければならぬ。當該官吏吏員は、營業所を臨檢し、帳簿物件を檢査する權能を與へられおることは既に述べた所である。

特別營業稅の納稅義務は、府尹又は邑面長の賦課處分に依つて確定するものであるから、府尹又は邑面長が其の賦課額を決定したならば、之を納稅義務者に通知することを必要とするが、通常府尹又は邑面長は特に其の決定通知書を發することなく

納期に於て納稅告知書を發付する。此の納稅告知書は納稅を命ずる書面であるが、納稅義務者は之を受くることに依つて、特別營業稅の決定ありたることを知ることになる。

府又は邑面に於ては特別營業稅調査簿を設備して、其の申告及調査の事蹟を明かにし、特別營業稅臺帳を設けて、特別營業稅賦課に關する事項を登載整理すべきものである。

## 第二項 雜種稅

### 第一節 雜種稅の本質

雜種稅とは、地方稅中特に獨立の稅目を附しない特別稅を總稱したもので、或は收益稅に屬するものもあれば、又消費稅に屬するものもある。内容に於ても物件に賦課するもの、營業に賦課するもの、特定の行爲に賦課するもの、更に此等の收入を對象とするもの等ありて、其の名の如く種々雜多の性質を包含するものである。

### 第二節 課稅種目、課稅標準及課率

雜種稅を賦課し得べき種目は、昭和元年七月官通牒で之を示されてをる。次の如し。

- 市場 (市場規則第一條第三號該當のもの)
- 電柱
- 船
- 金庫 (手提金庫を除く)

乘馬

犬

(食用に供するものを含まず)

獵銃

(火藥を用るざるものを含まず)

遊藝師匠

俳優

藝妓

舞妓

諸興行

尙從來賦課せるもの、中諸職工、按鍼及露店は賦課せざることを、娼妓、仲居、酌婦、幫間及行商は賦課せざるを適當とするも、財政の都合上止むを得ず賦課する場合は、成るべく稅額を輕減すべきことを示されてをる。

朝鮮に於ける各府邑面の現行課稅種目は大体右に従つて居る。但し娼妓は群山、木浦の兩府、幫間は京城、仁川の兩府、酌婦は新義州府で課稅して居るのみである。此の外に新義州府では行商、平壤府では臨時店舖に課稅してをつたが今は廢止せられたやうである。

以上の如く雜種稅の課稅種目を示されて居るが、必ずしも此に限る譯ではあるまい、文化が進み經濟狀態が發展するに従ひ更に好適な課稅種目を發見するであらう、勿論其の課稅に適するものであれば許されること、思ふ。

(參照)



内地に於ける雜種稅の課稅種目は非常に多いが、朝鮮に施行せられて居ないものに流木、立木伐採、樞、扇風機、傭人、温泉、俱樂部、筏、玉突き、廣告、鵜、遊漁、觀覽、水車、牛馬等がある。

以下右の各種目に付解説する。

### 市場

雜種稅を賦課すべき市場は、市場規則第一條第三號に該當する市場であるが、其の市場經營の内容には國稅營業稅若は特別營業稅の課稅要件を具へ、此等の賦課を受けるものもあり、市場として雜種稅を賦課せられてをるものは至つて少いやうである。此の外に正米市場と稱するものがある。舊四號市場に相當する。之に對しては取引所稅附加稅に準じ雜種稅を賦課することが出来る。三號市場及正米市場を通じ、現在雜種稅を賦課してをるのは釜山府のみであつて、其の課稅標準及課率左の如し。

三號市場 收入金百圓に付 二圓五十錢

正米市場 販賣石數一石に付 一厘五毛

市場規則(大正三、九、府令第一三六號)

第一條 本令ニ於テ市場ト稱スルハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ

一、二(省略)

三 委託ヲ受ケ競賣ノ方法ニ依リ貨物ノ販賣業ヲ行フ場所

第二條 市場ハ公共團體又ハ之ニ準ズベキモノニ非ザレバ之ヲ經營スルコトヲ得ズ

第二十六條 委託ヲ受ケ競賣ノ方法ニ依リ貨物ヲ販賣スル市場ハ當分ノ内公共團體又ハ之ニ準ズベキ者以外ノ者ニ對シ期限ヲ附シ其ノ設置

ヲ許可スルコトヲ得

第二十七條 本令施行ノ際現ニ存在スル市場ニシテ會社又ハ個人ノ經營ニ屬セザルモノハ道長官ノ指定スル公共團體又ハ之ニ準ズベキモノニ於テ設置シタルモノト看做ス

第二十八條 本令施行ノ際現ニ會社又ハ個人ニ於テ經營スル市場ハ引續キ之ヲ經營スルコトヲ得

朝鮮正米市場規則(昭和六、九、府令第一一〇號)

第一條 正米市場ハ營利ヲ目的トセザル法人又ハ米ノ賣買者ハ仲立ヲ業トスル商人ノ組合ニ非ザレバ之ヲ經營スルコトヲ得ズ

第二條 正米市場ニ於テハ米ノ外業務規程ノ定ムル所ニ依リ粟、大豆、麥其ノ他ノ雜穀又ハ肥料ヲ賣買スルコトヲ得

### 電柱

電柱とは何を謂ふか、別段其の定義を明かにしたものを見ないが、電線を支持する柱であることは疑ひない所であつて、木柱、コンクリート柱及鐵柱の外、組立てた鐵塔も亦電柱の一種である。

電柱たるには其の支持する電線が、強電流電氣の傳送用たると、弱電流電氣の傳送用たるとを問はないのである。故に電信電話又は電氣信號線等の支持物も電柱である。従つて公衆通信の用に專用する電話線路の電柱に對しては雜種稅を賦課せざるも、電氣供給業者が業務上の必要に依り設備する保安通信用電話線路の支持物も、此處に謂ふ電柱として雜種稅を賦課して差支ないものである。

(參照)

朝鮮電氣事業令(昭和七、二、制令第一號)

第二條 本令ニ於テ電氣工作物ト稱スルハ電氣ノ供給又ハ使用ノ爲施設スル水路、貯水池、器具、機械、電線路其ノ他ノ工作物ニシテ電氣事業ノ用ニ供スルモノヲ謂フ

電氣ノ傳送ニ關シ必要ナル保安通信ニ用ユル電氣導體及之ヲ支持シ又ハ保藏スル工作物ハ之ヲ第一項ノ電線路ト看做ス  
朝鮮電氣工作物規程（昭和八、一〇、府令第一一八號）

第二條 本令ニ依ル用語ハ左ノ例ニ依ル

電線トハ強電流電氣傳送ニ用ユル電氣導體ヲ謂フ

電線路トハ電線及之ヲ支持シ又ハ保藏スル工作物ヲ謂フ

支持物トハ電線路ニ使用スル木柱、鐵柱、鐵塔及鐵筋コンクリート柱ヲ謂フ

弱電流電線トハ電信線、電話線、電氣信號線其ノ他弱電流電氣傳送ニ用ユル電氣導體ヲ謂フ

第九十條 送電ノ連絡ヲ有スル發電所及變電所相互間ニハ保安通信用電話ヲ施設スルコトヲ要ス

左ニ掲グル箇所相互間ニ於テモ保安上必要ト認ムルトキハ保安通信用電話ノ施設ヲ爲スベシ

一 發電所及其ノ水路

二（省略）

雜種稅賦課の目的たる電柱は、其の建設地が國有地たると官有地たると、將又私有地たるとを問はないのである。而して其の賦課の範圍を、營利事業に關聯する建設に限るか、又は苟も電柱と認められるもの、總てに賦課すべき乎は、課稅團體の自由であるが、其の條例若は賦課規則に明示してない場合は、營利事業に關聯する電柱に限り賦課の目的とするものと解すべきであらう。

電柱に對する雜種稅は電柱の所有者に對して賦課すべきものであるが、地方に依つては、營利會社が其の營業に付他人の建植した電柱を使用する場合、其の使用者を以て納稅義務者とする所もあるが、之は一般の電柱稅としては不適當であつて、其の使用收益を稅源とする特別の課稅と謂はねばならぬと思ふ。

電柱には、前述の如く木柱、コンクリート柱、鐵柱及鐵塔の種別があつて、内地に於ては夫々課率を異にしてをるが、朝鮮では各地とも之を區分せず、一律の課率で賦課してをるやうである。H形、A形、I形等の電柱に對しては、之を一本として計算する地方と、二本以上に計算する地方とがある。京城府では其の地表の建植本數に依り二本以上に計算するが、本柱を支持する支柱は之を課稅外として居る。

電柱に對する課率は、昭和二年七月官通牒で其の制限率を示されてをる。即ち府は三圓以下、邑面は二圓以下である。（現在府では群山、開城、大田、全州は二圓其の他の府は何れも三圓である）尤とも昭和二年四月一日現在の建植本數に對しては、其の當時の課率を適用して居る地方がある。（府では仁川、元山は四圓、釜山は五圓、京城は八圓を賦課して居る）

電柱ニ對スル府稅又ハ面賦課金ノ賦課ニ關スル件（昭和二、七、內務第六七號官通牒）

近時往々電柱ニ對スル府稅又ハ面賦課金ヲ増率セントスル尙有之候處賦課其ノ度ヲ超ユルニ於テハ電氣事業ノ改良發達ヲ阻害スルノ虞モ有之妥當ナラズト被認候ニ付特殊ノ事情ナキ限り一本ニ付府ニ在リテハ三圓面ニ在リテハ二圓ノ範圍内ニ於テ取扱ハシメラレ度此段及通牒候也

道テ右ハ單ニ最高限度ノ標準ヲ示シタル義ニ有之之ガ課否ノ決定竝ニ之ヲ課スル場合ニ於ケル課率ノ決定ニ付テハ電氣事業ノ狀況ト府面ノ財政トニ鑑ミ重課ニ涉ラザルヤ適當ニ措置スベキハ勿論ニ候條賦課セザル向ニ於テ俄ニ之ヲ新設シ又從來ノ賦課率ガ本通牒ニ比シ低率ナルノ故ヲ以テ漫ニ之ヲ引上アル等其ノ負擔ニ激變ヲ生セシムルガ如キコト無之様注意セシメラレ度申添候

實際上の取扱としては、家屋其の他の工作物に取着けた柱は課稅外とし、地上に建設したものである、街路照明の點燈を主とし、併せて電氣傳送用電線を架設するもの、類、及電燈用引込線で極めて微弱なる木柱の如きものに對しては、雜種稅を賦課しないのが穩當と考へられる。

道路、橋梁、溝渠、河川、堤防其の他公共の用に供せられる土地に電柱を建設するときは、其の土地の管理者は、朝鮮電氣事業令第八條の規定に依り、事業者に對し使用料を徴收することが出来るが、電柱に對する雜種稅の賦課は、此の道路其の他の使用料とは全然關係のないものである。

(内地實例)

電柱ニ對スル雜種稅ニ於テ所有者ト使用者ト異ルトキ其ノ使用者ニ之ヲ賦課スルハ適當ナラズ(昭和二、四、神地第六五號)  
(同)特別稅雜種稅條例ニ依リ單ニ通話ノ目的ニ供スル法人ノ保安通信用ノ電話柱ニ付テハ電信法第二條、第十一條及私設電話規則第二條、第四條ニ依リ送配電線電柱ト同様ニ課稅ノ目的ト爲シ之ニ課稅スベキモノニ非ズト認ムルモ多少疑義有之候ニ付何分ノ御指示相成度(答)  
右ハ條例中ニ電話ヲモ課稅客體トスル規定アルニ於テハ之ニ課稅シ差支無之、追テ電信法第三條第一項ノ規定ニ依リ公衆通信又ハ軍事上必要ナル通信ノ用ニ供セラレタル場合ハ然ラザル義ニ有之爲念(昭和五、四、阪地第九號)  
(行政判例)

電信法第十一條ハ政府施設ノ電信電話ニノミ適用セラレ私設ノ電信電話ニ付テハ公衆通信又ハ電信法第三條第一項ニ依リ現ニ軍事通信ノ用ニ供セラレルモノノミニ同法第四十三條ニ依リ準用セラレルモノト解スルヲ相當トス(昭和一〇、六、第三部)

船

朝鮮船舶令に於ては汽船及帆船を船舶と稱するが、雜種稅を賦課すべき船とは、必ずしも此等の船舶のみを指すとは限らぬ。團平船、達磨船及倉庫船の如きものに對しても、之を賦課することが出来るのである。尤とも舢舨船、バッテリー、川舟等も船ではあるが、之等の如き微弱なものは課稅の範圍外とする方が穩當である。

現在各府で雜種稅を賦課する船の種類、課稅標準及課率は次の通である。

仁川府 達磨船一隻には年六圓、倉庫船 同上、其の他は一噸又は十石迄毎に年八錢。

木浦府 發動機又は蒸氣機關あるもの一隻に付五十噸又は五百石以上年二十四圓、十噸又は百石以上年十三圓、五噸又は五十石以上年四圓、發動機又は蒸氣機關なきもの五十噸又は五百石以上年八圓、十噸又は百石以上年四圓、五噸又は五十石以上年二圓。

釜山府 團平船一隻に付年十圓、倉庫船一隻に付年六圓、汽船一噸に付年二十錢、機帆船一噸に付年十五錢、帆船一噸に付年七錢。

鎮南浦府 汽船帆船共一噸又は十石迄毎に年六錢

元山府 汽船、發動機船、帆船共一隻に付百噸又は千石以上年二十五圓、五十噸又は五百石以上年二十圓、五十噸又は五百石未滿年十五圓、團平船一隻に付年十二圓、其の他の船長さ二十尺以上年六圓、二十尺未滿年三圓。

清津府 團平船及舢舨一隻に付年十二圓、汽船及帆船一隻に付二十噸又は二百石以上八圓、十噸又は百石以上年六圓、十噸又は百石未滿年四圓。

船舶に對する雜種稅は其の所有者に對し賦課すべきものであつて、他人の船を借受け使用する者があつても、其の使用者に賦課することは宜しくない。而して朝鮮船舶令に依り船籍港を定めたものは、其の船籍港所在の府又は邑面に於て賦課し、朝鮮船舶令の適用を受けない船に付ては、其の定繫場所在の府又は邑面に於て之を賦課すべきものである。

(參照)

府稅雜種稅中船稅ノ賦課ニ關スル件(昭和六、六、內務局長)

朝鮮郵船株式會社ノ所有スル船舶ニ對シ仁川府ニ於テハ同府ニ船籍ヲ置クノ故ヲ以テ、木浦府ニ於テハ同府ヲ定繫場トスルノ故ヲ以テ何レモ府稅雜種稅中船稅ヲ賦課シタル事實ニ付同社ヨリ同一船舶ニ對シ假令府ヲ異ニスト雖重複ニ課稅セラルベキモノニアラザルベキ旨申出アリタル所現行府條例ニ於テ其ノ府ヲ船籍港又ハ定繫場トスル船舶ニ對シ船稅ヲ賦課スルコトト爲シタルハ船籍港ヲ有スル船舶ニ付テノ課稅スルトキハ船籍法第二十條ノ規定ニ依テ船籍港ヲ定ムルコトヲ要セザル船舶ハ課稅外ニ置カルコトトナリ課稅ノ適正ナ期シ難キガ爲ニ之ニ定繫場ヲ加ヘ船籍港ノ存スルモノハ船籍港ニ依ラシメ船籍港ナキモノハ主タル定繫場ニ依テ（府ニ主タル定繫場ノ存スルヤ否ヤハ專ラ府尹ノ認定スル所ニ依ル）課稅ノ如何ヲ決シ彼是課稅ノ適確公正ナ期セシメントスル趣旨ニ外ナラザルガ故ニ條例中船籍港又ハ定繫場トアルノ故ヲ以テ同一船舶ニ對シ重複課稅ヲ爲スハ其ノ趣旨ニ非ザルベク本件ノ如ク船籍港ヲ定メタル船舶ニ在リテハ其ノ船籍港ニ於テ船籍港ヲ所有スルモノナルヲ以テ其ノ所有地ニ於テ賦課スルコトニ留ムルヲ妥當ト認ムルニ付其ノ旨示達相成タシ

### 金庫

金庫とは火災及盜難防止の性能を有し、通常金錢、有價證券、帳簿書類、家寶其の他の貴重品を收藏し又は保管する物件を謂ふ。

雜種稅賦課の目的たる金庫は、其の名稱に捉はるゝ必要はない。近頃は保安庫、寶庫、書庫、「セイフファイル」等の名稱を附して發賣せられ、其の構造等も色々變つたものがある。此等は何れも火災及盜難防止の效力があるか否かに依つて、其の課否を決定しなければならぬ。火災防止の効能ありや否やは、豫め一定の標準を設ける譯には行かないが、普通の火災に遭遇するも重壓に堪へ、而も轉落等の爲破損することなく、收藏物の絕對安全を期し得るものであれば足る。最近の新發賣品中には、鋼材を用ふる防災の實効ありと宣傳せらるゝもので、所謂「ボヤ」程度の火災には故障がないとしても、家屋の全燒倒壞等の厄災に際會し、絕對安全を期し難い構造のもの、例へば、外側及内面の鋼板を銑止とし、其の中間に川砂の類を充填せるも

の、又は扉と枠との噴合部分の密着不完全で、火焰の浸潤するが如き程度のもは課稅に適しない。之に反し、木材を以て庫體とするも、志賀式又は高杉式と稱するもの、如き、特別の化學的操作を加へ、殆ど完全なる耐火力を備ふるものもある。此等は固より金庫として課稅して差支はない。盜難防止の裝置に付ても亦豫め一定の標準を定め難いが、外側の鐵板が壓力に堪へず、又は接合部若は扉の蝶番等が人爲的に破壊し得らるゝ程度のもは課稅に適しない。鎖鑰も必ずしも符號錠たることを要しないが、鍵錠は相當頑丈であつて、容易に他の模倣を許さざる程度のもでなければ金庫としての用を爲さぬ。

普通に金庫と謂へば什器を指すやうであるが、建物の一部を區劃し、室其のものを金庫に築造したのも、動産金庫と同様の効用あるものは、矢張り金庫として雜種稅を賦課することを認められてをる。内地では之に課稅した例がないが之を課稅外とする理由は、思ふに此等は家屋の一部であつて、家屋稅を賦課した上に重ねて金庫として雜種稅を賦課するのは不當であるといふのであらう。併し朝鮮の現行家屋稅は、内地の家屋稅の如き賃貸價格を標準とするものでなく、其の坪數に依つて賦課するのであるから、其の實質に於て二重課稅とはならぬ。

此の築造金庫も亦動産金庫と同じく火災盜難防止の性能ありや否やに依つて其の課否を定むべきである。即ち入口及窓の扉の如きは、動産金庫に於けると同程度の構造たるを要し、周圍の區劃も、石材、鐵筋若は鐵骨コンクリート造其の他の不燃燒材を以て構築せられたものでなければならぬ。普通「マンホール」を設備せられるが、課稅上には必ずしも之を要件としない。要するに火災盜難に對し絶體安全を期し得らるゝものは、其の名稱又は用途の如何を問はず、總て之を金庫と認めて差支ない。獨立した一棟の倉庫であつても、以上の條件に合致するものは、矢張り一種の金庫と認められる。

金庫に對する雜種稅の納稅義務者は、金庫の所有者である。尤も家屋が質權の目的となつて居る場合は、其の家屋内の築造